

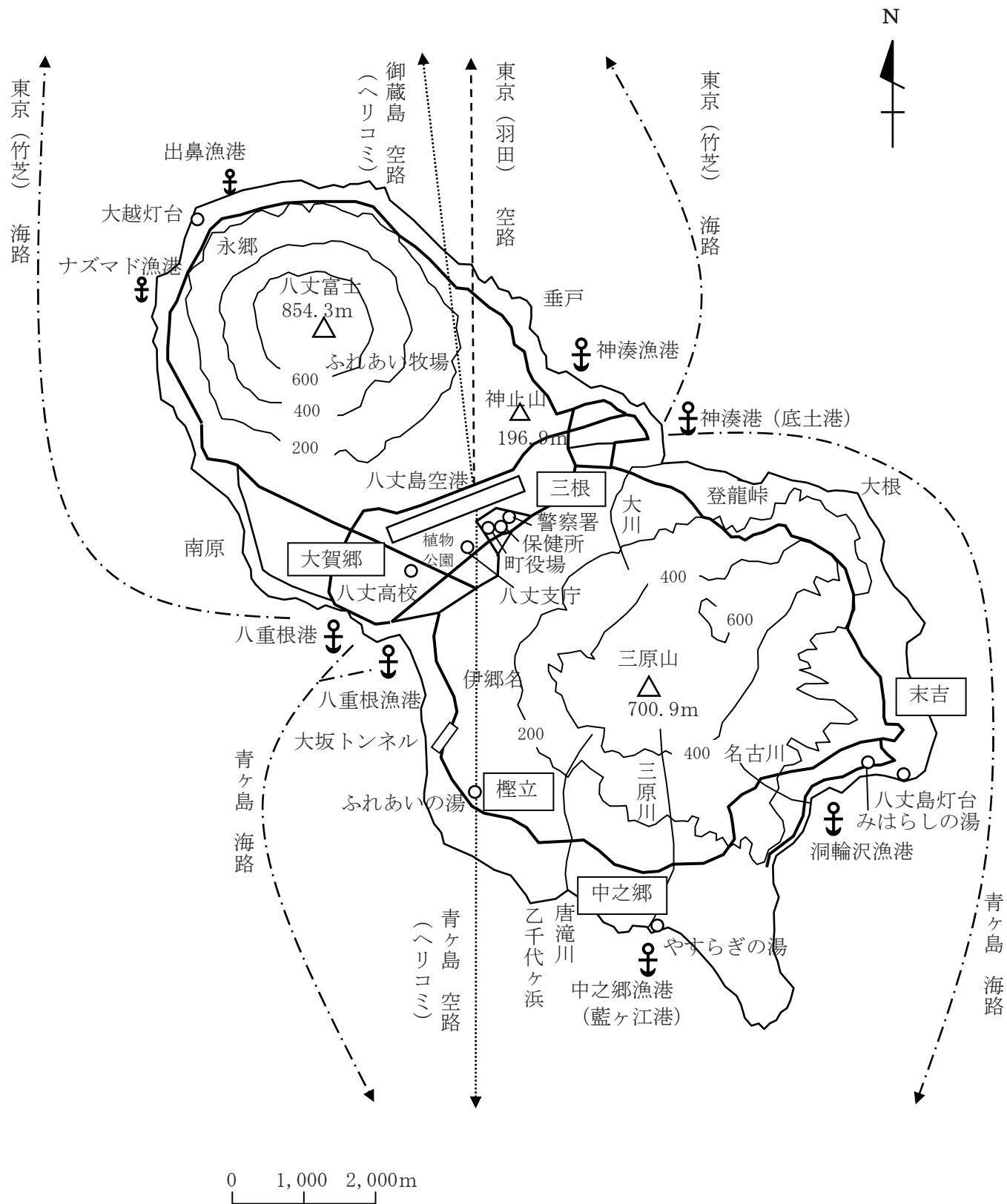
事 業 概 要

令 和 7 年 版

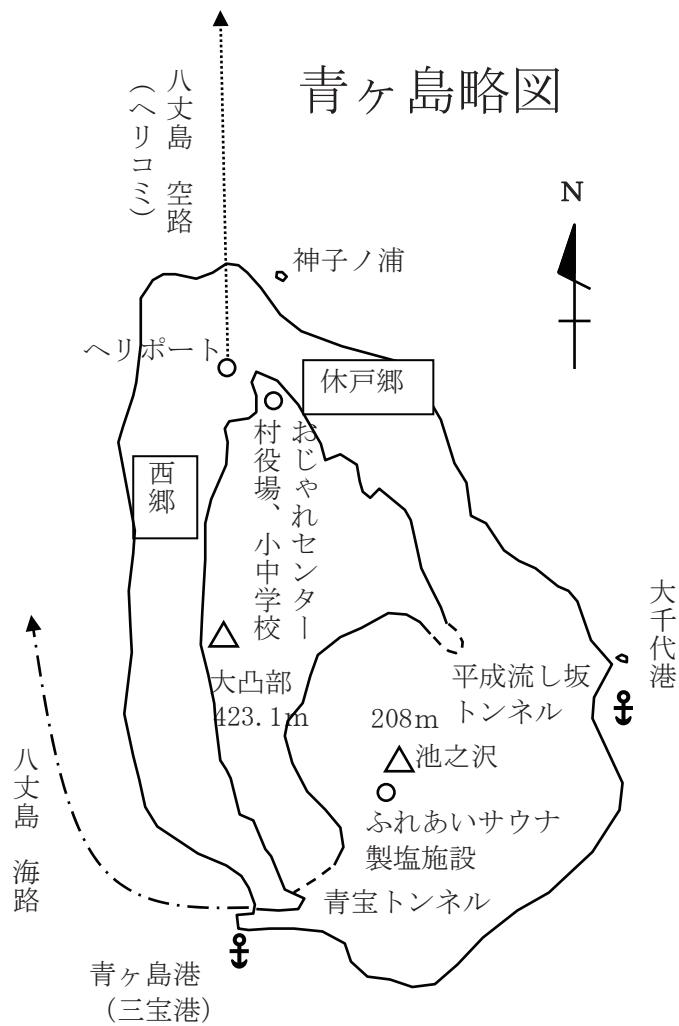


東京都八丈支庁

八丈島略図

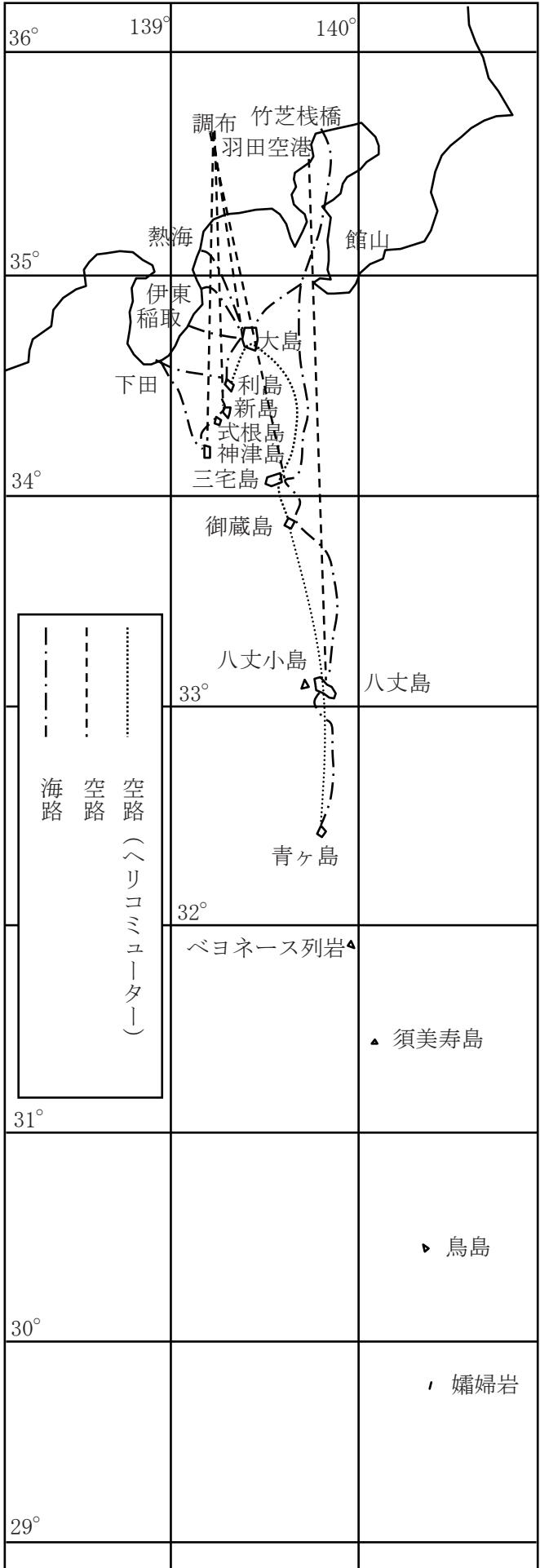
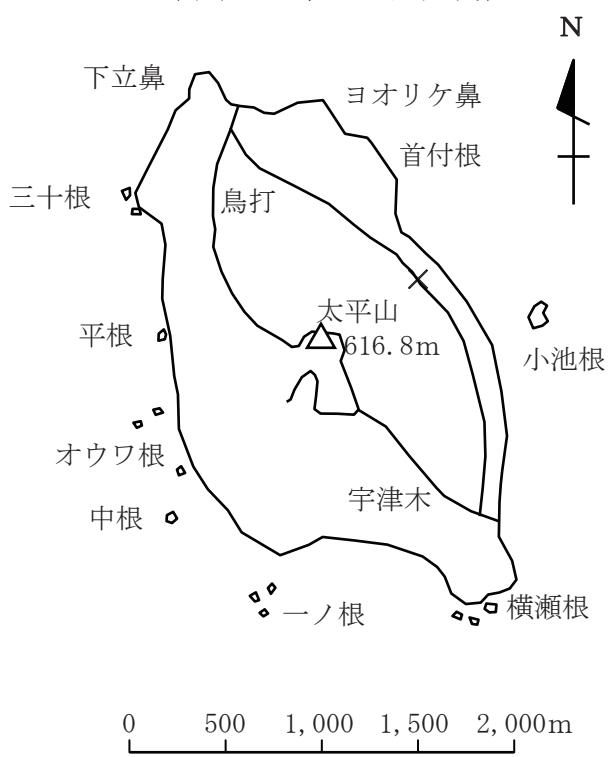


青ヶ島略図



八丈小島略図

(昭和 44 年から無人島)



目 次

I	管内概況	1
第1	地勢	3
1	位置・面積	3
2	気象	4
第2	世帯と人口	7
1	八丈町・青ヶ島村地区別世帯数及び人口	7
2	人口・世帯数推移	7
3	年齢構成	8
第3	交通	9
1	海路	9
2	空路	9
3	島内交通	9
II	組織・財政	11
第1	組織	13
1	概要	13
2	支庁職員配置表	13
3	機構及び担当事務	14
4	その他の管内の東京都機関	15
第2	財政	18
1	歳入	18
2	歳出	18
3	支庁所管都有財産	19
III	事業	21
第1	産業	23
1	概要	23
2	農業	26
3	森林・林業	32
4	水産	38
5	商工業	42
6	觀光	45
第2	労働	47
1	概要	47
2	失業者就労事業終息	47

第3	土木	49
1	概要	49
2	道路事業	50
3	土砂災害対策事業	64
4	海岸保全事業	69
5	予防保全型管理の実施	70
6	用地取得関係	70
7	建築確認申請に関する受付	73
8	屋外広告物に関する許可	73
第4	自然公園	74
1	概要	74
2	自然公園法に基づく許可申請・届出	76
3	公園・園地の管理と整備	78
第5	港湾・漁港・空港・海岸	81
1	概要	81
2	港湾・漁港・空港・海岸の管理	85
3	整備事業	90
第6	防災対策	92
1	概要	92
2	地方隊編成及び分担業務	93
3	災害通信系統図	94
4	水防対策	95
5	災害用備蓄品現況	95
第7	救急搬送	96
1	救急ヘリコプターの運航	96
2	救急ヘリコプター要請経路	96
3	八丈支庁管内 救急搬送実績	97
第8	環境公害	98
1	概要	98
2	大気汚染防止法に基づく届出事業所件数	98
3	水質汚濁防止法に基づく届出事業場件数	98
4	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出事業所件数	99
5	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく工場・指定作業場件数	99
6	火薬類消費許可	99

第9	社会福祉	100
1	概要	100
2	生活保護	100
3	生活困窮者自立支援制度	101
4	障害者福祉	101
5	母子・父子・女性福祉	103
6	児童福祉	104
7	共同募金・日本赤十字	104
第10	保健・衛生	105
1	概要	105
2	地域保健サービス分野	106
3	生活衛生分野	110
4	その他	113
5	青ヶ島村について	113
第11	教育	115
1	概要	115
2	学校教育	115
3	社会教育	120
4	八丈管内指定文化財一覧	120
5	国登録・都指定文化財解説	124
IV	付表	131
第1	年表	133
第2	町村概要	143
第3	鳥島の記録	149
第4	離島振興事業計画書	151
第5	行政特記事項	152
第6	主な災害記録	155
第7	行事	161
第8	官公署調	162

I 管 内 概 況

第1 地勢

1 位置・面積

八丈支庁管内の主な島は下表のとおりであるが、八丈島、青ヶ島の他は現在無人島となっている。

八丈島と八丈小島は八丈町の、青ヶ島は青ヶ島村の区域である。これらに属しない他の島は直接東京都が管轄している。

八丈島は、東京南方海上287kmに位置し、面積69.11km²・周囲58.91kmのひょうたん型をした島である。

地形的には富士火山帯南帯に属する火山島であり、南東部を占める三原山火山、北西部を占める八丈富士火山より成り立っている。三原山は直径1kmのカルデラを囲む先カルデラ成層火山で、その内側に後カルデラ成層火山をもつ複式火山である。一方、八丈富士は典型的な円錐形の成層火山で南東へ比較的広い裾野を展開している。集落は、島の南東部に位置する三原山を中心とする樅立・中之郷・末吉で形成される坂上地区と、島の北西部に位置する永郷地区及び八丈富士と三原山の中間にあり島の経済活動の中心地である大賀郷・三根で形成される坂下地区がある。

青ヶ島は、八丈島の南方約70kmに位置し、面積5.95km²の楕円形をした島である。地形的にはカルデラを有する典型的な二重火山であり、成層火山をなし外輪山及び2個の中央火口丘からなる内輪山で構成されている。外輪山の外側斜面は45度から70度の急崖をなし海岸線に臨んでいる。また、海岸沿いには高さ50mから200mにおよぶ直立する海食崖が形成されている。一方、2個の内輪山は、標高100mの平坦なカルデラをなす外輪火口底のほぼ中央部の2個所に噴出している。集落は島の北側平坦地である休戸郷及び西郷地区に集中している。

地名	区分	面 積 km ²	周 围 km	位 置		東京から の距離 km	緯度比較
				北 緯	東 経		
八 丈 島		69.11	58.91	33° 6' 46"	139° 47' 21"	287.0	四国室戸岬
八 丈 小 島		3.07	8.70	33° 7' 32"	139° 41' 18"	285.1	"
青 ケ 島		5.95	9.00	32° 28' 01"	139° 45' 48"	358.4	八代市
ベヨネース列岩		0.00		31° 53' 14"	139° 55' 3"	423.2	宮崎市
須 美 寿 島		0.02		31° 26' 23"	140° 3' 2"	476.0	鹿児島市
鳥 島		4.79	8.40	30° 29' 2"	140° 18' 11"	581.6	種子島
孀 婦 岩		0.00		29° 47' 39"	140° 20' 31"	658.4	
計		82.94					

(注) 1 各島等の位置は、八丈島及び青ヶ島については町・村役場の所在地を、またその他は中心点を示している。

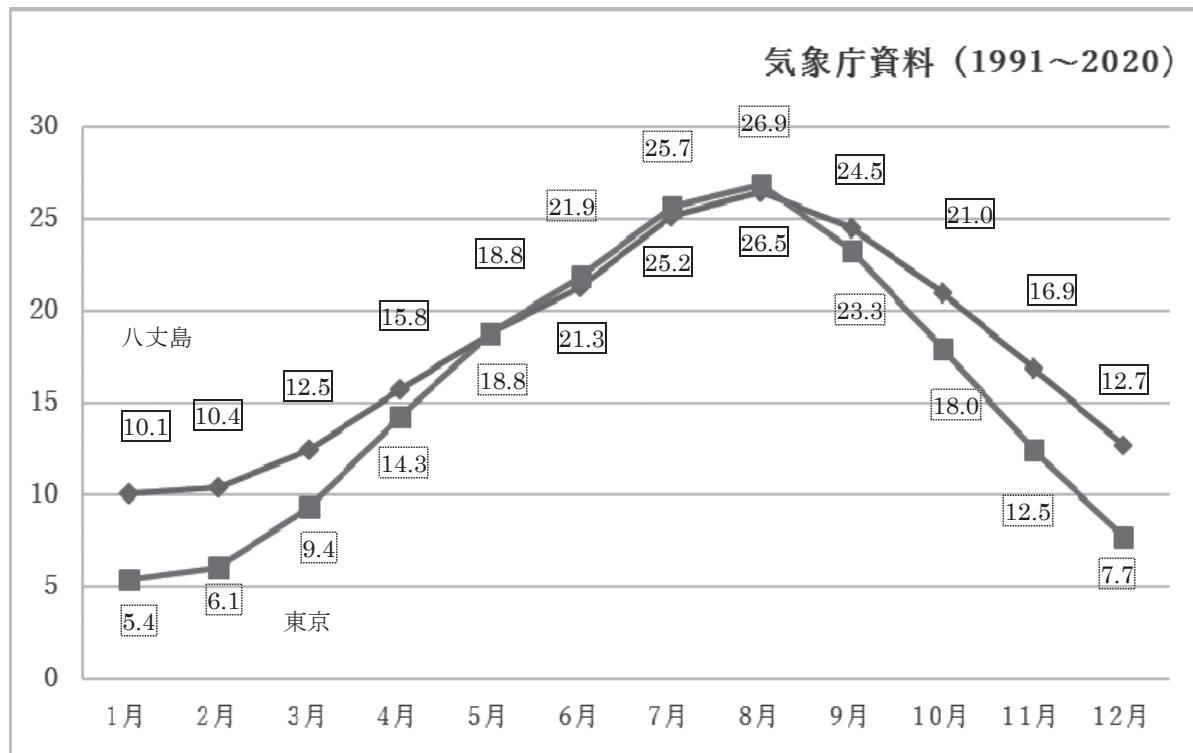
2 東京からの距離は、都庁から町・村役場又は中心点までの直線距離を国土地理院が測定したものである。

2 気 象

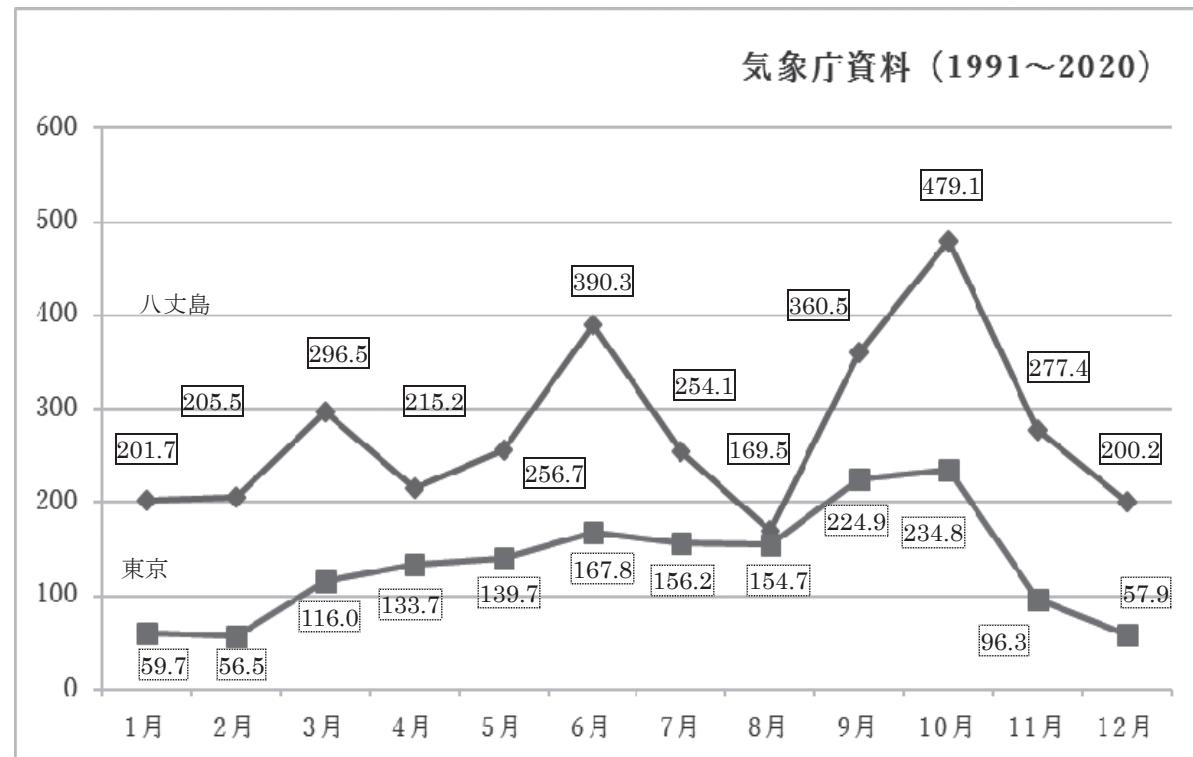
八丈島の気象は黒潮暖流の影響を受け、はっきりした海洋性気候を呈している。冬暖夏涼であり、雨が多く、快晴日数の少ないことが八丈島の気象の特徴である。

(1) 八丈島と東京の気象比較

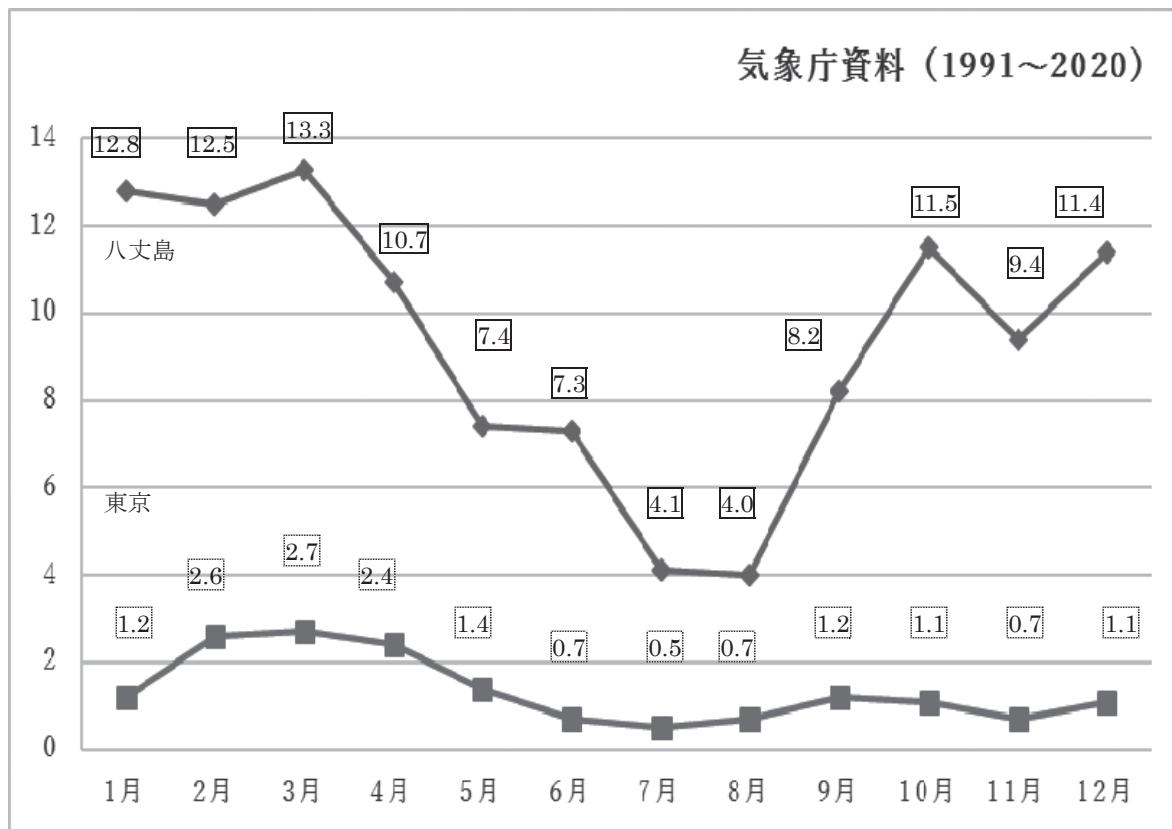
ア 気温



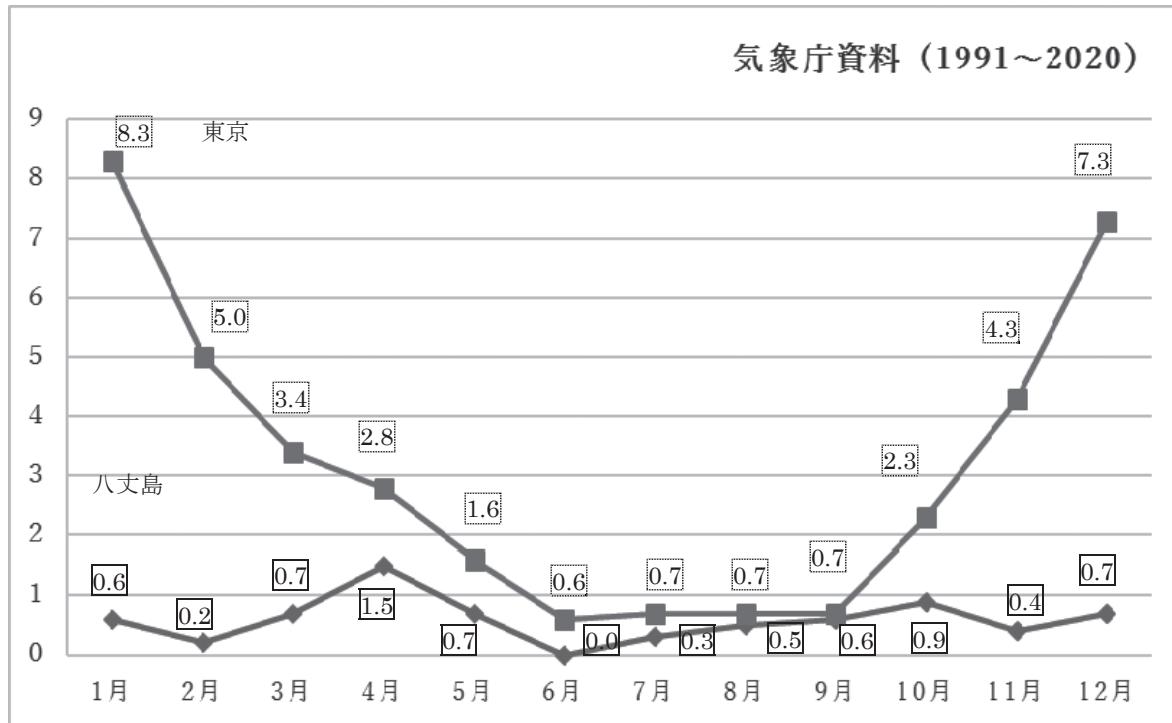
イ 降水量



ウ 強風日数（風速10m/s以上の日数）



エ 快晴日数（雲量<1.5の日数）



（注）八丈島の値は参考値

(2) 気象概況

気象庁 資料

観測所		八丈島	東京	金沢	室戸岬	那覇
項目		151	6	6	185	28
気候区		海洋性気候	太平洋側気候	日本海側気候	太平洋側気候	亜熱帯気候
気温(℃)	年平均気温平年値	18.0	15.8	15.0	16.9	23.3
	最高と最低の年平年値の差	5.4	8.2	7.5	5.1	4.9
降水量(mm)	年降水量平年値	3306.6	1598.2	2401.5	2465.0	2161.0
	日最大降水量(極値) (1941/9/19)	※438.9	※371.9 (1958/9/26)	※234.4 (1964/7/18)	※446.3 (1949/7/5)	※468.9 (1959/10/16)
日照(h)	年日照時間平年値	1445.0	1926.7	1714.1	2178.9	1727.1
風速 m/s	年平均風速平年値	4.8	2.9	4.0	6.8	5.3
	日最大瞬間風速(極値) (1975/10/5)	※ 67.8 南	※ 46.7 南 (1938/9/1)	※ 44.3 南南西 (2018/9/4)	※ 84.5 西南西 (1961/9/16)	※ 73.6 南 (1956/9/8)
現象の日数 (日)	雨 ≥ 0.0 mm	272.3	194.5	261.2	195.3	266.5
	強風 ≥ 10 m/s	112.4	16.3	86.1	234.3	93.7
	冬日 最低 $< 0^{\circ}\text{C}$	0.0	15.2	22.8	2.1	0.0
	真夏日 最高 $\geq 30^{\circ}\text{C}$	21.3	52.1	46.0	14.5	102.5
参考値 (日)	雪	0.2	1.9	30.4	0.0	0.0
	霧	27.7	1.3	1.2	61.0	0.9
	雷	28.7	14.5	45.1	26.7	20.4
	快晴 雲量 < 1.5	7.1	37.6	17.3	42.6	7.9

○ 各数値は雪、雷、雲量を除き1991～2020年の平均（平年値）で、この平均値は西暦2031年まで使用する。但し、※印の「日最大降水量」及び「日最大瞬間風速」は各観測所の観測開始から2025年5月までの期間における「極値」で、これは記録の更新によっては逐次訂正されるものである。

第2 世帯と人口

管内における令和7年（住民基本台帳は平成24年7月から外国人含む。男26人 女103人 計129人）の人口を平成27年と比較すると、八丈町は13.7%減少、青ヶ島村は4.2%減少している。八丈町の地区別では、三根9.7%、大賀郷13.9%、櫻立18.3%、中之郷21.2%、末吉32.2%といずれも減少している。

世帯数については、八丈町は7.7%減少、青ヶ島村が2.7%増加している。八丈町の地区別では、三根3.3%、大賀郷9.9%、櫻立9.6%、中之郷は13.6%、末吉22.0%といずれも減少している。

なお、令和7年の人口を前年と比較すると、八丈町は1.9%減少、青ヶ島村は2.6%増加している。

1 八丈町・青ヶ島村地区別世帯数及び人口

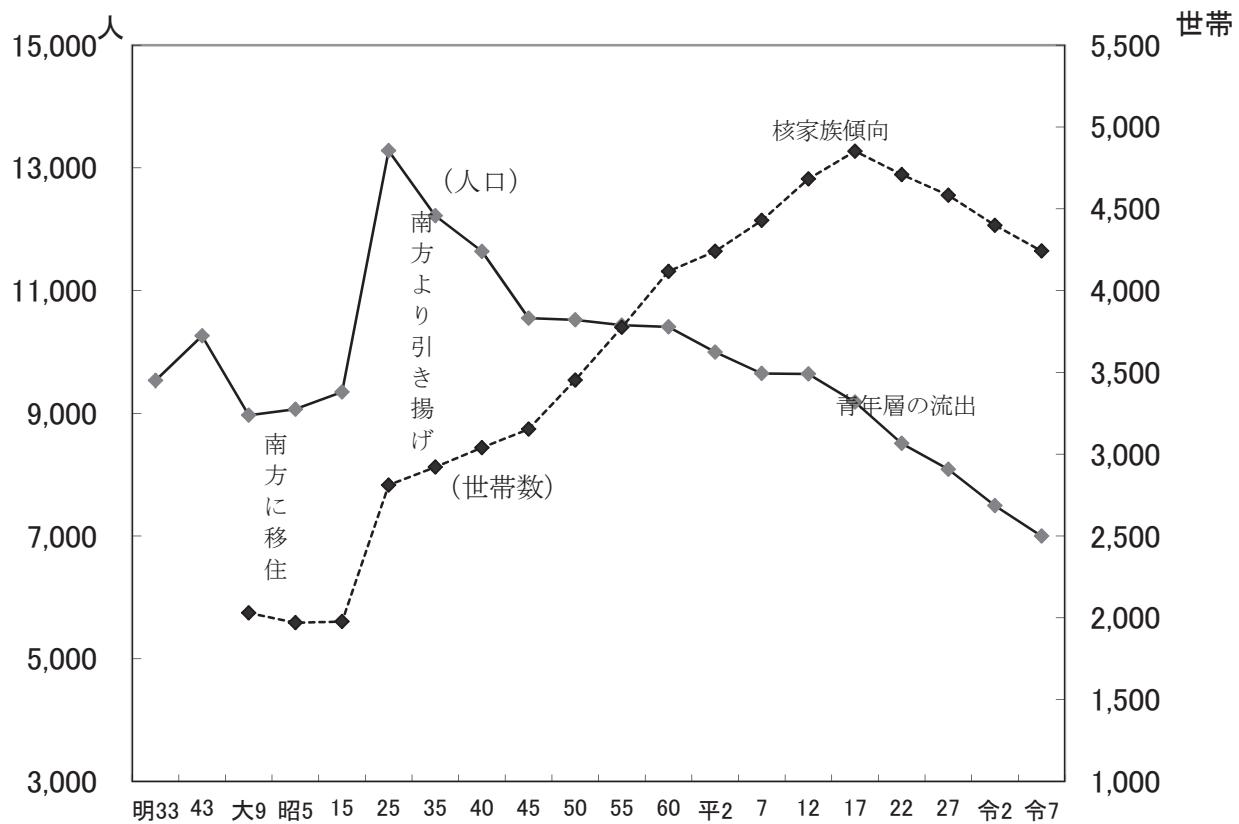
令和7年1月1日現在

() 内：平成27年1月1日現在

地区	区分	世帯数	人口		
			男	女	計
八丈町		4,128 (4,472)	3,419 (3,926)	3,419 (3,995)	6,838 (7,921)
三根地区		2,012 (2,081)	1,687 (1,833)	1,658 (1,870)	3,345 (3,703)
大賀郷地区		1,353 (1,501)	1,131 (1,308)	1,122 (1,309)	2,253 (2,617)
櫻立地区		264 (292)	213 (260)	221 (271)	434 (531)
中之郷地区		336 (389)	269 (356)	305 (372)	574 (728)
末吉地区		163 (209)	119 (169)	113 (173)	232 (342)
青ヶ島村		114 (111)	93 (93)	67 (74)	160 (167)
合計		4,242 (4,583)	3,512 (4,019)	3,486 (4,069)	6,998 (8,088)

資料：住民基本台帳

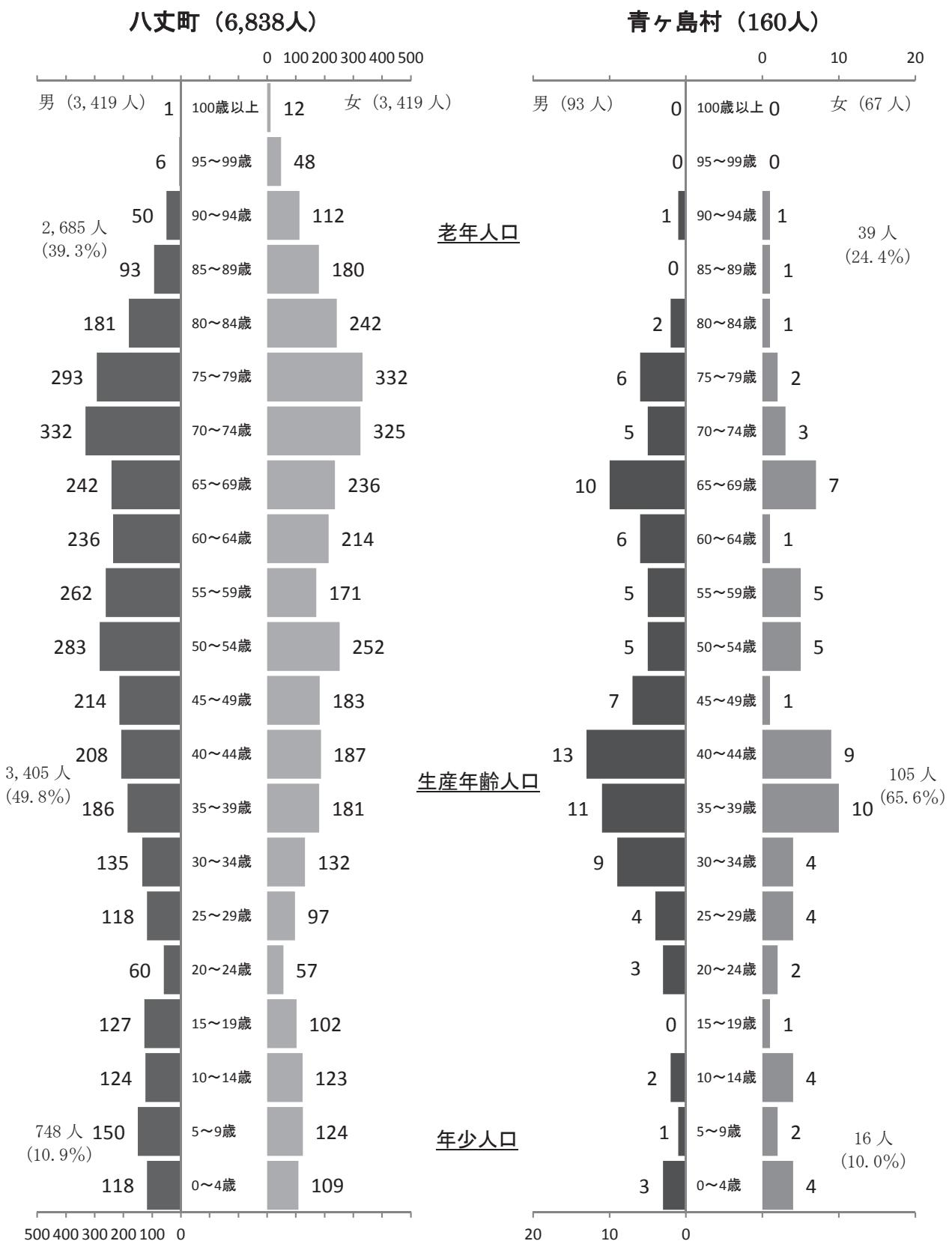
2 人口・世帯数推移



資料：住民基本台帳

3 年齢構成

令和7年1月1日現在



資料：住民基本台帳（外国人含む）

第3 交 通

1 海 路

(1) 八丈町

東海汽船㈱所属「橘丸」(総トン数5,681t 定員596名)が、「さるびあ丸」「かめりあ丸」に代わり、東京(竹芝桟橋)から三宅島・御蔵島を経由し八丈島間を毎日就航している。(定員は御蔵島・八丈島間の航行区域におけるもの)

所要時間は約10時間、コンテナによる貨物も運搬している。

(東京午後10時30分発、八丈島午前8時55分着。八丈島午前9時40分発、東京午後7時40分着。)

(2) 青ヶ島村

伊豆諸島開発㈱所属「くろしお丸」(総トン数493t 定員84名)が、「あおがしま丸」に代わり、八丈島から青ヶ島間を週4(～5)日、月・火・(水)・金・土に就航している(定員は青ヶ島航路におけるもの)。

所要時間は約3時間、コンテナによる貨物も運搬している。

(八丈島午前9時30分発、青ヶ島午後0時30分着。青ヶ島午後0時50分又は午後1時30分発、八丈島午後3時50分又は午後4時30分着。)

2 空 路

(1) ジェット機

昭和57年4月1日からジェット機が就航している。東京～八丈島間の所要時間は55分。1日4便(4便のうち1便は大島経由便)運航していたが、平成21年10月から1日3便の運航となった(大島経由便が廃止)。

名古屋～八丈島間は昭和45年5月1日に就航を開始したが、昭和60年12月1日から休航となっている。

(2) ヘリコプター

平成5年8月25日から伊豆諸島6島を定期的に結ぶヘリコプター「東京愛らんどシャトル」(定員9名)が就航し、平成8年9月1日からは毎日運航している。八丈島から青ヶ島までの所要時間は20分、御蔵島までは25分である。

なお、令和7年10月2日より八丈島～青ヶ島間において毎週木曜日の午後1往復増便運航している。

3 島内交通

自動車普及率は次表のとおり1世帯当たり1.96台、1人当たり1.19台と高くなっている。八丈島及び青ヶ島は、年間降雨日数が多いことや地理的条件もあって、自家用車は主たる交通手段となっている。

八丈島では、八丈町営による乗合バス(坂下と坂上をつなぐ路線及び坂下各所を循環する路線の2路線)が運行されている。定期観光バスは平成22年3月に廃止された。

またタクシーが深夜まで営業している。

自動車台数調べ

令和6年4月1日現在 (単位:台)

種 別		八丈町	青ヶ島村	計
登録自動車	貨物車	611	42	653
	普通車	209	26	235
	小型車	399	15	414
	被けん引車	3	1	4
	乗合用	21	0	21
	普通車	11	0	11
	小型車	10	0	10
	乗用	1,534	22	1,556
	普通車	474	11	485
	小型車	1,060	11	1,071
	特種(殊)用用途	306	41	347
	普通特殊車	125	21	146
	小型特殊車	23	1	24
	大型特殊車	158	19	177
計		2,472	105	2,577
その他	軽自動車	4,675	172	4,847
	二輪車	241	13	254
	原動機付自転車	569	11	580
計		5,485	196	5,681
合計		7,957	301	8,258
普及	1世帯当たり	1.94	2.79	1.96
	1人当たり	1.17	2.09	1.19

登録車両:自動車検査登録情報協会資料

その他:町村調べ

普及:四捨五入

R6.4.1現在	八丈町	青ヶ島村	計
世帯数	4,100	108	4,208
人口(外国人含む)	6,795	144	6,939

資料:住民基本台帳

II 組 織 • 財 政

第1組 織

1 概 要

当庁は、総合地方行政機関(地方自治法第155条、東京都支庁設置条例)として管轄区域内における知事の権限に属する事務を全面的に分掌し、また知事の権限の一部委任を受けて執行している。

具体的には、管内における都の機関の総合調整を行うとともに、都税事務所や福祉事務所などの機能を果たす一方、町村行政の支援及び連絡調整に当たっている。

この他、管内における都の機関として、

(1)特定地方行政機関 (地方自治法第156条、東京都組織規程第34条)

- ・東京都島しょ保健所八丈出張所
- ・東京都家畜保健衛生所八丈支所

(2)本庁行政機関 (東京都組織規程第31条)

- ・東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所

(3)その他の機関

- ・東京都教育庁八丈出張所 (東京都教育庁出張所設置等に関する規則)
- ・東京都立八丈高等学校 (東京都立学校設置条例)
- ・東京海区漁業調整委員会事務局八丈分室 (平成16年9月8日委員会告示第2号)

があり、支庁長は東京都島しょ保健所八丈出張所長を兼務するとともに、東京都教育庁八丈出張所長に併任されている。

2 支庁職員配置表

令和7年4月1日現在現員数

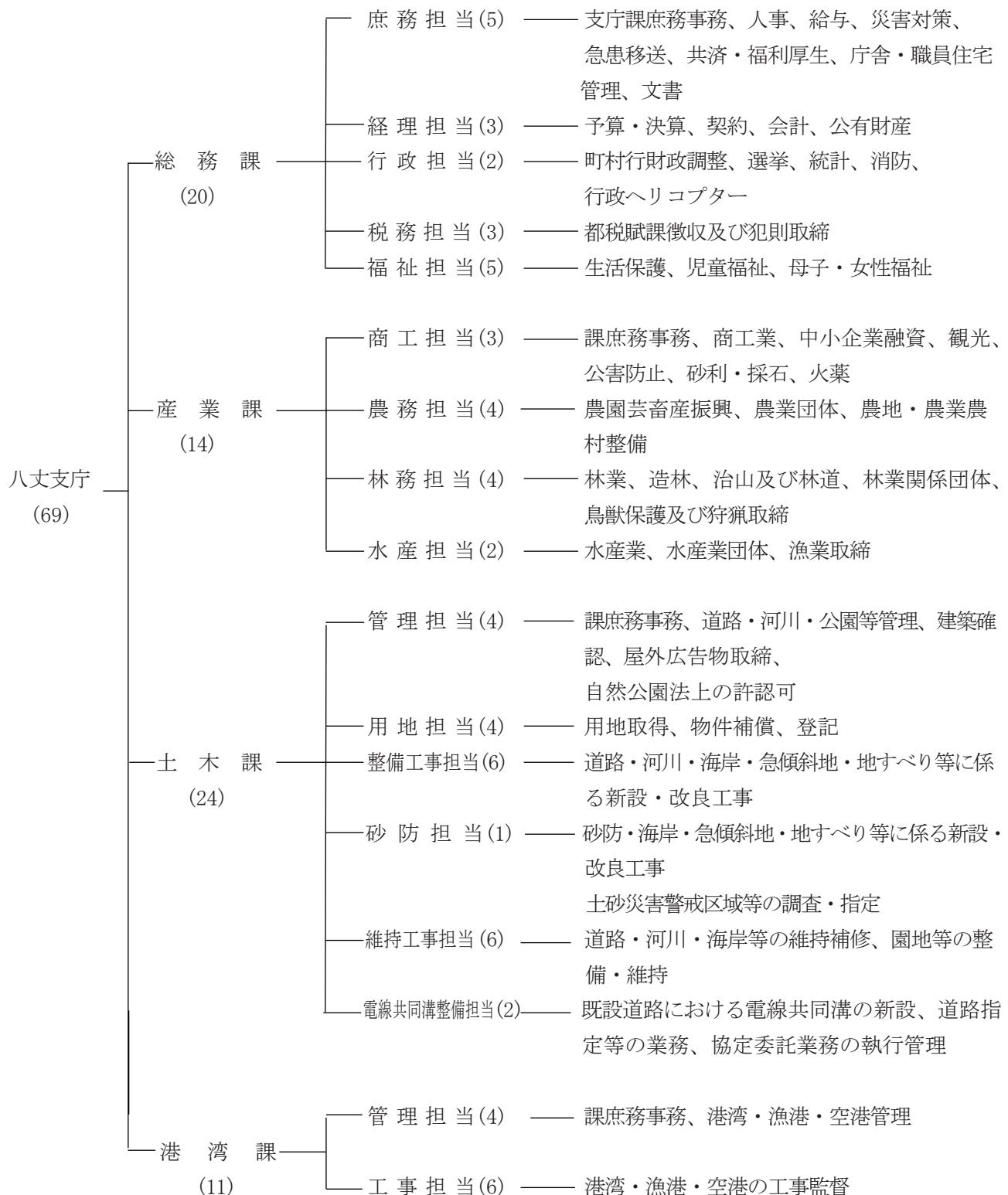
課 名	職 種	事 務	土 木	建 築	電 気	農 業 技 術	畜 産	林 業	水 産	造 園	技 能 系	計
総務課		(2) 19									1	(2) 20
産業課		(1) 5	1			2	1	4	1			(1) 14
土木課		8	(1) 14							1	1	(1) 24
港湾課		3	(1) 7		1							(1) 11
計		(3) 35	(2) 22		1	2	1	4	1	1	2	(5) 69

(注) 1 () 内数字は、管理職の内数で、総務課には支庁長が含まれる。

2 上表以外に総務課福祉担当に生活困窮者自立支援員2名が配属されている。

3 機構及び担当事務

(令和7年4月1日現在)



※上表以外に総務課福祉担当に生活困窮者自立支援員2名が配属されている。

4 その他の管内の東京都機関

(1) 東京都島しょ保健所八丈出張所

ア 組織

保健医療局

└ 島しょ保健所

└ 八丈出張所長 — 副所長 (支所長兼務) (医師)

庶務担当

(事務、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士)

生活環境担当

(衛生監視、獣医師)

保健指導担当

(保健師)

イ 主な業務

- ・一般健康相談、小規模企業検診、受託検診、特定業務施設従事者検診
- ・保健指導業務の計画及び調整
- ・感染症、結核、その他疾病の予防
- ・精神保健及び難病対策等に係る保健指導
- ・給食施設指導、栄養相談、食環境整備
- ・旅館、興行場、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、プール、墓地等の許可及び監視指導
- ・室内環境、水道施設、衛生害虫、その他環境衛生
- ・食中毒予防に関する指導
- ・飲食店などの営業等の許可及び監視指導
- ・狂犬病予防、動物の愛護管理、その他獣医衛生

(2) 東京都教育庁八丈出張所

ア 組織

教育庁 — 八丈出張所長 — 副所長 (支所長併任)

管理担当

(事務、栄養士、社会教育指導員(会計年度任用職員))

充当指導主事

イ 主な業務

- ・管内町村(八丈町・青ヶ島村)教育委員会に対する教育に関する事務の指導・助言・援助・連絡調整
- ・小中学校の教職員の人事・給与・福利厚生
- ・教職員住宅の維持・管理
- ・社会教育の振興
- ・文化財の保護に関する指導・調整
- ・学校給食の指導
- ・学校保健に関する事務
- ・教職員研修

(3) 東京都立八丈高等学校、東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室

ア 組織

都立八丈高等学校長 └ 副校長

└ 経営企画室長 — 経営企画室

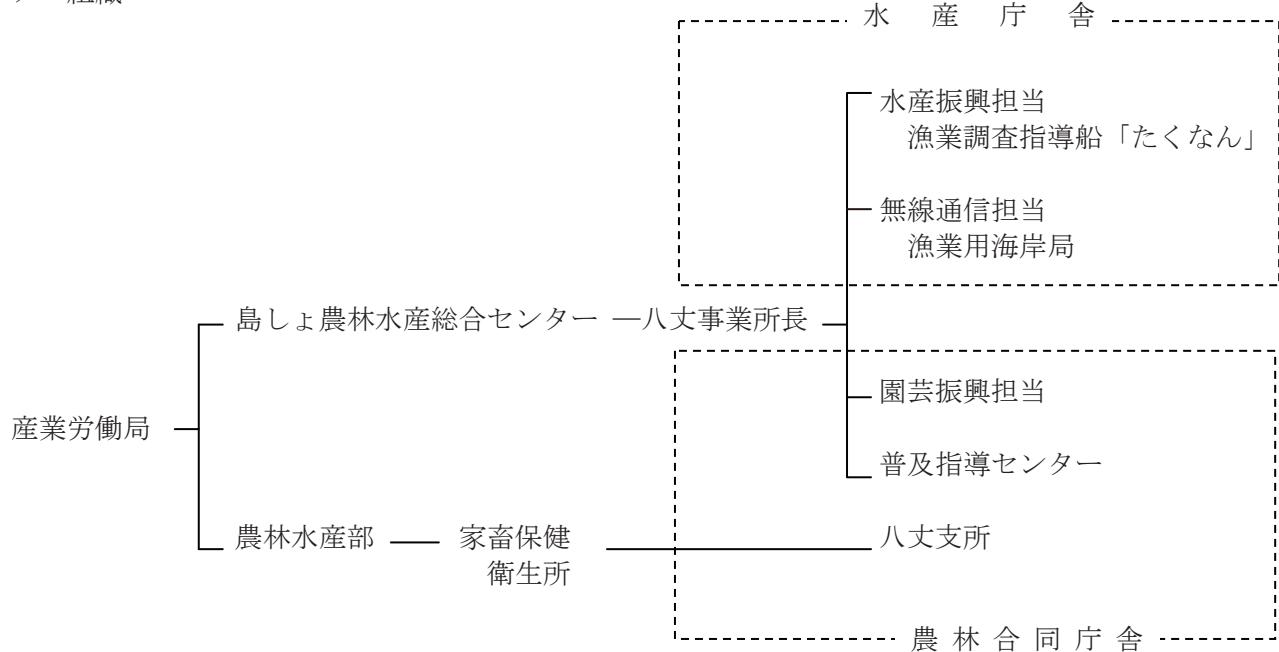
都立青鳥特別支援学校長 └ 副校長

└ 経営企画室長 — 経営企画室 (八丈高等学校兼務)

イ 主な業務（経営企画室のみ抜粋）

- ・学校経営計画・報告への関与・分析・提言
- ・学校職員の任用・服務・給与・福利厚生
- ・施設の維持・管理
- ・公費予算の執行・管理
- ・学校徴収金の執行・管理
- ・定時制給食の運営

(4) 東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所及び家畜保健衛生所八丈支所
ア 組織



イ 主な業務

① 東京都島しょ農林水産総合センター

○ 水産振興担当

- ・水産資源の持続的利用に関する調査研究：
 - ハマトビウオ都TAC更新のためのABC算出研究
 - キンメダイ資源管理手法開発研究
 - 島しょ魚類資源動態調査
 - 磯根資源動態調査
 - 漁場の評価と生産性向上対策
 - メダイの漁業・資源生態および資源特性値に関する研究
- ・漁業収益を高める技術開発研究
 - 伊豆諸島海域におけるキハダ等基礎的生態研究
- ・漁業調査指導等
 - 普及指導
 - 漁海況予報
 - 伊豆諸島南部海域漁業調査指導
 - 陸上無線局維持管理

○ 園芸振興担当

- ・八丈島特産園芸作物における生産振興技術対策
 - レスカスの夏季管理技術の高度化
 - アシタバの安定生産に向けた株腐れ症状防除技術の検討
 - ネットハウスによる樹上完熟「菊池レモン」の栽培技術の確立
 - 特産園芸作物の病害虫防除対策

- ・八丈管内の遺伝資源の収集・評価・保存
八丈特産園芸作物の遺伝資源の収集・評価・保存
フェニックス・ロベレニー優良遺伝資源の評価・保存
ロベ潮風害の把握と軽減対策技術の探索

○ 普及指導センター

- ・農産物の生産振興・販路開拓・病害虫防除等栽培技術向上に対する支援
- ・共撰共販を行う切り葉・切り花の高品質化と産地の育成支援
- ・担い手育成研修センター研修生及び新規就農者への指導と自立支援
- ・農産物の直売・農産加工等に取り組む女性農業者組織への活動支援
- ・地域農業の振興に向けた農業後継者組織への活動支援

② 東京都家畜保健衛生所八丈支所

- ・家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための各種検査等の実施
- ・家畜衛生、牧野衛生並びに畜舎環境衛生の指導等
- ・家畜人工授精や家畜の繁殖に関する指導
- ・各種疾患原因究明のための獣医学的検査（細菌検査、血液検査等）、診断
- ・家畜診療に関する緊急対応

(5) 東京海区漁業調整委員会事務局八丈分室

ア 組織

東京海区漁業調整委員会 ————— 事務局 ————— 八丈分室
(八丈支庁産業課水産担当兼務)

イ 主な業務

- ・海区委員との連絡調整
- ・海区事務局との連絡調整
- ・海区委員会の開催及び委員会指示内容の周知
- ・海区委員会承認漁業に関する申請書類の送付及び承認証の交付
- ・漁業権免許に係る公聴会の開催
- ・海区八丈地区協議会の開催
- ・八丈地区における漁業調整に関する情報収集及び課題等の把握

第2 財 政

1 歳 入

(1) 都税収入（滞納繰越分を含む）

(単位：千円)

年度 税目	令和6年度	令和5年度
法 人 都 民 税	7,799	9,850
法 人 事 業 税	50,012	81,081
個 人 事 業 税	12,059	8,764
不 動 产 取 得 税	16,682	12,696
自 動 车 税 種 別 割	2,100	1,866
輕 油 引 取 税	7,660	0
狩 猶 税	55	30
計	96,367	114,286
個 人 都 民 税	238,273	251,449
合 計	334,640	365,735

(注) 1 税制改正により、令和元年10月1日から「自動車税」は「自動車税種別割」へ名称変更。

「自動車税種別割」の収入額は、改正前の「自動車税」の滞納繰越分に係る収入額を含む。

2 千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 税外収入

(単位：千円)

年度 科 目	令和6年度	令和5年度
分 担 金 及 負 担 金	3,144	307
使 用 料 及 手 数 料	33,653	33,952
財 产 収 入	410	183
諸 収 入	4,462	5,084
事 業 収 入	1,203	1,326
合 計	42,872	40,852

(注) 1 財産収入については、本庁で収入した分は含まない。

2 千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 歳 出

(単位：千円)

年度 課	令和7年度予算額	令和6年度予算額
総 務 課	923,621	1,065,204
産 業 課	841,520	1,098,220
土 木 課	5,554,871	5,244,136
港 湾 課	3,612,593	3,591,242
合 計	10,932,605	10,998,802

(注)総務課、港湾課は本庁執行分を含む。 繰越分は除く。

3 支庁所管都有財産

(1) 土地

項目	地積 (m ²)	現在価格 (千円)
八丈支庁所管敷地 (3カ所)	7,674.61	106,205
八丈支庁職員住宅敷地 (6カ所)	13,415.67	7,309
水防倉庫敷地 (4カ所)	1,609.59	25,695
土木課書庫敷地 (1カ所)	452.97	7,082
計	23,152.84	146,291

(2) 建物

項目	延床面積 (m ²)	現在価格 (千円)
八丈支庁所管	4,651.45	1,366,976
住宅建 (10棟)	6,143.69	1,012,405
倉庫建 (7棟)	1,375.69	68,606
駐輪場 (3棟)	50.70	4,962
歩道橋、玄関庇	152.81	25,393
計	12,374.34	2,478,342

(3) 附属物・工作物

項目	数量 (m ²)	現在価格 (千円)
スロープ	161.65	0
駐車場	2,565.50	0
自転車置場	18.20	5,736
計	2,745.35	5,736

(注) 1 令和7年4月1日現在の情報である。

2 現在価格については、千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

III 事業

第1 産業

1 概 要

八丈町の産業は、温暖な気候、澄んだ海、豊かな水等、大自然の恩恵を受け、農・水産業を中心に、商工業や観光関連産業との調和を図りながら生産に取り組んでいる。農業は明治から大正にかけて、畜産と養蚕が農業の主力であったが、昭和20～30年代、島の温暖な気候を活かした早出し野菜の生産が盛んになった。その後、日本経済の発展及び消費者ニーズの変化により、フェニックス・ロベレニーやレザーファンを中心とした花き類の生産が伸び、現在では八丈町の基幹産業となっている。

水産業は、黒潮海流による天然の好漁場に恵まれ、昭和20年以降に著しく発展し、漁船の大型化と設備の近代化が図られ、水揚げが増加して農業とともに八丈町の第1次産業の双璧を担ってきた。しかし、近年は海況の変化や水産資源の減少等により漁獲高が減少している。そのため、ハマトビウオの漁獲上限の設定や、キンメダイの漁業者による自主的な資源管理の取組等、資源管理型漁業の導入を推進している。

八丈町面積の55%を占める森林は、かつては薪炭や建築木材の調達のために利用されてきた。しかし、エネルギー事情や木材需要構造の変化などから、こうした森林の利用は少なくなってしまった。一方で森林は、自然景観の形成、水源のかん養、土砂災害の防止、飛砂や潮風害の軽減など、重要な役割を果たしている。このため、林業による森林の維持・造成を模索しつつ、治山をはじめとした森林保全と整備の事業を実施している。

商業は、経営の合理化や店舗の特色を出すなど工夫を凝らし、町民の消費生活を支えている。町の人口が集中する地域には食料品、日用雑貨等を扱う商店が点在し、生活必需品の供給は安定している。

工業は、農畜産物（アシタバ加工品等）、酒造（焼酎）を中心に加工業生産品の生産額は約5億8千万円となっている。

観光業は、昭和48年のピーク時以降観光客数は減少傾向にあり、平成27年にはピーク時の半数以下の客数となった。平成28年からは4年連続で増加となったものの、令和2年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、島内観光業は大きな打撃を受ける結果となった。新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、観光客数は令和4年から徐々に回復傾向にある。こうした状況の中、八丈支庁では都の補助事業の情報発信やイベントの運営支援など様々な取組により、商工業振興及び観光振興に努めている。

青ヶ島村の産業は、自然環境が厳しいうえ、離島という地理的に不利な条件にもかかわらず、池之沢地区を中心に火山のカルデラ地形や気候の特性を活かし、地場産業の基盤を確立すべく努力している。基幹的産業のひとつである肉牛の生産においては昭和58年より人工授精を開始し、高品質な和牛肥育素牛の生産を行っている。さらに、近年はフェニックス・ロベレニーやキキョウランなどの切葉生産も施設化を図り、安定生産へ向けた取組も着実に進展し、市場へと出荷している。

工業は、酒造（青酎）に加え、製塩（ひんぎやの塩）も軌道にのるなど、産業基盤の拡大が見られる。

また、青ヶ島村面積の86%を占める森林は、その大半が急な斜面であり、水源のかん養とともに、森林による土砂災害防止機能への期待が高い。このため、治山事業を行い災害の未然防止を図っている。

(1) 農林水産物生産高

(八丈町)

(単位:千円)

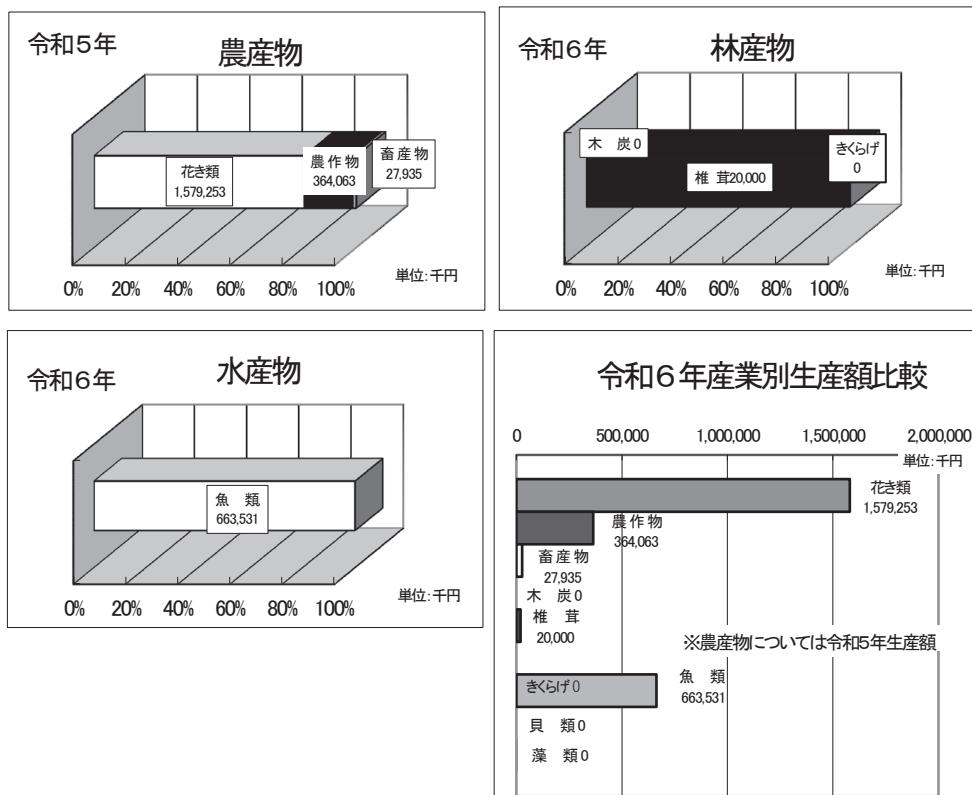
種別	年別		R4年1月から12月		R5年1月から12月		前年比
	金額	%	金額	%	金額	%	
農産物	総額	2,072,201	-	1,971,251	-	-	-
	花き類	1,731,914	83.6	1,579,253	80.1	△ 8.8	
	農作物	317,935	15.3	364,063	18.5	14.5	
	畜産物	22,352	1.1	27,935	1.4	25.0	

「東京都農作物生産状況調査結果報告書」より抜粋

(単位:千円)

種別	年別		R5年1月から12月		R6年1月から12月		前年比
	金額	%	金額	%	金額	%	
林産物	総額	23,295	-	20,000	-	-	-
	木炭	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
	椎茸	23,295	100.0	20,000	100.0	△ 14.1	
	きくらげ	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
水産物	総額	978,657	-	663,531	-	-	-
	魚類	978,630	100.0	663,531	100.0	△ 32.2	
	貝類	19	0.0	0	0.0	-	-
	藻類	8	0.0	0	0.0	△ 100.0	

八丈支庁調べ



(青ヶ島村)

(単位:千円)

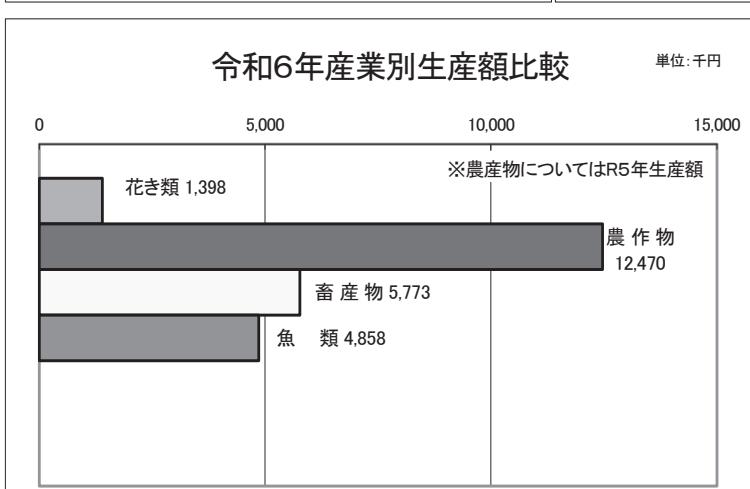
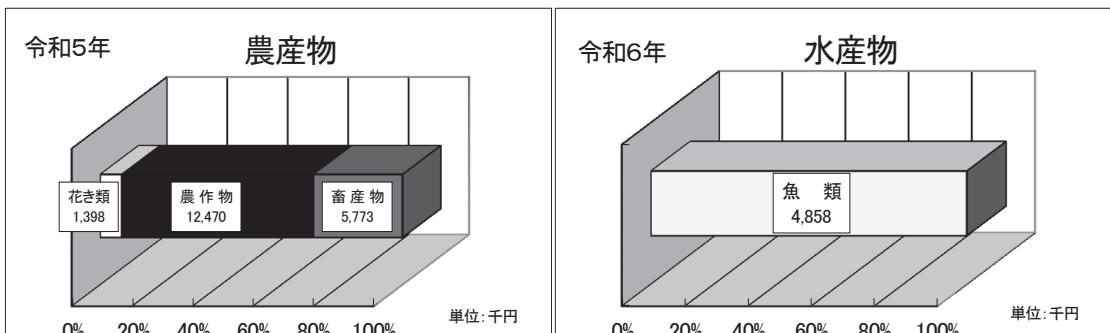
種別	年別	R4年1月から12月		R5年1月から12月		前年比
		金額	%	金額	%	
農産物	総額	22,739	-	19,641	-	-
	花き類	1,973	8.7	1,398	7.1	△ 29.1
	農作物	12,952	57.0	12,470	63.5	△ 3.7
	畜産物	7,814	34.4	5,773	29.4	△ 26.1

「東京都農作物生産状況調査結果報告書」より抜粋

(単位:千円)

種別	年別	R5年1月から12月		R6年1月から12月		前年比
		金額	%	金額	%	
林産物	総額	-	-	-	-	-
	木炭	-	-	-	-	-
	椎茸	-	-	-	-	-
水産物	総額	10,829	-	4,858	-	-
	魚類	10,829	100	4,858	100	△ 55.1
	貝類	-	-	-	-	-
	藻類	-	-	-	-	-

八丈支庁調べ



(2) 土地利用状況

(単位 : km²)

	総面積	耕地面積				山林 (うち国有林)	(うち民有林)	その他
		田	畠	樹園地	牧草地			
八丈島	69.11	—	1.77	2.12	0.28	37.64	(0.25)	(37.39)
八丈小島	3.07	—	—	—	—	1.97	(0)	(1.97)
青ヶ島	5.96	—	0.12	0.03	—	5.09	(1.48)	(3.61)
合計	78.14	—	1.89	2.15	0.28	44.70	(1.73)	(42.97)
								29.11

注) ・総面積は「2024八丈町町勢要覧」による。

・耕地面積は「令和6年面積調査（農林水産省）」による。

・山林は「伊豆諸島地域森林計画書」（令和4年4月1日樹立）及び「伊豆諸島国有林の地域別の森林計画書」（令和4年4月1日樹立）による。

2 農業

(1) 八丈町・青ヶ島の農業

【八丈町】

八丈町の農業総生産額は約20億円で、花き類の切り葉が中心である。農家戸数は319戸で、町全体の産業別就業者数の約11%が農業に従事しており八丈島の気候を活かした農業を展開している。

〔農作物（花き類）〕

フェニックス・ロベレニーの切り葉・鉢物の生産額は八丈町の農産物全体の約半分を占めている。また、フェニックス・ロベレニ一切り葉の東京都中央卸売市場における占有率は枚数ベースで90%以上であり、名実共に八丈島を代表する作目である。そのため、台風や降霜等による切葉の品質低下を防ぐ目的として、防風・防霜のためのネットハウスの整備を進めている。

また、農業経営の安定を図るためにも、フェニックス・ロベレニーのみに頼らない農業を目指し、レザーファンやルスカスを始め多品目の生産に取り組んでいる。特に近年は、量とともに質が求められることから、ネットハウスや耐風強化型パイプハウス等の施設化を推進し、高品質化に取り組んでいる。

〔農作物（その他）〕

八丈町の特産品であるアシタバは、島内では最も作付面積が大きい野菜であり、遊休農地の活用などにより増産を図っている。その他の野菜類は自家消費が中心であるが、サトイモ、島トウガラシ、八丈オクラなどは販売ルートを整備して、島内での地産地消を推進している。

新たな作物の開発として栽培方法の工夫などに取り組んできた菊池レモンについては、平成26年8月に八丈島レモン生産出荷組合が一定の栽培管理下で樹上完熟させた後、出荷したレモンを「八丈フルーツレモン」と称し、八丈島を代表するブランド品として流通している。

〔畜産物〕

平成25年5月に最後の酪農家が廃業したことにより生乳の生産がなくなり、保育園や学校給食への牛乳の提供が中止となった。一方、同時期にあらたに酪農業を営む経営体が生まれ、周年自然放牧を基本とする飼養を開始し、同年12月から生乳の出荷が再開され、八丈牛乳の製造が復活した。その後、平成26年11月に、酪農及び牛乳製造事業を継承して新たな乳業会社が設立され、ジャージー牛を周年放牧で飼養し、ジェラートやプリン、チーズ等乳製品の製造までの一貫経営を行っている。生乳や乳加工品は、島内の飲食店やみやげ店で販売されており、島の特産物を使用したジェラート等は観光客に好評を得ている。

肉牛については、肥育素牛の生産に取り組んでいる黒毛和牛の繁殖農家として母牛を飼養し、肥育素

牛を家畜市場等へ出荷している。また、八丈町が経営する八丈富士公共育成牧場では、島内の後継牛及び和牛貸付事業の貸付牛の育成を行うとともに、町民や観光客のためのふれあい牧場として活用されている。

【青ヶ島】

青ヶ島の農業は、火山のカルデラ地形や気候の特性を活かし、フェニックス・ロベレニーやキキョウランなどの切葉生産を行うとともに、定期船の欠航時に不足しがちな野菜類を生産している。切葉類については、ロベネットハウスや耐風強化型パイプハウス、集出荷貯蔵施設を整備し、安定的な島外出荷に向けた取組が行われている。さらに、既存の切葉生産出荷組合と野菜生産出荷組合を統合し、農園芸生産出荷組合（平成26年度）を設立する等、園芸作物の生産拡大にも努めている。また、新たな焼酎工場の建設（平成19年度）により原料のサツマイモの生産にも力をいれている。

青ヶ島は昔から畜産業が盛んであり、伝統ある黒毛和牛生産振興を図るため、優良系統牛8頭の血統更新（平成22年度）を行い、共同放牧牧場の整備（平成21年度）を進め、肥育素牛の生産に取り組んでいる。

ア 農業経営体数

（単位：経営体）

区分 町村名	総数	個人経営体			団体 経営体
		主業	準主業	副業的	
八丈町	306	72	19	210	5
青ヶ島村	4	0	1	3	0

（2020年農林業センサス）

注) 主業(経営体)：農業所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の人がいる農家

準主業(経営体)：農業所得以外の所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の人がいる農家

副業的(経営体)：65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた経営体

認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた経営体

（単位：経営体）

区分 町村名	認定 農業者	認定新規 就農者
八丈町	94	15
青ヶ島村	0	0

（令和7年3月末時点・支庁調べ）

イ 年齢別農業従事者数（個人経営体）

（単位：人）

区分 町村名	15～ 29才	30～ 39才	40～ 49才	50～ 54才	55～ 59才	60～ 64才	65～ 69才	70～ 74才	75～ 79才	80～ 84才	85才 以上	計
	7	13	30	15	31	41	67	110	57	57	26	
八丈町	7	13	30	15	31	41	67	110	57	57	26	454
青ヶ島村	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0	0	5

（2020年農林業センサス）

ウ 農産物販売金額規模別経営体数

（単位：経営体）

区分 町村名	総数	販売 なし	50 万円 未満	50 ～ 100 万円 未満	100 ～ 300 万円 未満	300 ～ 500 万円 未満	500 ～ 1000 万円 未満	1000 ～ 3000 万円 未満	3000 ～ 5000 万円 未満	5000 万円 以上
			万円 未満	万円 未満	万円 未満	万円 未満	万円 未満	万円 未満	万円 未満	万円 以上
八丈町	306	27	63	49	101	30	27	7	2	0
青ヶ島村	4	0	2	1	0	1	0	0	0	0

（2020年農林業センサス）

エ 農作物生産状況

町村名	区分	野菜	果樹	稲・麦類	花き	その他 (飼料作物等)	合計
八丈町	面積(ha)	51.8	2.3	—	228.3	0	282.4
	数量(t)	783	16	—	47,112 千本・鉢	—	—
	金額(百万円)	349	15	—	1,579	0	1,943
青ヶ島村	面積(ha)	2.5	0.1	—	1.1	0	3.6
	数量(t)	43	1	—	49 千本	—	—
	金額(百万円)	12	1	—	1	0	14

(東京都農作物生産状況調査(令和5年産) (東京都産業労働局農林水産部))

注) 単位未満の端数処理により、合計と内訳が一致しない場合がある。

オ 花き類生産状況

町村名	区分	切り葉・切り花 フェニックス・ロベレニー、 ルスカス、レザーファン等	鉢 物 フェニックス・ロベレニー 等	球 根 フリージア等	合 計
八丈町	面積(ha) 出荷量	205.6 46,538 千本・枚	22.5 204 千鉢	0.2 371 千球	228.3 —
青ヶ島村	面積(ha) 出荷量	1.1 49 千本・枚	— —	— —	1.1 —

(東京都農作物生産状況調査(令和5年産) (東京都産業労働局農林水産部))

注) 単位未満の端数処理により、合計と内訳が一致しない場合がある。

カ 家畜家きん飼養頭羽数

令和6年2月1日現在

町村名	牛(頭)		豚(頭)	山羊(頭)	鶏(羽)		合計
	乳用牛	肉用牛			採卵鶏	肉用鶏	
八丈町	32	88	0	39	738	0	—
青ヶ島村	0	27	0	0	160	0	—

キ 畜産物生産状況

令和6年1月～12月

町村名	生 乳		生体移出(牛)		食肉(牛・山羊)		鶏 卵		合計 (千円)
	数 量 (t)	金 額 (千円)	数 量 (頭)	金 額 (千円)	数 量 (t)	金 額 (千円)	数 量 (t)	金 額 (千円)	
八丈町	100.5	35,163	32	7,532	0	0	6.6	5,382	48,077
青ヶ島村	0	0	11	5,654	0	0	1.4	736	6,390

ク 農業振興地域内の農用地等面積(八丈町)

(単位: ha)

区分	地目等	総面積	農用地			混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他				
			農地		採 草 放牧地								
			田	畠									
農業振興地域		2,838.2	4.8	338.2	153.0	90.6	356.0	0	1,733.1				
農用地区域		1,051.4	3.5	119.0	153.0	90.6	356.0	0	320.0				
農振自地地域		1,786.8	1.3	219.2	0	0	0	0	1,413.1				
									153.2				

(2) 主な事業の概要（令和6年度）

八丈島、青ヶ島の農業については、地理的、経済的に不利な面もあるが、地域の特性を活かし、基幹産業として、効率的かつ安定的な経営を促進する必要がある。また、高齢化及び後継者対策、遊休農地の解消等の課題があり、東京都は、農業生産及び流通に必要な施設の整備、担い手育成と新規就農者確保、遊休農地の再生、農地の確保及び生産基盤の整備等についての支援を行っている。

ア 山村・離島振興施設整備事業

(単位：千円)

事業名	事業主体	事業量	事業費	補助金
農林業経営近代化施設整備事業	八丈島ルスカス 共撰共販出荷組合	耐風強化型パイプハウス 4棟 作業場 3棟	129,723	88,446
	八丈島レザーファン 共撰共販出荷組合	自動巻上機設置 15棟分	11,924	8,129
	八丈島鉢物部会	ネットハウス 1棟	29,478	20,098
	八丈島公設市場 出荷組合	耐風強化型パイプハウス 3棟	17,391	11,857
	八丈島農業協同組合	セルフローダー 1台	11,931	8,049
	特認経営体	ポータブルハンドソー 1台 剪定はさみ 2台 等	1,298	884
交流促進施設整備事業	八丈町	脱穀機 1台	972	728
計		—	202,717	138,191

イ 地域農政推進対策事業

(単位：千円)

事業名	事業主体	事業量	事業費	補助金
担い手総合 支援事業	八丈町	推進活動、担い手育成・確保支援 (協議会、認定農業者等支援対策事務、先進地 視察等)	2,674	1,092

ウ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

(単位：千円)

事業主体	事業量		事業費	補助金
八丈町	新規就農者 育成・確保	継続：4名	4,950	4,950

エ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

(単位：千円)

事業主体	事業量		事業費	補助金
八丈町	新規就農者 育成・確保	継続：13名 (内8名(4組)は夫婦での共同申請)	16,500	16,500

オ 未来に残す東京の農地プロジェクト

(単位：千円)

事業主体	内容・事業量	事業費	補助金
八丈町	農地再生（1ヵ所、整備面積計 1,000m ² ）	2,750	1,250

カ 農業委員会交付金等

(単位：千円)

事業主体	事業量	事業費	交付金
八丈町	委員手当21名、職員設置費等	16,932	1,955
青ヶ島村	委員手当5名、職員設置費等	5,950	579

キ 農地法事務処理件数

区分 町村名	4条	5条	登記官照会への回答
八丈町	1件 (1,351m ²)	1件 (998m ²)	0件 (0m ²)
青ヶ島村	0件 (0m ²)	0件 (0m ²)	0件 (0m ²)

(参考)

4条・・・農地を農地以外のものにする（転用する）場合に、権利移動が伴わないもの

5条・・・農地を農地以外のものにする（転用する）場合に、権利移動が伴うもの

※農地法の改正により、平成24年4月1日から3条（農地を農地として他人に売ったり貸したりするもの）の許可権限は東京都から農業委員会に移行した。

ク 基盤整備促進事業（公）

(単位：千円)

地区名	事業主体	事業量	事業費	補助金	計画期間
河尻	八丈町	農作業道 (L=104.3m) 実施設計一式	91,036	68,277	R1～R7
大賀郷	八丈町	実施設計一式	1,980	1,485	R3～R7

ケ 小規模土地改良事業（単）

(単位：千円)

地区名	事業主体	事業量	事業費	補助金	計画期間
清戸原	八丈町	実施設計一式	594	445	R4～R7以降
池之沢丸山	青ヶ島村	貯水槽(500t)整備実施設計一式	5,940	4,455	R6～R9

コ 農地防災事業（公） ため池等整備事業

(単位：千円)

地区名	事業主体	事業量	事業費	補助金	計画期間
銚子の口	八丈町	実施設計一式	1,980	1,485	R3～R12

サ 離島特別技術指導事業

青ヶ島地区（青ヶ島村）

対象作物	事業主体	指導内容
重点作目 菊池レモン 肉用牛 生産組織への活動支援等	東京都	施設栽培の導入支援 衛生、ワクチン接種、繁殖等の指導 定期総会の開催支援、立毛品評会審査
一般作物 野菜、果樹、切葉類 鶏	東京都	野菜、果樹、切葉類の生産振興支援 施設の有効活用の指導 飼養衛生管理基準の遵守指導等

シ 島しょ地域等における農業のDX推進事業

(単位：千円)

事業主体	内容・事業量	事業費	補助金
八丈町	農業DX：建設用地整地造成・DXハウス2棟整備 畜産DX：位置情報検知システム導入、畜産DX分娩舎新築工事基本設計等	66,869	66,869

ス 地域計画策定支援事業

(単位：千円)

事業主体	内容・事業量	事業費	補助金
八丈町	地域計画作成業務委託	8,800	5,866

セ 農業振興地域活用計画支援事業

(単位：千円)

事業主体	内容・事業量	事業費	補助金
八丈町	農業振興地域整備計画策定業務委託	2,189	1,094

3 森林・林業

(1) 八丈町・青ヶ島村の森林

管内の森林面積は4,471haで、そのうち八丈町が3,962ha（林野率55%）、青ヶ島村が509ha（林野率86%）となっている（令和6年版「東京の森林・林業」市町村別の森林等概況より。）。森林の多くは、スダジイ、タブを主体とする照葉樹林であり、それ以外はオオバヤシャブシなどの二次林とスギ、ヒノキの人工林などで構成されている。民有林面積は八丈町が3,937ha、青ヶ島村が361haとなっており、その人工林率は、八丈町が15%、青ヶ島村が9%となっている。

(2) 主な事業の概要

ア 森林計画

管内の民有林は、その全てを公益的な機能が高い森林と位置づけられている。そのうち、八丈町の民有林（3,936ha）は、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る「山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林」604ha、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林「快適環境形成機能維持増進森林」9ha、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林「保健文化機能維持増進森林」3,323haとなっている。

また、青ヶ島村の民有林（361ha）は、「山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林」181ha、「快適環境形成機能維持増進森林」67ha、「保健文化機能維持増進森林」113haとなっている。このため、森林の公益的な機能を重視して、森林の保全と整備を進めることとする。

イ 造 林

昭和35年度から44年度の10年間で、都行造林事業により主にスギ造林を73.0ha実施して管理を行っている。また、昭和63年から平成22年度までに広葉樹造林を22.7ha、令和2年度は下刈0.26ha、除伐0.29haの造林補助事業を実施した。

今後も森林所有者の要望に基づき、造林補助事業を実施していく。

ウ 林 道

東京都が直接管理する既設の林道6路線（約38km）を対象に、主に舗装、改良等の維持管理の事業を実施している。

エ 保安施設

602haの保安林を対象に、保安林の管理と保安林機能の維持造成のための治山事業を実施している。

オ 鳥獣保護

管内の自然環境は鳥類の生息に適しているとともに、渡り鳥の中継地にもなっている。平均生息密度が高く、種類も多い。については、東京都の「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事業を実施していく。

カ 林 产 物

八丈島では椎茸等、キノコの生産が行われている。

キ 森林病害虫の防除

良好な森林による多様な機能を維持、増進するために、八丈町へマツクイムシ等の防除とエダシャク類の防除についての補助金を交付している。

ク 島しょ観光資源・林産物生産の振興

八丈島の観光資源の一つであるポットホールの魅力をより一層引き出すため、周辺散策路等の整備及び林内の除伐による樹木の生育を促す作業の実施に係る経費について、令和元年度から令和3年度まで八丈町へ補助金を交付した。

(3) 森林の所有形態（地域森林計画の対象森林）

令和6年4月1日現在（単位 面積：ha、蓄積：千m³）

区分 町村名	面 積				蓄 積	
	民 有 林					
	公 有 林	町村有林	私 有 林	計		
八丈町	735	(709)	3,201	3,937	632	
青ヶ島村	14	(14)	347	361	56	
合 計	749	(723)	3,548	4,298	688	

注1) この他に、国有林が、八丈町に25ha、青ヶ島村に148haある。

2) 端数処理のため、合計が合わない場合がある。

(4) 一般造林（補助事業）及び補助額

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面 積(ha)	0.55	—	—	—	—
内 訳	針葉樹	—	—	—	—
	広葉樹	0.55	—	—	—
補助額(千円)	86	—	—	—	—

(5) 都行造林（契約地一覧）

令和6年4月1日現在（単位：ha）

区分	植栽 年度	施 行 個 所	植 栽 面 積	樹 種 别 内 訳			備 考
				ス ギ	ヒ ノ キ	クロマツ	
御成婚記念造林	35	末吉	13.0	9.0	4.0	—	収益分収の割合 都 57% 町 43%
	36	末吉	4.0	3.3	—	0.7	
	37	末吉	5.0	4.0	1.0	—	
	38	末吉、檍立	7.0	5.6	1.4	—	
	39	末吉	3.0	2.5	0.5	—	
	40	末吉	5.0	4.3	0.7	—	
	41	末吉、中之郷	2.0	1.8	0.2	—	
	42	末吉	1.0	0.8	0.2	—	
	計		40.0	31.3	8.0	0.7	
オリノ記念造林	41	三根、末吉、檍立、中之郷	10.0	9.7	0.3	—	収益分収の割合 都 55% 町 45%
	42	三根、末吉、檍立	10.0	7.5	2.5	—	
	43	檍立	5.0	3.5	1.5	—	
	44	中之郷	5.0	4.5	0.5	—	
	45	三根	3.0	2.5	0.5	—	
	計		33.0	27.7	5.3	—	
	合	計	73.0	59.0	13.3	0.7	

(6) 林道事業

ア 林道現況

令和7年4月1日現在

路線名	施 行 箇 所	管 理 主 体	幅 員 m	延 長 m (A)	利 用 区 域 面 積 ha (B)	密 度 m/ha A/B
富士環状	八丈町 三根・大賀郷	東京都	3.6~4.0	9,210	392.10	23.49
東 山	〃 中之郷	〃	4.0	3,757	103.09	36.44
三 原	〃 三根・末吉・中之郷・檍立	〃	3.6~4.0	13,485	389.46	34.62
こん沢	〃 末吉	〃	3.6~4.0	7,341	235.42	31.18
富士縦断	〃 三根・大賀郷	〃	3.6~4.0	1,802	88.81	20.29
三郷田	〃 末吉	〃	4.0	2,644	83.86	31.53
鴨 川	〃 鴨川・大賀郷	八丈町	4.0	3,180	137.27	23.17
大 里	〃 大賀郷	〃	4.0	399	17.57	22.71
計				41,818	1,447.58	28.89

イ 維持管理事業

(単位 : 千円)

事業区分	林道名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		工種	金額	工種	金額	工種	金額
林道改良工事	三原	舗装工等	17,751		—		—
	こん沢		—		—		—
	富士環状	擁壁工等	57,614		—		—
	三郷田		—	擁壁工等	51,196	擁壁工等	28,218
	東山		—		—	路面工等	24,614
林道維持管理費	全線		12,473		18,497		17,134
	合計		87,838		69,693		69,966

注) 端数処理のため、合計が合わない場合がある。

(7) 保安林の現況

令和7年3月31日現在 (単位 : ha)

保安林の種類	面積	所 有 形 態				指定の目的
		国有林	都有林	町村有林	私有林	
土砂流出防備	552.20	8.62	0.04	525.18	18.36	森林からの土砂流出の防止
土砂崩壊防備	43.95	—	—	19.61	24.34	森林の土砂崩壊の防止
防風	4.27	—	—	3.60	0.66	強風害の防止
潮害防備	4.04	—	—	3.54	0.50	潮風害の防止
干害防備	1.57	—	—	1.57	—	限られた地域での水源確保
合 計	606.03	8.62	0.04	553.50	43.86	

注) 端数処理のため、合計が合わない場合がある。

(8) 治山事業

ア 八丈町

(単位:千円)

年 度 工 事 名	令 和 6 年 度	
	工 種	金 額
垂戸海岸防災林造成工事	防風工、植栽工	23,649
長ノ入沢治山施設機能保全工事	鋼製床固工	25,100
合計		48,749

注) 端数処理のため、合計が合わない場合がある。

イ 青ヶ島村

(単位:千円)

年 度 工 事 名	令 和 6 年 度	
	工 種	金 額
池之沢治山工事	高エネルギー吸収柵工	31,295
合計		31,295

(9) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の状況

(単位:ha)

地 区 名	面 積	設 定 期 限	備 考
八丈富士鳥獣保護区	458	令和16年(2034年)10月31日	八丈富士付近一円
八丈三原山鳥獣保護区	580	令和16年(2034年)10月31日	八丈三原山付近一円
小岩戸ヶ鼻鳥獣保護区	227	令和16年(2034年)10月31日	中之郷小岩戸ヶ鼻一円
鳥島鳥獣保護区	479	令和16年(2034年)10月31日	鳥島一円(国設)
八丈小島鳥獣保護区	1,419	令和19年(2037年)10月31日	八丈小島一円 (沖合1km以内の海域を含む)
合 計	3,163		

イ 鳥獣保護区特別保護地区の状況

(単位:ha)

地 区 名	面 積	設 定 期 限	備 考
八丈小島特別保護地区	307	令和19年(2037年)10月31日	八丈小島一円

ウ 管内の狩猟免許所有者(3年有効)

令和7年3月31日現在 (単位:人)

年 度 免許 の種類	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
網	3 (1)	3(1)	3(1)	3(1)	5(2)
わな	6 (2)	5(2)	5(1)	5(1)	8(3)
第一種	6 (1)	5(2)	5(2)	5(1)	8(3)
第二種	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1(-)
計	15 (4)	13(5)	13(4)	13(3)	22(8)

注) () 内は、当該年度に新規又は更新により交付された免許の数で内数である。

エ 狩猟者登録証交付実績

(単位:人)

年 度 免許 の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
網	-	-	-	-	-
わな	-	-	-	-	-
第一種	1	2	2	2	4
第二種	1	2	2	2	2
計	2	4	4	4	6

オ 鳥獣捕獲状況

令和6年度 (単位:羽、頭)

鳥 獣 名	狩猟による捕獲	特別許可による捕獲	合 計
鳥類			
ゴイサギ	-	-	-
カモ類	2	-	2
キジ	11	-	11
コジュケイ	-	-	-
バン	-	-	-
キジバト	8	-	8
ヒヨドリ	23	-	23
スズメ	-	-	-
ムクドリ	-	-	-
ミヤマガラス	-	-	-
ハシブトガラス	22	24	46
その他	-	61	61
計	66	85	151
獣類			
ノヤギ	-	-	-
計	-	-	-

注) 特別許可による捕獲は、有害鳥獣の捕獲、傷病鳥獣の保護及び学術研究の捕獲による数である。

(10) 林産物生産状況

ア 八丈町

令和6年1月～12月(単位:千円)

種別 区分	素 材		木 炭	き の こ 類				合 計		
	針葉樹	広葉樹		椎 茸		きくらげ				
				乾 燥	生	乾 燥	生			
生 産 量	m ³ -	m ³ -	t 0	kg 200	kg 4,700	kg 0	kg 0			
金 額	-	-	0	4,000	16,000	0	0	20,000		

イ 青ヶ島村

令和6年1月～12月(単位:千円)

種別 区分	木 炭	椎 茸		合 計
		乾 燥	生	
生 産 量	t -	kg -	kg -	
金 額	-	-	-	-

(11) 森林病害虫防除事業の補助実績

区分	年 度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		備 考 (補助率)
	規 模	金 額	規 模	金 額	規 模	金 額	規 模	金 額	
マツクイムシ等									
樹幹注入(八丈町)	3m ³	62千円	3m ³	62千円	3m ³	62千円			1/2以内
伐倒駆除(八丈町)	-	-	-	-	-	-			
地上散布(八丈町)	2ha	88千円	2ha	91千円	2ha	95千円			
エダシャク類									
地上散布(八丈町)	6ha	78千円	6ha	73千円	6ha	90千円			
地上散布(青ヶ島)	-	-	-	-	-	-			

注) 金額は、東京都からの補助金額である。

(12) 島しょ観光資源・林産物生産振興事業の補助実績

区分 年度	事業内容	補助金額	補助率
令和元年度	・ポットホール園地測量調査・設計委託 ・除伐	9,575千円	定額
令和2年度	・ポットホール散策路実施設計委託 ・ポットホール散策路整備工事	1,332千円	定額
令和3年度	・ポットホール園地測量調査・設計委託 ・散策路改修	1,633千円	定額
令和4年度	・ポットホール園地修正設計委託 (補助事業者からの申請により当該事業の廃止)	-	

4 水 産

八丈島及び青ヶ島近海は、複雑な海底地形と黒潮の好影響を受け、暖流系のトビウオ、ムロアジ、カツオ等が多く回遊し、キンメダイ、メダイ等の根付の魚類も豊富に生息する我が国有数の好漁場となっており、近県所属漁船はもとより、東北から四国・九州方面の漁船も操業している。

八丈町には、八丈島漁業協同組合があり、令和6年度は、組合員数544人、年間水揚金額6億6,353万円であった。また、青ヶ島村には、青ヶ島村漁業協同組合があり、令和6年度は、組合員数20人、年間水揚金額486万円であった。

八丈町の漁業は、各種振興事業の実施や漁港の整備等により島の基幹産業として着実に成長し、昭和57年には生産額20億6,594万円に達した。しかし、海況の変化等により、ハマトビウオ、テングサ等の生産額が減少し、近年は9億円前後と低迷している。加えて魚価低迷、漁船燃油価格の高騰など水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による飲食店等の休業および営業時間の短縮に伴い、水産物の需要も減少し魚価が低下した。また、魚価が高値安定傾向にあった底魚類のうちキンメダイについては、平成9年以降生産額が増加していたが、コロナ禍の影響により減少し、キンメダイへの依存傾向にある漁家経営の厳しさが増している。

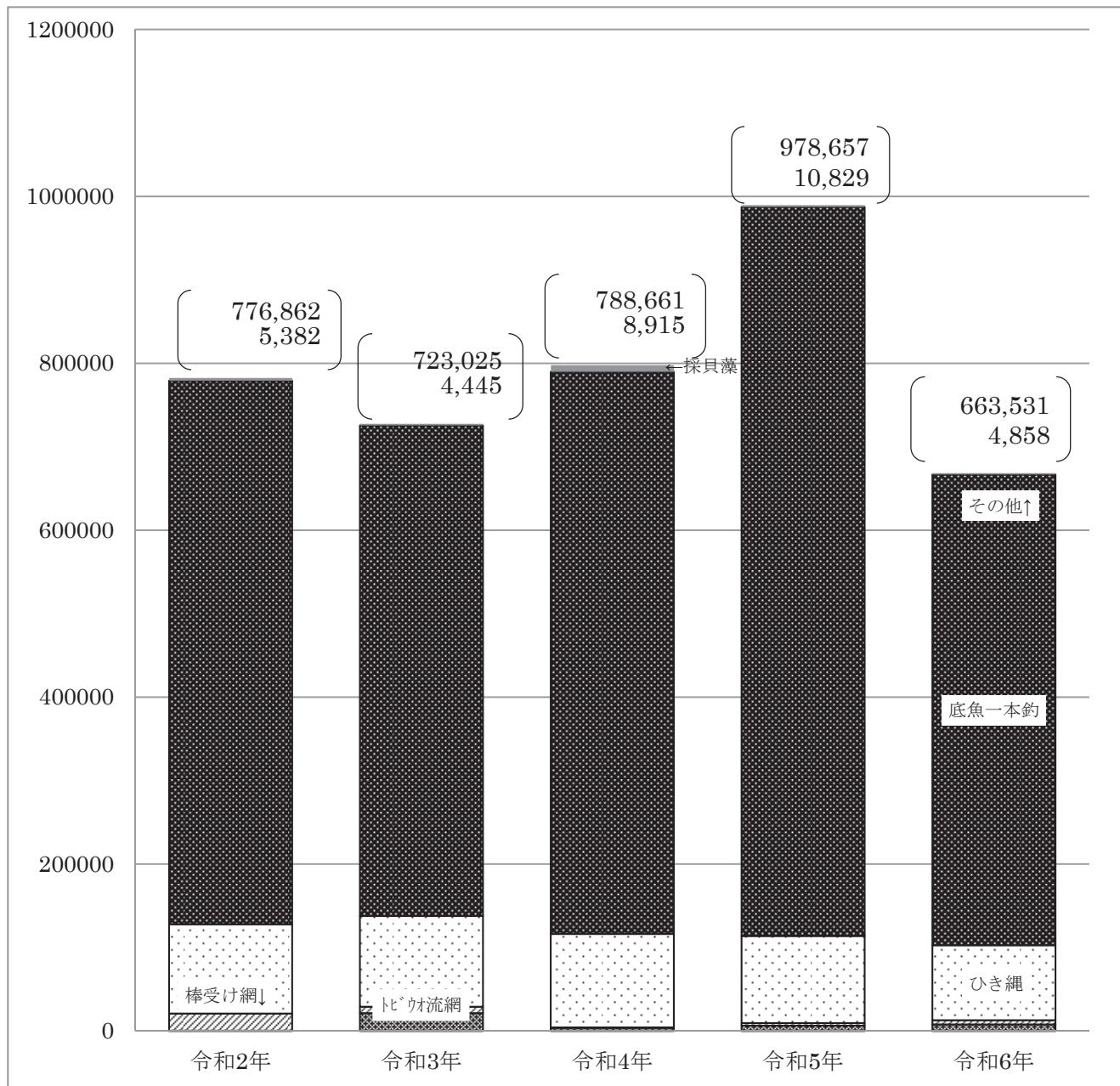
こうした中、東京都・地元自治体・漁協系統が一体となって各種漁業振興施策を行っており、漁業者も行政・研究機関等との連携により、ハマトビウオ（春トビ）、キンメダイの資源管理や、浮魚礁の設置等に取組んでいる。また、漁協女性部を中心に、島内外の学校給食へ八丈産水産物の加工・提供を行うなどの取組も行われている。

主 な 漁 業 の 形 態

漁業形態	内 容
棒受け 網漁業	8～12月ムロアジを漁獲する。 主として10～19t前後の船に5～6人乗り組み昼間操業する。
とびうお 流し刺し 網漁業	2～5月ハマトビウオ（春トビ）を漁獲する。 主として10～19t前後の船に7～8人乗り組み夜間操業する。
ひき縄漁業	周年操業されているが、3～6月が最盛期であり、カツオを主体として他にキハダ・クロマグロ等のマグロ類、カジキ等を漁獲する。 5～10t前後の船で1～2人乗り組み昼間操業する。
底魚一本釣漁業	周年操業されている。周年安定的に漁獲されるキンメダイのほか、秋が最盛期であるアオダイ、メダイ、ハマダイ等を漁獲する。 5～10t前後の船に1～2人乗り組み昼間縦業する。
採貝藻漁	5～8月テングサ・トサカノリ・トコブシ等を漁獲する。

漁業別水揚金額各年比較表

() 内上段は八丈町、下段は青ヶ島村
(単位:千円)



(1) 漁業調整

ア 漁業権免許状況

存 続 期 間 令和5年9月1日から
令和15年8月31日まで

免許番号	種 別	漁業権者	漁場の位置	漁 業 権 の 内 容
共21号	第1種	八丈島漁協	八丈島地先	イセエビ、トコブシ、サザエ、アワビ、クボガイ、バティラ、ヒロセガイ、テングサ、イワノリ、ハバノリ、トサカノリ、ウニ、カギイバラノリ(ブド)、ナマコ
共22号	第2種	八丈島漁協	八丈島地先	いそ魚底刺網漁業
共23号	第1種	八丈島漁協	八丈小島地先	イセエビ、トコブシ、サザエ、アワビ、クボガイ、バティラ、ヒロセガイ、テングサ、イワノリ、ハバノリ、トサカノリ、ウニ、カギイバラノリ(ブド)、ナマコ
共24号	第2種	八丈島漁協	八丈小島地先	いそ魚底刺網漁業
共25号	第1種	青ヶ島村漁協	青ヶ島地先	イセエビ、トコブシ、テングサ、イワノリ、ハバノリ、ナマコ
共26号	第2種	青ヶ島村漁協	青ヶ島地先	いそ魚底刺網漁業

イ 漁業許可等状況

令和7年3月31日現在 (単位:件)

	漁業許可				委員会承認						
	棒受け網 あじ・さば	流し刺し網 とびうお網	流し巻き網 とびうお網	漁業 その他の	はご釣り	とびうお利用	火光利用	いか釣り	浮きはえ縄	釣り採捕	ひき縄
令和6年度	1	3	3	10	8	19	35	28	1	79	

ウ 漁船状況

令和6年12月31日現在(単位:隻)

階 層 所 属	0 ~ 3t未満	3 ~ 5t未満	5 ~ 10t未満	10~ 20t未満	20t以上	合 計	
八丈島漁協	35	11	49	13	—	108	
内訳	三根	15	4	33	7	—	59
	末吉	5	3	1	1	—	10
	中之郷・檍立	3	—	—	1	—	3
	大賀郷	12	4	15	4	—	35
青ヶ島村漁協	3	5	—	—	—	8	
東京都	—	—	—	—	1	1	
合 計	38	16	49	13	1	117	

(2) 漁業生産

ア 漁業種類別生産高（上段：八丈町、下段：青ヶ島村）

令和6年1月～12月

漁業 種類 区分	流し刺し網 流しまき網 トビウオ	棒受け網 ムロアジ ナメソガラ	ひき繩 カツオ マグロ カジキ等	一本釣り 底魚等	採藻 採貝	その他	合計
生産量 (kg)	24,659 —	13,011 —	91,038 3,360	368,650 1,905	— —	1,928 —	499,286 5,265
金額 (千円)	7,748 —	5,052 —	87,909 1,818	561,130 3,040	— —	1,692 —	663,531 4,858
平均単価 (円/kg)	314 —	388 —	966 541	1,522 1,596	— —	877 —	1,329 923
金額の比率 (%)	1.2 —	0.8 —	13.2 37.4	84.6 62.6	— —	0.2 —	100.0 100.0

注) 端数処理のため、合計が合わない場合がある。

イ 魚種別漁獲量順位（八丈町）

令和6年1月～12月

順位	種名	漁獲量 (t)	順位	種名	漁獲量 (t)
1	キンメダイ	294	6	ムロアジ	13
2	マグロ類	53	7	ハマダイ	12
3	メダイ	40	8	アオダイ	8
4	カツオ類	26	9	サワラ	5
5	トビウオ類	25	10	ハチビキ	5

(3) 水産業振興施策

ア 島しょ漁業振興施設整備事業（令和6年度実績）

事業実施 主体	施設名	事業内容	事業費（円）	
			合計	都補助金
八丈島漁協	給油システム	オートレジスター 1台 ポンプ制御盤 1台 付帯設備設置 1式	6,000,000	4,500,000
八丈島漁協	船揚施設 (上架用船台)	船台3連式 1基 鉄製 亜鉛メッキ仕様 車輪Φ250 レール幅 2000mm	29,500,000	22,125,000

イ 漁村地域防災力強化事業（令和3年度から事業廃止）

5 商工業

(1) 商業

八丈島内には小売店が88店舗あり、八丈町人口の約8割が集中する坂下地区には生鮮食料品、日用雑貨、衣料品等を扱う商店が点在しており、生活必需品の供給は安定している。

一方、坂上地区は比較的大きな店舗がある坂下地区へ利用客が流れる傾向があるものの、少ない店舗数で地区を支える販売を行っている。

注) 店舗数は「総務省統計局 統計でみる市区町村のすがた2025」より引用。

(2) 工業

酒造（焼酎）、乳製品、くさや類加工、アシタバ加工品、黄八丈織物などがあり、いずれも小規模の会社又は個人事業として営まれている。

青ヶ島村では、平成11年11月から島中央部の火山の噴気孔（地元で「ひんぎや」と呼ぶ）から出る蒸気を熱源として海水を煮詰める製法で塩の製造が開始され、「ひんぎやの塩」として焼酎とともに主要な産業となっている。

(3) 本場黄八丈

黄八丈は、幕府への貢物として名声を博し、明治40年頃までは空前の大流行を遂げた。しかし、明治の末期から内地で高能力の機械や化学繊維が普及し、黄八丈産業は圧倒され、太平洋戦争が激しくなるにつれ、その生産はほとんど消滅してしまった。

その後、昭和22年に養蚕が再開され、翌23年には「全国織物技術品」に指定されるなど、特産品としての活動が開始された。昭和40年代に入り八丈島が観光地として脚光を浴びるようになり、八丈みやげとして販売が拡大した。昭和49年に黄八丈織物協同組合として法人化し、昭和52年には「本場黄八丈」の名で国の伝統的工芸品に指定された。

手織りにて丹念に織り上げる伝統工芸品として根強い人気があり、町内のみやげ店以外に、織物問屋への共同販売を行っている。

(4) 加工業製品生産高（八丈町調べ）

くさや類 (令和5年1月～12月)	43,067,924円
黄八丈 (令和5年4月～令和6年3月)	110,887,607円
焼酎 (令和5年4月～令和6年3月)	約212,000,000円
農畜産物 (令和5年1月～12月)	215,013,000円

(5) 産業別民営事業所数

令和3年経済センサス活動調査報告より抜粋 (単位:箇所)

事業所名 町村名	農業 林業 漁業	鉱業、 採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業	サービス事業他	合計
八丈町	3	—	48	27	1	1	18	101	4	20	292	515
青ヶ島村	—	—	3	2	—	—	—	1	—	—	9	15
合計	3	—	51	29	1	1	18	102	4	20	301	530

(6) 黄八丈生産状況

令和6年4月～令和7年3月

種目	反物		帶類				
	綾織	平織	八寸帶	四寸帶	角帶	伊達巻	細帶
数量	反 181	反 20	本 41	本 16	本 12	本 0	本 0

注) 数量は黄八丈織物協同組合扱分である

(7) 中小企業融資あっせん状況

(単位:千円)

種別		年度	2	3	4	5	6
小規模金融融資 (小 企)	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
無担保保証融資 (小 特)	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
創業、経営安定支援等	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
合計	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—

(8) 産業関係団体 (八丈支庁・八丈町調べ)

(単位：人)

区分	組合名	所在地	設立登記 年月日	組合員	
				正	准
農業関係	八丈島農業協同組合	大賀郷	R3.4. 1	1,739 (836)	2,019 (1,088)
水産関係	八丈島漁業協同組合	三根	H13.6. 1	96	448
	青ヶ島村漁業協同組合	青ヶ島村	S54.9.19	20	—
	八丈島水産加工業協同組合	三根	S47.9. 2	24	—
	東京都島嶼無線漁業協同組合	三根	S63.4. 1	69	—
商工業関係	八丈町商工会	大賀郷	S45.2. 9	330	—
	黄八丈織物協同組合	檍立	S49.2. 9	47	—
	一般社団法人 八丈島観光協会	大賀郷	H23.3.28	122	—

注) 農業関係 () 内は、令和6年度末時点での八丈島地区の組合員数である。

6 観光

(1) 概要

八丈島は、年間平均気温18°Cの温暖な気候で豊かな自然環境に恵まれ、亜熱帯植物や花がいたるところに繁茂し、明るい景観を呈する風光明媚の地である。また流人文化や歴史にも富み、八丈太鼓やショメ節に代表される特色ある民謡は、町民に歌い踊り継がれている。

八丈島が富士箱根伊豆国立公園に編入された昭和39年以降、海洋観光地としての離島ブームに乗って多くの観光客を迎えることになった。過去の観光客数を見ると、ピークであった昭和48年に19万人に達して以来、長らく減少傾向が続いているが、平成28年に再び増加に転じると、一時は7万人台まで落ち込んでいた観光客数が、令和元年には9万人まで回復した。しかし、令和2年に入ると、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う航空便の減便や移動の自粛要請等の影響を受け、回復傾向にあった観光客数が、前年比で5割近く減少し、島内観光業は大きな打撃を受ける結果となった。令和3年の観光客数も前年と比べて微増に留まっていたが、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、令和6年の観光客数は前年比で0.4%増加の8.6万人となり、回復傾向にある。

八丈支庁では、上記の状況を受け、観光産業の振興を促進するためのイベント事業の運営補助や、SNSを活用した情報発信などを通じて、積極的に支援を行っている。

また、八丈町商工会では、映画・テレビドラマ・CMなど、あらゆるジャンルのロケーション撮影の誘致や、実際のロケをスムーズに進めるため「八丈島フィルムコミッショング」の運営を行っている。本事業により、あらゆるメディアを通じて八丈島の持つ自然、文化、魅力のPRを行っており、観光客の増加や島内全体の経済活性化に寄与している。

青ヶ島は、伊豆諸島の最南端に位置し、カルデラを有する典型的な複式火山島で、まだまだ知られざる魅力を秘めている。青ヶ島を訪れる観光客は、年によりばらつきがある。平成17年から26年までは200人台～400人台の間で推移していたが、平成27年から大幅に増加した。しかしながら、令和2年は上述した新型コロナウイルス感染症の影響により、前年1,379人であった観光客数が637人まで減少し、特に大きな減少幅となった。令和3年も観光客数は低い水準に留まっていたが、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、令和6年の観光客数は前年比で9%増加の1,742人となっている。

交通手段としては、八丈島からヘリコプターが就航しており、天候に左右される海路に対して就航率が高いため、観光客の足としても利用されている。青ヶ島村の観光産業は、港湾整備や宿泊施設、散策路の整備などにより、観光客の受入体制を整えることで、ますます発展する可能性を持っており、八丈町にとっても、海路・空路の中継地として大きな相乗効果が期待できる。

(2) 観光客・消費額推計（産業労働局観光部調べ）

令和6年1月～12月

項目 町村名	実人員（人）	対前年比	延人員（人）	対前年比	平均 宿泊数（日）	一人当たり 消費額（円）	消費額合計 (千円)
八丈町	86,633	100.4	224,125	100.7	2.6	57,213	4,956,550
青ヶ島村	1,742	109.5	4,177	109.7	2.4	32,613	56,812

消費額内訳

(単位：千円)

区分	宿泊代	食事代	土産代	施設見学及び島内交通費	その他の費用
八丈町	1,914,837	772,227	476,486	672,375	1,120,625
青ヶ島村	24,750	12,531	6,635	11,643	1,253

注)宿泊代には宿泊施設の食事代を含む。食事代は宿泊代に含まれないものに限る。

(3) 宿泊施設状況（稼動数：産業労働局観光部調べ）

令和6年1月～12月（単位：人）

区分 町村名	ホテル、旅館		民宿(ペニション含む)		国民宿舎		計	
	軒数	収容人員	軒数	収容人員	軒数	収容人員	軒数	収容人員
八丈町	3	433	70	1,483	1	30	74	1,946
青ヶ島村	—	—	5	61	—	—	5	61
合 計	3	433	75	1,544	1	30	79	2,007

八丈町のキャンプ場 2個所（190人）

(4) 八丈島来島者及び観光客数

区分 年度	来 島 者 数			観 光 客 数		
	人 数	前年比	指 数	人 数	前年比	指 数
昭和 48	213,532	—	100.0	195,855	—	100.0
平成 1	165,653	—	77.6	141,817	—	72.4
22	109,508	—	51.3	81,498	—	41.6
23	101,011	△7.8	47.3	78,297	△3.9	39.9
24	112,456	11.3	52.6	82,917	5.9	42.3
25	114,301	1.6	53.5	84,343	1.7	43.1
26	105,006	△8.1	49.2	78,150	△7.3	39.9
27	105,113	0.1	49.2	78,101	△0.1	39.9
28	110,642	5.2	51.8	81,659	4.6	41.7
29	120,802	9.2	56.6	89,719	9.9	45.8
30	122,234	1.2	57.2	90,154	0.5	46.0
令和 元	122,799	0.5	57.5	90,770	0.7	46.4
2	65,377	△46.8	30.6	45,556	△49.8	23.3
3	64,631	△1.1	30.3	47,058	3.3	24.0
4	100,453	55.4	47.0	74,670	58.7	38.1
5	117,448	16.9	55.0	86,270	15.5	44.0
6	118,184	0.6	55.3	86,633	0.4	44.2

第2 労 働

1 概 要

八丈支庁管内における労政は、勤労者を対象とする厚生利用施設としての勤労福祉会館運営と、任意就労事業があった。

勤労福祉会館は、昭和46年6月5日に東京都の直営事業として開館したが、60年7月1日から（財）東京都勤労福祉協会・平成15年4月1日からは（財）東京都中小企業振興公社へ移管され、16年3月31日をもって閉館した。

また、任意就労事業は、失業者就労事業の終息後、5年間の措置事業として行われた。

○労働力状態別人口（15歳以上）

（令和2年国勢調査）（単位：人）

地 域	総 数	労 働 力 人 口			非 労 働 力 人 口	労働力状態 「不詳」
		総 数	就 業 者	完全失業者		
八 丈 町	6,216	3,777	3,700	77	2,108	331
青 ケ 島 村	148	133	131	2	15	-
合 計	6,364	3,910	3,831	79	2,123	331

2 失業者就労事業終息

（1）推 移

昭和24年に開始され長い歴史をもつ東京都の失業者就労事業は平成4年9月30日をもって終息した。

八丈島における失業者就労事業は主に冬期の季節的失業の救済を目的として昭和26年に開始され、昭和31年度からは年間を通じて実施されるようになった。その当時の就労者は多い時で昭和34年の239人であった。また昭和36年から青ヶ島と八丈小島において、都単独の簡易失業対策が通年行われるようになった。

しかし昭和38年に「職業安定法」が改正され手帳の新規交付が困難となり、それ以降就労者は管外転出、高齢や病弱による引退等によって減少の傾向をたどることになった。

この間、一時的な就労の場であった失業対策事業も特別選定事業の指定を受け、八丈島における都道・町道舗装の先駆となる乳剤舗装や学校プールの建設などと住民生活の向上に大きな役割を果たした。これは後世に残る実績と言えよう。

昭和46年度になると「日雇労働者雇用奨励金の支給に関する条例」が制定されたが当庁管内に就労の場が少ないため引退就職した者は117人のうち16人にすぎなかった。

昭和55年、失業対策制度調査研究報告は「失業対策事業の現状を見るならば、労働政策としてはもはや限界に達しており基本的には終息を図るべき段階にきている」ことを指摘した。

昭和61年度は70歳未満の者を紹介対象者とし、それ以後は経年段階的に1歳ずつ年齢を引下げ、平成3年度には65歳未満の者を対象者とし引退者に対する生活激変緩和を図るため「特例給付金の支給」「任意的就業を提供する」の報告を受け、東京都は昭和61年8月1日から新制度による失業対策事業を実施することになり当庁管内では14名が引退した。更に平成2年の調査研究報告により、「失業対

策事業は平成7年度を越えて継続すべきでない」と指摘され、事業を終息させる方針が明確にされた。

なお青ヶ島における簡易失業対策事業は、平成元年度をもって終了している。

このような状況から東京都と就労者団体で事業終息について協議を続けてきたが、平成4年4月28日に覚書の調印を行い、同年9月30日で失業対策事業と簡易失業対策事業を全面的に終息した。

(2) 引退者の就労問題

東京都は事業廃止後希望する者に対し、国が定めた5年の範囲内で任意就業事業を実施すること、引退者に対し引退金を支給するものとした。

平成4年度の失業対策事業就労者は5名であり、八丈植物公園や学校において除草、清掃作業に従事していたが引退後は全員、任意就業事業で就業することになった。

平成9年度の任意就業従業者は4名であり、八丈植物公園において除草清掃作業を行っていたが、5年が経過し、平成10年3月31日をもって終了した。

第3 土木

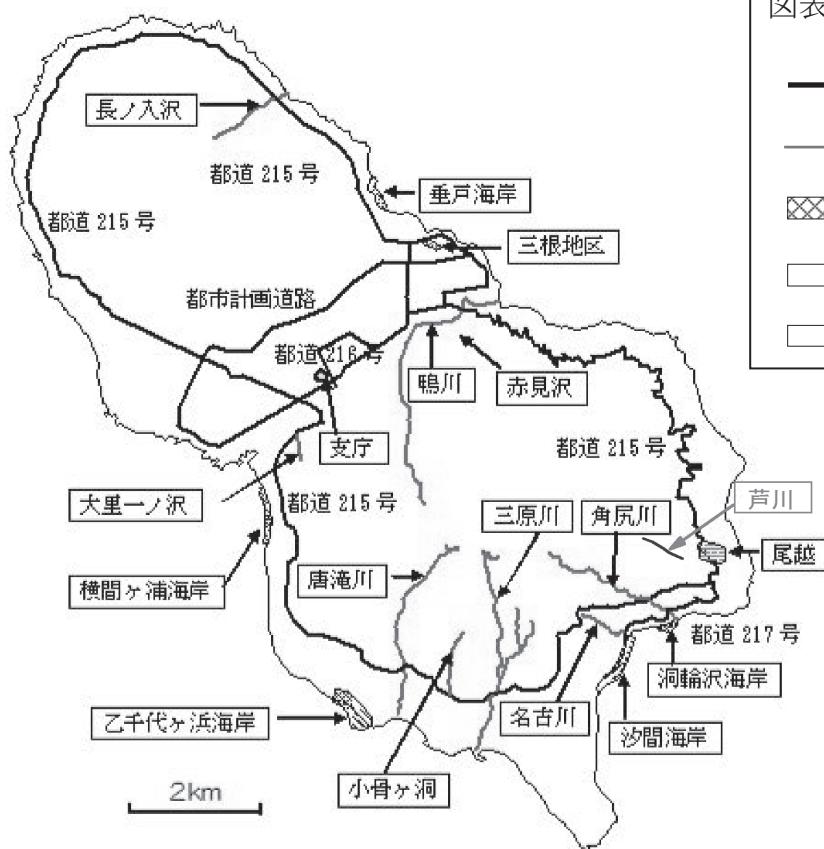
1 概 要

本章では、八丈支庁土木課において実施する事業、具体的には、道路事業、土砂災害対策事業、海岸保全事業及び建築確認申請に関する受付、屋外広告物に関する許可について記述する。

整備及び管理を進めている事業の位置と規模は図表1-1、1-2及び図表2のとおりである。

近年の分野別の事業規模の推移は、図表3のようになっており、事業規模が増加傾向にある。事業別の内訳を見ると、道路事業の予算比率が大きい。

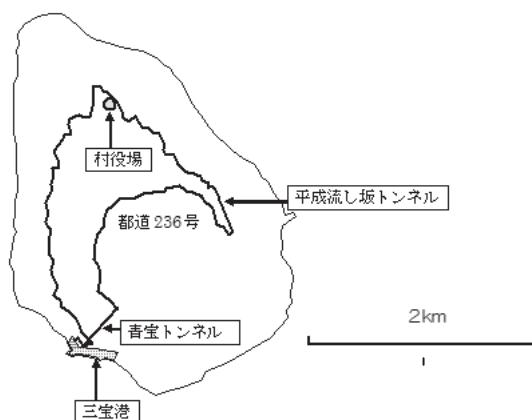
図表1-1 事業の位置図（八丈島）



図表-1 凡例

- 都道
- 砂防指定渓流（砂防河川）
- ☒ 海岸保全区域
- 急傾斜地崩落危険区域
- 地すべり防止区域

図表1-2 事業の位置図（青ヶ島）



图表2 八丈支庁管内の道路・土砂災害対策・海岸保全事業の規模

令和7年4月1日現在

区域		八丈町	青ヶ島村
道 路	箇所数	3路線	1路線
	規 模	延長 59,250m	延長 8,177m
砂防指定地	箇所数	10溪流	—
	規 模	面積 83.92ha	—
急傾斜地崩壊危険区域	箇所数	1 地区	—
	規 模	面積 1.54ha	—
地すべり防止区域	箇所数	1 地域	1 地域
	規 模	面積 15.15ha	面積 6.64ha
海岸保全区域	箇所数	5海岸	—
	規 模	海岸線延長 4,027m	—

图表3 近年の道路・土砂災害対策・海岸保全事業の事業規模の推移

(単位：千円)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道 路	2,473,749	2,541,513	2,460,172	3,080,888	3,798,285
土砂災害対策・海岸	700,380	664,872	1,004,020	1,149,143	1,127,680
合 計	3,174,129	3,206,385	3,464,192	4,230,031	4,925,965

2 道路事業

(1) 概 要

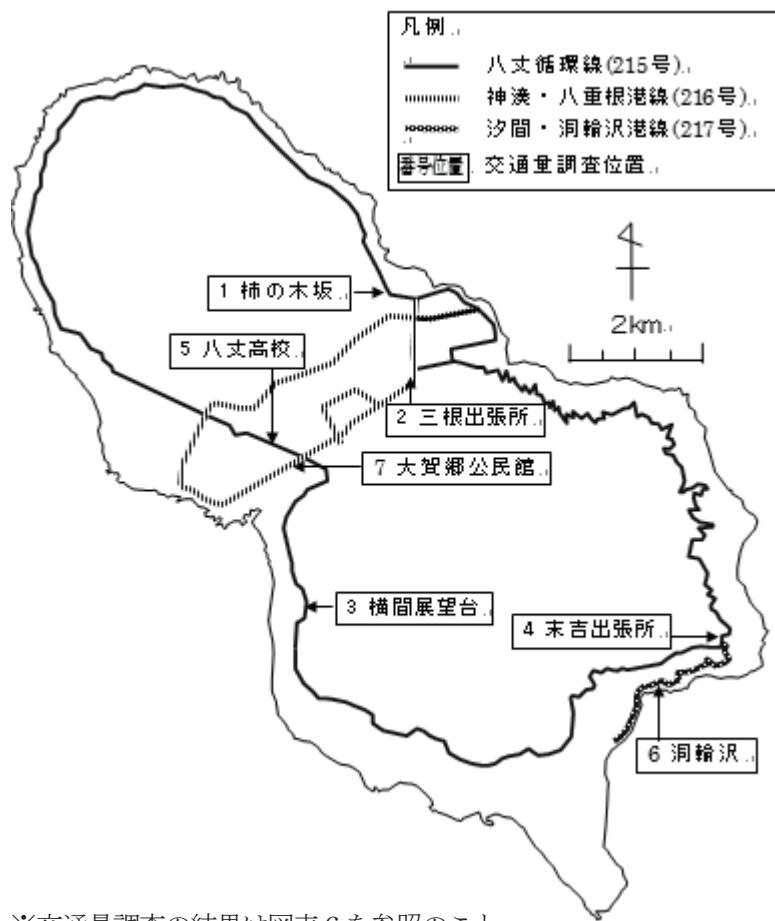
八丈支庁管内の都道は、八丈島内の八丈循環線（都道215号）、神湊八重根港線（都道216号）、汐間洞輪沢港線（都道217号）、及び青ヶ島内の青ヶ島循環線（都道236号）の4路線である。

八丈島内のそれぞれの都道及び交通量調査地点の位置を图表4、各都道の延長と起終点を图表5、主要地点の交通量を图表6に示す。

公共交通機関が発達していない島しょ地域では、自動車が最も基礎的な移動手段であり、島内幹線道路である都道は住民の生活、経済活動などを支える非常に重要な役割を担っている。

こうした中、八丈支庁では、道路拡幅や線形改良、歩道設置等の都道の機能向上を図るための整備を進めるとともに、路面補修や道路災害防除等の維持・補修事業、無電柱化の推進、ライフラインである水道や電気等の道路占用許可の管理業務を行っている。

図表4 都道及び交通量調査地点位置図（八丈島）



※交通量調査の結果は図表6を参照のこと。

図表5 各都道の延長と起終点

令和7年4月1日現在

整理番号	路線名	起終点	延長	告示年月 告示番号
八丈町	都道第215号	八丈循環線 八丈町大賀郷(向里)～八丈町大賀郷(向里)	43,636m	昭和36年3月15日 第231～233号
	都道第216号	神湊八重根港線 八丈町神湊港～八丈町八重根港	12,700m	
	都道第217号	汐間洞輪沢港線 八丈町末吉 八丈循環線交差点～汐間	2,914m	
		小計	59,250m	
青ヶ島村	都道第236号	青ヶ島循環線 青ヶ島三宝港～青ヶ島三宝港	8,177m	昭和42年2月28日 第204号
		小計	8,177m	
合計			67,427m	

図表6 主要地点の交通量

都道主要地点における交通量の調査結果を図表6に示す。

本調査は、都が国土交通省とともに数年に一回実施する「道路交通センサス」で、各年の11月の平日に午前7時から午後7時までの12時間にわたり、八丈島内都道上の各場所において実施したものである（但し、11年度は10月に実施）。

場所別 ※	年度別	区分	歩自行転者車及類	動二力輪付車類	自動車類				自合 動 車 類計	
					乗用車類		貨物車類			
					乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車		
1 柿の木坂	平成11年度	11	14	182	6	343	57	588		
	平成17年度	1	2	207	4	186	36	433		
	平成22年度	7	8	272	10	169	33	484		
	平成27年度	6	20	208	9	281	60	558		
	令和3年度	9	3	211	188	23	24	446		
2 三根出張所	平成11年度	292	125	1,894	43	1,518	602	4,057		
	平成17年度	160	63	2,687	29	1,977	198	4,891		
	平成22年度	202	171	2,591	32	1,995	273	4,891		
	平成27年度	267	124	3,000	33	1,695	228	4,956		
	令和3年度	63	49	2,993	1342	29*	109	4,473		
3 横間展望台	平成11年度	10	31	1,197	39	1,456	290	2,982		
	平成17年度	2	5	1,258	15	1,099	201	2,573		
	平成22年度	40	24	1,466	20	895	451	2,832		
	平成27年度	2	38	1,519	15	1,034	127	2,695		
	令和3年度	1	9	1,640	561	22	120	2,343		
4 末吉出張所	平成11年度	-	-	-	-	-	-	-		
	平成17年度	66	9	305	21	301	25	652		
	平成22年度	42	21	250	26	312	104	692		
	平成27年度	11	21	199	28	218	30	475		
	令和3年度	4	3	183	160	24	24	391		
5 八丈高校	平成11年度	-	-	-	-	-	-	-		
	平成17年度	161	8	1,849	18	1,167	156	3,190		
	平成22年度	201	56	1,578	27	740	298	2,643		
	平成27年度	202	32	1,391	30	729	92	2,242		
	令和3年度	108	21	1,395	521	18	169	2,103		
6 洞輪沢	平成11年度	39	6	160	4	126	30	320		
	平成17年度	14	3	107	4	128	2	241		
	平成22年度	1	2	128	6	120	56	310		
	平成27年度	7	10	110	10	101	6	227		
	令和3年度	4	2	166	123	22	3	314		
7 大賀郷公民館	平成11年度	-	-	-	-	-	-	-		
	平成17年度	-	-	-	-	-	-	-		
	平成22年度	100	20	905	6	719	52	1,682		
	平成27年度	138	41	1,071	8	636	39	1,754		
	令和3年度	54	21	1,004	497	6	35	1,542		

※ 調査地点位置は図表4を参照のこと

(2) 道路整備

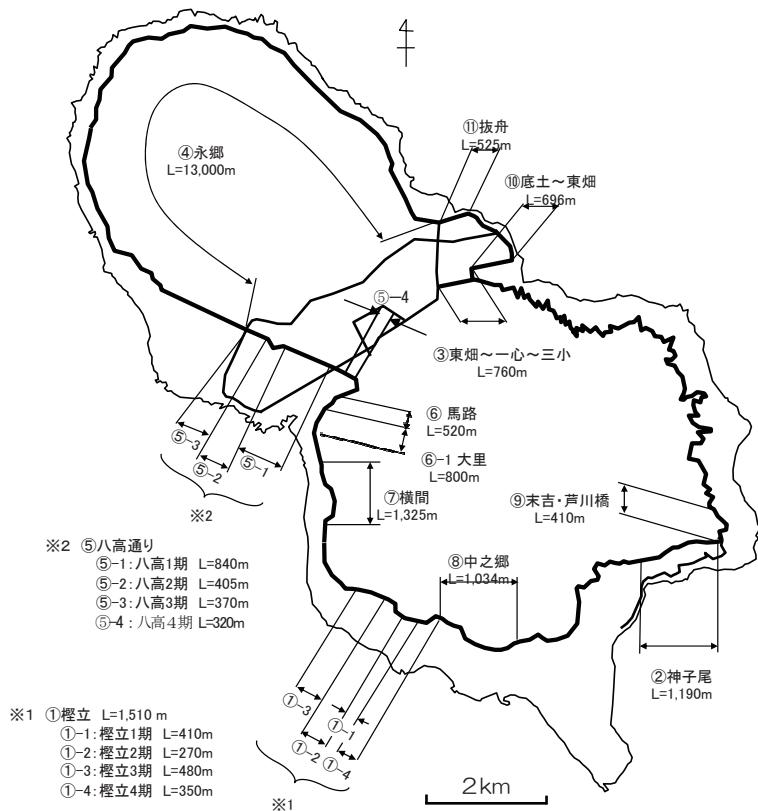
ア 概 要

道路の新設や既存道路の改良を行う道路整備は、拡幅、線形改良、歩道設置などを総合的に行う道路整備事業と、主に歩道設置を行う交通安全施設事業、主に橋を新設する橋梁整備事業に大別される。現在、八丈支庁管内の各路線で、優先度の高い路線から順次、現地の状況等を踏まえ、整備を進めている。また道路整備に併せて無電柱化も進めている。

イ 八丈循環線（都道215号）【通称名：八丈一周道路】

八丈循環線（都道215号）は、図表7に示すとおり、八丈島全体を一周する形で整備された総延長約43.6kmの路線であり、現在、神子尾・大里及び八高などで整備事業を進めている。

図表7 八丈循環線（都道215号）事業箇所位置図



① 横立（事業完了／道路整備事業）

計画延長1,510mを4期に分け整備することとし、平成8年度から着手し、1期区間（410m）、2期区間（270m）が平成18年度までに一部区間を除き完了した。平成28年度は3期区間（480m）が完了し、平成29年度は、4期区間（370m）のうち180m区間の整備を実施し、事業が完了した。

② 神子尾（事業中／道路整備事業）

計画延長1,190mに片側歩道を2期に分け整備することとし、平成30年度から令和2年度は1期の構造物設計を行い、令和3年度は環境調査（夏期・秋期）を実施した。令和4年度は引き続き環境調査（春期）を実施し環境局との協議を完了、擁壁工事に着手した。令和7年度は引き続き擁壁工事を行う。

③ 東畠～三小（事業完了／交通安全施設事業）

計画延長760mに両側歩道を整備することとし、平成15年度から用地買収に着手した。平成23年度より工事

を進めており、670mの両側歩道が完成し、平成29年度から平成30年度は残り90mの片側歩道を整備し、事業が完了した。

④ 永郷（事業中／道路整備事業・交通安全施設事業）

永郷道路（八丈富士周回道路）は、急峻な山腹沿いにつくられているため、かつては幅員3～4mと狭く、急カーブも多い危険な状態であった。昭和44年度から幅員7mの道路として、西見交差点付近を工事起点とし、神湊を終点とする延長13,000mの区間にについて用地無償提供方式による改修工事を開始し、平成4年度までに1,476mの改修を完了した。

平成6年度からは、用地取得を有償方式に切り替え、西見交差点付近から八丈リードパークリゾート前までの延長10,700mの区間を道路整備事業としている。

また、柿ノ木坂から八丈リードパークリゾート前までの延長2,300mの区間を交通安全施設事業（自転車道）として施工することとした。現在、交通安全施設事業で片側歩道2,300mを整備中であり、平成3年度に着手し、1,534mが完成した。未整備区間である垂戸の766mについて整備することとしていたが、平成26年度道下斜面が崩落したため防止措置後、平成28年度から崩落した法面を道路災害防除工事として復旧している。令和4年度に法面の復旧が完了したため、今後は安全施設事業の整備を継続していく予定である。

⑤ 八高（事業中／交通安全施設事業）

計画延長1,615mを3期に分けて整備を進めている。1期区間（840m）は両側歩道の整備を平成3年度から用地買収に着手。平成19年度から工事に着手し、平成28年度までに684mの両側歩道が完成した。平成29年度は、両側歩道95mの整備を実施し、令和元年度は84m片側歩道を整備し、令和3年度に舗装の一部施工を実施し事業が完了した。2期区間（405m）は平成13年度に八丈島空港拡張関連の道路付け替え工事も含め、歩道整備が完了した。3期区間（370m）は片側歩道の整備を平成23年度から用地買収に着手、平成24年度から工事に着手し、平成27年度に整備を完成した。

また、平成26年度から新たに4期区間（320m）を整備することとし、令和元年度は構造物予備設計を行い、浸透施設位置選定を行った。来年度は、浸透施設の設置工事に着手する予定である。

⑥ 馬路・大里（事業中／道路整備事業・無電柱化事業）

計画延長520mを2期に分け、河口交差点と大里地区を結ぶ切り通し部の危険を回避するために線形改良を計画し、平成15年度より用地買収に着手し、平成20年度に概成した。馬路に続く800m区間は、事業名を大里とし、地元代表者、学識経験者、行政関係者などからなる「大里地区都道整備検討会」を設置し、平成25年3月から26年3月までの期間に計5回開催し、整備内容や整備方法について検討を行い方針が出された。また、島しょ部における「拡幅整備に併せて無電柱化を実施するモデル路線」に選定され、令和元年度は、整備方針を踏まえ、電線共同溝予備設計を行った。令和2年度は道路詳細設計及び電線共同溝詳細設計を実施し、令和3年度から工事に着手した。今年度は大里の陣屋跡地付近にて工事に着手する予定である。

⑦ 横間（事業完了／道路整備事業・橋梁整備事業）

横間道路（都道215号の一部）は、為朝神社から大坂トンネル入口に至る延長1,325mの路線であり、坂下地区と坂上地区を結ぶ島内交通の要所である。昭和50年10月の台風13号において、同道路は大被害を受け、これを直接の契機として、落石・崩土等による危険を回避するために、横間道路の改修が計画された。

危険度の高い区間を第1期区間（L=740m）として、昭和54年度から用地買収に、昭和56年度からは、盛土・橋梁・桟道・洞門の各形式による工事に着手し、約22億円の事業費と9カ年の歳月を経て、昭和63年4月14日に開通となった。

第2期区間（L=585m）は、主に橋梁形式により昭和63年度から本格的に工事に着手した。約40億円の事業費と5年10ヶ月の歳月を経て、平成6年4月21日に第2期区間（逢坂橋）が開通し、横間道路は全線開通となった。

⑧ 中之郷（事業完了／交通安全施設事業）

昭和63年度から着手し、平成18年度に計画延長1,034mが概成した。平成20年度には72mを施工し、完了した。

⑨ 末吉・芦川橋（事業完了／道路整備事業・橋梁整備事業）

末吉地区の芦川横断部の線形改良を目的に芦川橋の架橋と周辺の道路整備を実施する事業であり、計画延長410m（芦川橋＝橋長58m有効幅員11m）の整備を平成6年度から着手し、平成14年度に完成した。

⑩ 底土～東畠（事業完了／交通安全施設事業）

平成3年度から歩道設置に着手し、平成15年度までに計画延長696m全線が完成した。

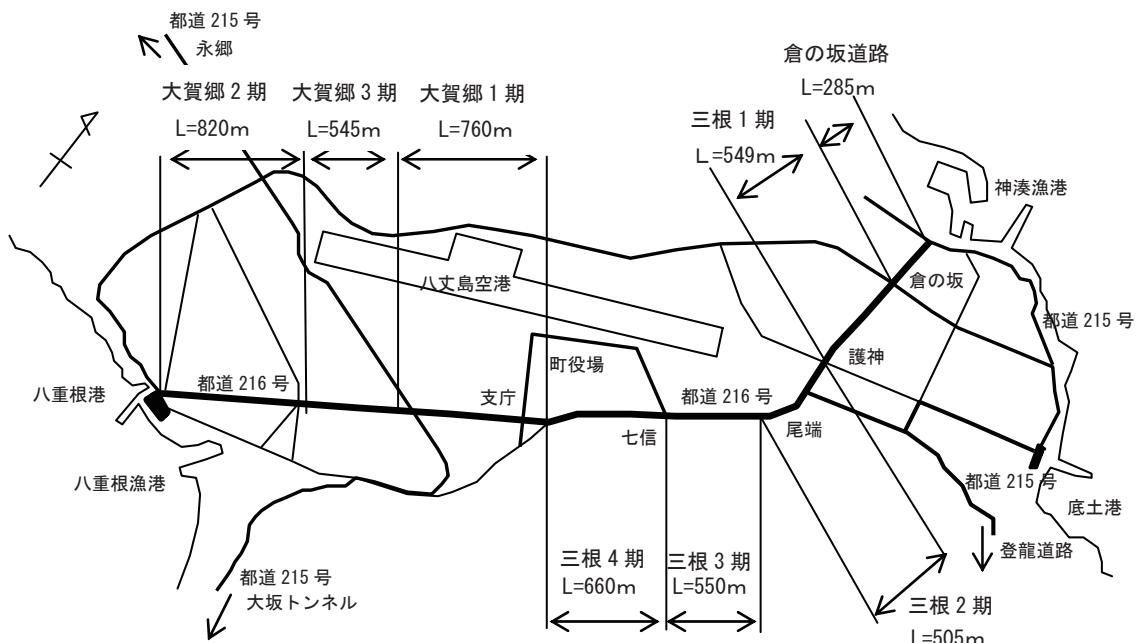
⑪ 抜舟（事業完了／道路整備事業）

計画延長525mを整備することとし、平成19年度までには擁壁80mと道路排水を整備し、平成22年度までに海浜部を含め417mを施工した。平成23年度は108mを施工し全線の整備が完了した。

ウ 神湊・八重根港線（都道216号）【通称名：八丈中央道路】

都道216号は、図表8に示すとおり、神湊漁港を起点とし、八丈島の中心市街地を結び、八重根港へ至る総延長4.6kmの幹線道路である。現在、三根及び大賀郷の2区間で道路改修事業として、車道幅員7m、歩道幅員（両側設置）3m、全幅員13mに拡幅すべく整備を進めている。

図表8 神湊・八重根港線（都道216号）事業箇所位置図



① 三根（事業完了／道路整備事業）

計画延長2,264mを4期に分けて整備した。1期区間（倉の坂～護神）は、昭和61年度から着手し、549mを平成9年度に完了した。2期区間（護神～尾端）は、平成2年度から着手し、505mを平成14年度に完了した。3期区間（尾端～七信）は、平成14年度から着手し、550mを平成21年度に完了した。

4期区間（七信～町役場）は、平成21年度から着手し、660mを令和元年度に完了した。

② 大賀郷（事業中／道路整備事業・無電柱化事業）

当区間は、平成21年度に町道から都道へ移管した区間であり、延長2,125mを3区間に分けて整備を進めいく予定である。1期区間（旧町役場～大賀郷公民館）は平成27年度より工事着手し、大中上交差点付近の浸透施設の設置工事を平成28年度に完了した。道路工事は平成29年度より大中上交差点から整備を進め、町

役場入口交差点付近までの道路改修工事、3か所の浸透施設設置工事を完了した。今年度は、町役場入口交差点付近から大中上交差点付近の間で電線共同溝整備工事及び新設道路へ切り替える道路改修工事を実施する予定である。

2期区間(八戸交差点～八重根港)については、令和元年度～令和3年度にかけて浸透施設を3か所設置、令和5年度に八戸交差点部の交差点改良工事を完了した。

③ 倉の坂(事業完了／交通安全施設事業)

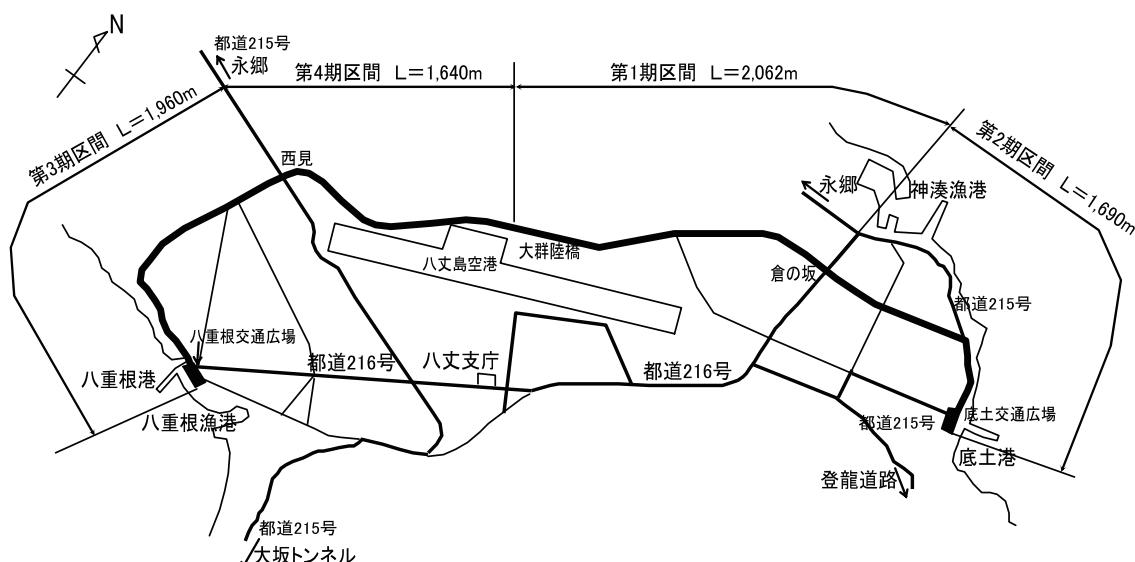
昭和59年度から着手し、延長285mを平成2年度に完了した。

エ 底土・空港・八重根港線(都道216号)【通称名：八丈空港道路】

図表9に示すとおり、空の玄関口八丈島空港と、海の玄関口底土港、八重根港の3つの主要な交通結節点を結ぶ延長7,352m、幅員18mの幹線街路である。

昭和54年3月29日付に空港・底土港間延長3,752mの都市計画決定がなされ、平成元年3月20日付には空港・八重根港間延長3,600mの延伸が決定された。平成24年2月に全線にわたり事業が完了した。

図表9 底土・空港・八重根港線(都道216号)事業箇所位置図



① 第1期区間

第1期区間は、空港から倉の坂交差点までの延長2,062mである。昭和55年1月16日事業認可を受け、約20億円の事業費をもって、昭和61年4月20日、区間全線が開通した。

② 第2期区間

第2期区間は、倉の坂交差点から底土交通広場までの延長1,690mである。昭和61年6月19日事業認可を受け、約38億円の事業費をもって、平成11年5月23日、区間全線が開通した。

③ 第3期区間

第3期区間は、八重根交通広場から西見交差点までの延長1,960mである。平成元年10月25日事業認可を受け、約42億円の事業費をもって、平成15年7月19日、区間全線が開通した。

④ 第4期区間

第4期区間は、西見交差点から空港までの延長1,640mである。平成7年3月1日事業認可を受けた。

約24億円の事業費をもって、平成24年2月12日、区間全線が開通の運びとなり、これをもって八丈都市計画道路3・4・1号線全線が開通した。

才 汐間・洞輪沢港線（都道217号）

都道217号は、洞輪沢地区と八丈循環線（都道215号）を結ぶ唯一の道路である。

山側の崖は、安山岩及び砂岩が互層をなしており、風化が進んでいるため、度々落石、土砂崩壊に見舞われている。また、かつては幅員が5m程度と非常に狭い路線であったが、昭和56年度から改修工事に着手し、計画延長2,050mのうち平成12年度までに1,442mを6m程度に整備した。

カ 青ヶ島循環線（都道236号）【通称名：青ヶ島本道（起点：青ヶ島港 終点：青ヶ島村西郷）】

都道236号は、図表10に示すとおり、青ヶ島における唯一の都道であり、幅員が狭く、急カーブ、急坂が随所に見受けられる。また、地層は薄い溶岩流と厚い岩津質溶岩の互層を主体として、凝灰角礫岩及び火山泥流堆積物スコリア砂層から構成されていることから、落石、土砂崩落等が多発し、しばしば通行止めを余儀なくされている。このため、安全かつ確実な通行機能を確保することが、大きな課題になっている。

三宝港から集落までの外輪山の山腹区間は、昭和43年から昭和57年までに拡幅・コンクリート舗装等を行つており、小型四輪車の通行は確保されている。しかし、この区間は、地形・地質ともに極めて不安定であり、災害を受けやすい環境にある。

このため、昭和57年5月に起きた道路災害を契機として、道路全体系の再編が検討された。その結果、災害復旧事業として施工した青宝トンネル（L=505m）を利用し、流し坂を経由して集落に至る区間は、流し坂の急坂部を除いて緊急に大規模改良を実施する必要性がないことから、メインルートに位置づけられた。

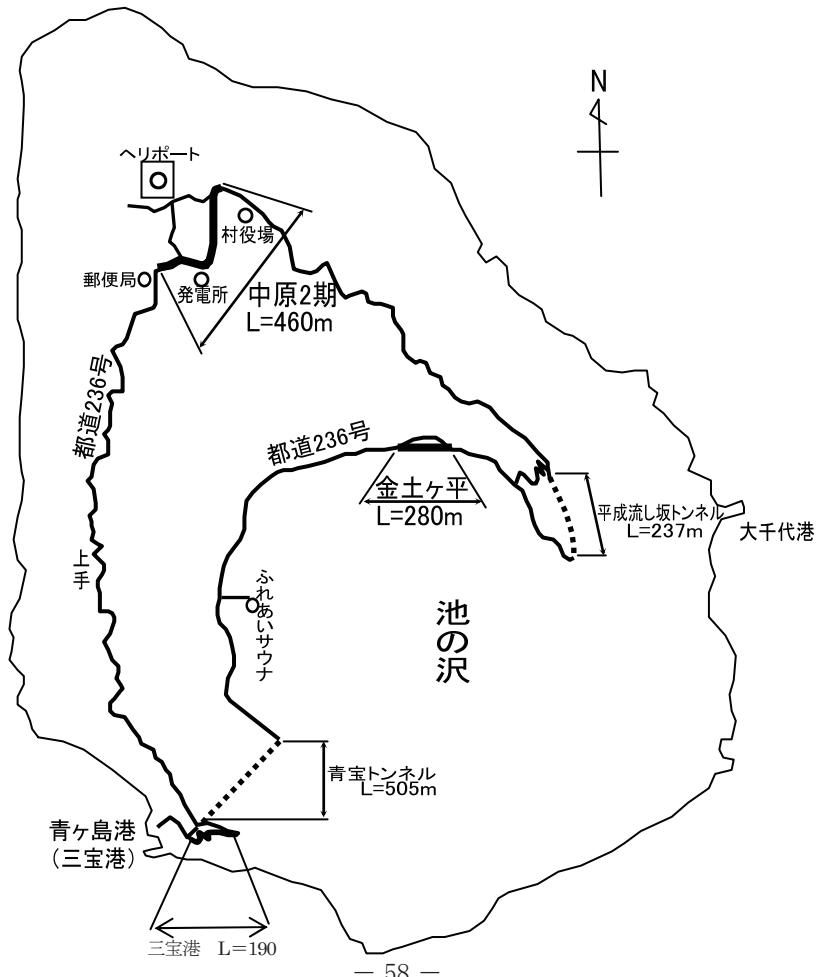
昭和61年度から、流し坂区間（L=1,426m）の改修に着手し、約14億円の事業費と6ヶ月の歳月を経て平成4年5月19日に平成流し坂トンネルが開通するとともに流し坂区間は全線開通となった。平成5年度から集落の村役場通りの改修工事に着手し、平成10年度までに1,050mを施工し、本区間の工事を完了した。

平成11年度からは、青宝トンネルから平成流し坂トンネルに至る落石・土砂崩落等の危険性の高い金土ヶ平地区280mの道路改修工事に着手し、平成20年度に工事を完了した。

さらに、上手回り青ヶ島港付近には急こう配道路が存在するため、三宝港（174m）として整備する。今年度は、本線部の道路詳細設計を行うとともに、道下斜面の斜面対策工を行う予定である。

また、集落部を中原2期（460m）として位置付け、平成19年度からは用地買収、平成21年度から工事に着手し、平成29年度までに405mが完成した。令和元年度までに55mを実施し事業が完了した。

図表10 青ヶ島循環線（都道236号）事業箇所位置図



(3) 道路維持・補修

ア 概 要

八丈支庁では、安全で快適な自動車、歩行者交通の確保と沿道環境保全のため、日々、道路巡回など現場で得た情報より適した時期に維持補修を行っている。

具体的には路面の轍掘れやひび割れなどの劣化を補修する路面補修工事、法面の崩壊・崩落防止工事を行う道路災害防除工事、橋梁の劣化箇所の補修や耐震補強などを行う橋梁補修などを行っている。

イ 路面補修

八丈島の舗装は、昭和30年代から乳剤舗装を失業対策事業で実施したのが始まりである。

現在では、前回舗装時からの経過年数や、ひび割れやわだち等の舗装の状況などを踏まえ、計画的に更新を進めており、これまでの補修実績と予定は、図表11に示すとおりである。一部区間の車道を排水性舗装に打ち換え機能向上を図っている。また路面補修に合わせて道路のバリアフリー化を行っている。

道路のバリアフリー化は、安全で快適な歩行空間を創出するため、歩道の段差の解消、勾配の改善を進めている。

図表11 路面補修工事の実績と予定

事業年度	八丈町		青ヶ島村		
	施工量		事業費 (千円)	施工量	
	延長(km)	面積(m ²)		延長(km)	面積(m ²)
令和3年度	1.3	12,994	284,784	0	0
令和4年度	1.7	15,078	473,814	0	0
令和5年度	1.3	8,434	290,983	0	0
令和6年度	1.4	14,920	342,942	0	0
令和7年度 (予定)	1.4	9,650	266,600	0	0

ウ 道路災害防除

八丈島と青ヶ島は、多雨・強風という厳しい気象条件におかれ、加えて、急峻な地形・ぜい弱な地質が多いことから、斜面崩壊・崩落や落石の危険性が高い箇所が数多く存在する。

このため、災害発生の恐れがある沿道斜面を対象に、災害を事前に防除することを目的として、昭和58年度から、擁壁・落石防護柵・法枠などを整備する災害防除事業に取り組んでおり、これまでの実績と予定は、図表12に示すとおりである。

図表12 道路災害防除工事の実績と予定

事業年度	工事(件)	事業費(千円)
令和3年度	7	234,465
令和4年度	5	116,910
令和5年度	10	560,917
令和6年度	7	304,267
令和7年度 (予定)	9	521,800

エ 橋梁・トンネルの補修

橋梁の維持補修は、5年ごとに実施する健全度調査に基づいて行っている。今年度は、大の川橋及び逢坂橋の補修工事を実施する予定である。

大坂トンネルなどの管内のトンネルについては、5年毎に実施する定期調査に基づき、計画的に補修している。八丈支庁管内の主要橋梁・トンネルの一覧を図表13に示す。

図表13 八丈支庁管内の橋梁及びトンネル一覧

令和7年4月1日現在

名 称	路線名	場 所	橋長等	有効幅員	橋面積等	橋 種 等	完了年度	耐荷荷重
共 栄 橋	都道215号	大賀郷	4.06m	6.70m	30.00m ²	コンクリート橋	昭和44	20 t
小 根 橋	都道215号	大賀郷	4.00m	7.15m	31.00m ²	コンクリート橋	昭和47	20 t
大坂トンネル	都道215号	大賀郷 横立境	163.00m	6.50m	内空高 7.00m	コンクリート逆巻工法	昭和43 平成2	—
横 間 橋	都道215号	大賀郷	165.05m	8.00m	1,485.50m ²	PC橋	昭和62	20 t
横間桟道橋	都道215号	大賀郷	57.02m	8.51m	532.00m ²	PC高架	昭和61	20 t
横間洞門	都道215号	大賀郷	115.00m	9.20m	内空高 4.85m	PC桁 RC構造	昭和63	—
堀 立 橋	都道215号	大賀郷	2.30m	7.40m	21.10m ²	コンクリート橋	昭和46	20 t
逢 坂 橋	都道215号	大賀郷	491.00m	8.50m	4,664.50m ²	PC橋	平成4	20 t
明 治 橋	都道215号	三 根	3.20m	7.07m	25.80m ²	コンクリート橋	昭和44	20 t
供 養 橋	都道215号	三 根	14.50m	7.00m	118.90m ²	鋼 橋	昭和54	20 t
第1長の入橋	都道215号	三 根	4.40m	7.00m	34.30m ²	コンクリート橋	昭和63	20 t
第2長の入橋	都道215号	三 根	3.70m	7.00m	28.90m ²	コンクリート橋	昭和56	20 t
大の川橋	都道215号	末 吉	57.00m	10.50m	655.50m ²	RC橋 鋼橋	平成9	20 t
芦 川 橋	都道215号	末 吉	58.00m	11.00m	707.00m ²	PC橋	平成11	25 t
角 尻 橋	都道217号	末 吉	12.20m	10.92m	147.86m ²	PC橋	平成4	—
青宝トンネル	都道236号	青ヶ島村	505.00m	4.00m	内空高 4.00m	NATM工法	昭和59	—
平成流し坂トンネル	都道236号	青ヶ島村	237.00m	4.00m	内空高 4.55m	NATM工法	平成6	—
休 戸 橋	都道236号	青ヶ島村	39.50m	5.00m	244.90m ²	コンクリート橋	平成9	20 t

(4) 無電柱化

ア 概 要

八丈支庁では、電柱がない区間を除き、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」及び「良好な都市景観の創出」を目的として、無電柱化事業を実施している。拡幅整備や歩道設置などの道路事業が実施または予定されている区間は、これらと併せて無電柱化を実施している。なお、各港・空港については港湾課で事業を進めている。

イ 整備区間

東京都島しょ地域無電柱化整備計画（令和4年1月）に基づいた区間で整備を実施している。支庁管内の整備延長を図表14、八丈島の無電柱化事業個所位置図を図表15に示す。

図表14 八丈支庁管内の整備区間ごとの整備延長 (km)

	緊急整備区間	優先整備区間	一般整備区間	拡幅整備等の実施区間	計
八丈島	—	10.0	34.3	4.9	49.2
青ヶ島	—	—	4.1	—	4.1
計	—	10.0	38.4	4.9	53.3

① 大里

島しょ部における「拡幅整備に併せて無電柱化を実施するモデル路線」に選定され、令和元年度は、整備方針を踏まえ、電線共同溝予備設計を行った。令和2年度は道路詳細設計及び電線共同溝詳細設計を実施し、令和3年度から工事に着手した。今年度は陣屋跡付近の道路拡幅工事に合わせ無電柱化工事を実施する予定である。

② 大賀郷

「拡幅整備等の実施区間」であり、大中上交差点から町役場交差点までの道路拡幅整備に併せて、無電柱化事業を行っている。今年度は、町役場交差点付近の無電柱化工事を実施予定である。

八戸五差路から八重根港交差点区間においては、今年度、予備設計を行う予定である。

③ 底土～東畠

「優先整備区間」である底土～東畠区間において、両側歩道に電線共同溝を整備することとし、令和2年度に予備設計、令和3年度から令和5年度に詳細設計を行った。令和4年度から工事に着手しており、今年度も引き続き底土付近で工事を実施予定である。

④ 三小・五差路

「拡幅整備等の実施区間」である三小・五差路区間において、令和4年度に測量及び予備設計、令和5年度から詳細設計を行っている。昨年度から引き続き、三根五差路交差点付近での工事を実施予定である。

⑤ 空港・倉の坂

「優先整備区間」である空港・倉の坂区間において、令和5年度に測量及び予備設計、令和6年度から詳細設計を行っている。今年度は、八丈島空港付近で工事を実施予定である。

⑥ 三小・倉の坂、出廻り

「優先整備区間」、「一般整備区間」である三小・倉の坂、出廻り区間において、令和5年度に測量及び予備設計、出廻り区間においては、令和6年度から詳細設計を行っている。今年度は、底土野営場付近において工事を実施予定である。

⑦ 河口

「優先整備区間」である河口区間において、令和6年度に予備設計を実施した。今年度は、河口交差点付近で詳細設計を実施する予定である。

⑧ 横立

「優先整備区間」である横立区間において、令和5年度からNTTインフラネット（株）と協定を締結し、無電柱化事業を実施している。今年度は、詳細設計を実施予定である。

⑨ 末吉

「優先整備区間」である末吉区間において、令和5年度からNTTインフラネット（株）と協定を締結し、無電柱化事業を実施している。今年度は、詳細設計を実施予定である。

⑩ 中之郷

「優先整備区間」である中之郷区間において、令和6年度からNTTインフラネット（株）と協定を締結し、無電柱化事業を実施している。今年度は、予備設計及び詳細設計を実施予定である。

⑪ 三根（永郷）

「一般整備区間」である永郷区間において、令和6年度からNTTインフラネット（株）と協定を締結し、無電柱化事業を実施している。今年度は、予備設計及び詳細設計を実施予定である。

⑫ 横立2

「一般整備区間」である横立2区間において、令和7年度からNTTインフラネット（株）と協定を締結し、無電柱化事業を実施する。今年度は、予備設計を実施予定である。

⑬ 登龍

「一般整備区間」である登龍区間において、令和7年度からNTTインフラネット（株）と協定を締結し、無電柱化事業を実施する。今年度は、予備設計を実施予定である。

⑭ 神子尾

「拡幅整備等の実施区間」であり、名護の展望付近から旧末吉小付近までの道路拡幅整備に併せて、無電柱化事業を実施する。今年度は、予備設計を実施している。

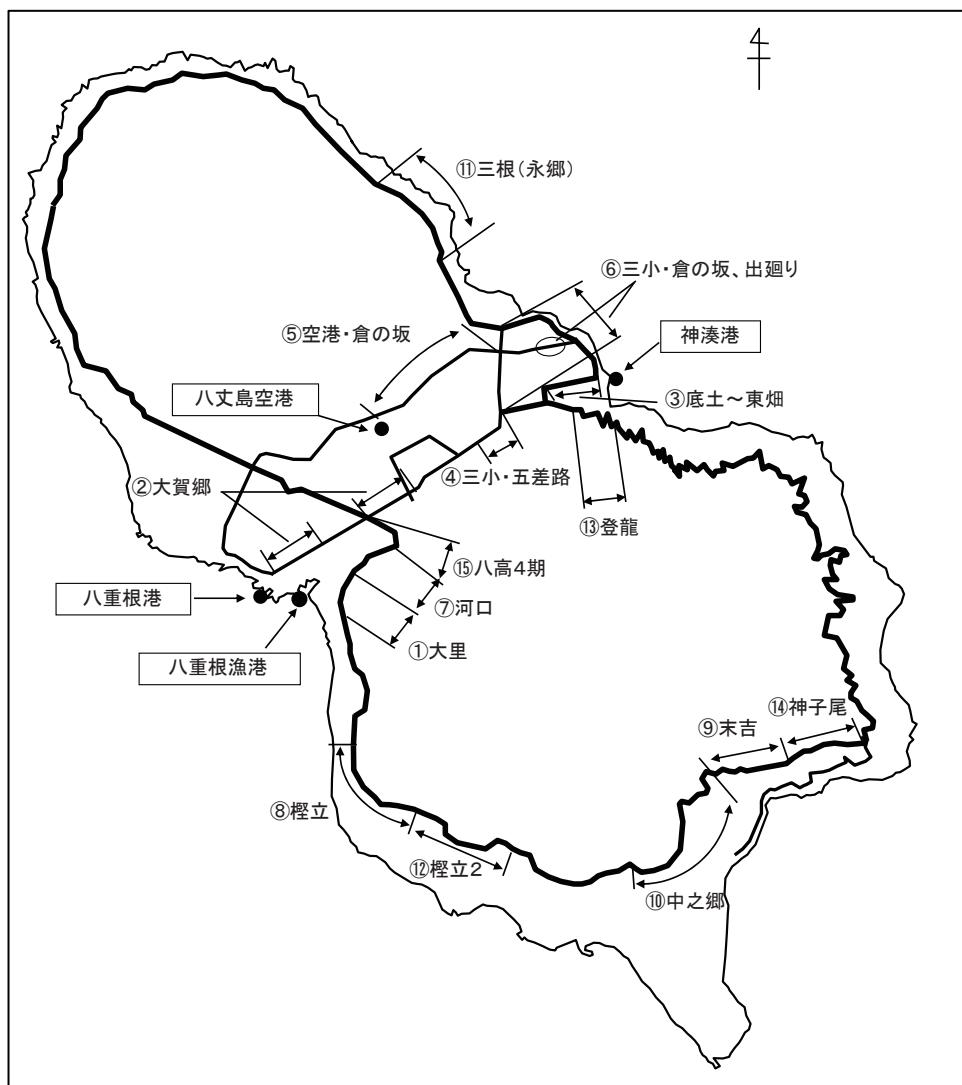
⑮ 八高4期

「一般整備区間」であり、大中上交差点付近から大賀郷小学校付近までの歩道設置事業に併せて無電柱化事業を実施する。今年度は、予備設計を実施している。

図表15 既存道路の電線共同溝工事の実績と予定

事業年度	直営工事(件)	事業費(千円)	協定工事(件)	事業費(千円)
令和4年度	1	43,900	0	0
令和5年度	2	144,587	0	0
令和6年度	2	187,985	0	0
令和7年度 (予定)	4	348,000	1	445,300

図表16 無電柱化事業箇所位置図（八丈島）



(5) 道路管理

ア 概 要

道路管理には、道路法に定める道路の認定、区域決定、供用開始、台帳管理、監察業務、占用許可等がある。

また、東日本大震災の発生、南海トラフ巨大地震の発生可能性などを踏まえ、地元建設業協会との防災協定の締結など防災対策の充実に取り組んでいる。

イ 監察業務

道路及び沿道区域の不法占用や禁止行為などによる交通阻害要因の排除・防止のほか、状況を的確に把握し適切な処理を講ずるため、定期的な道路パトロールなど道路監察業務を実施している。

ウ 占用許可

道路は、水道や電気、電話などのライフラインの収容空間としても重要な役割を担っており、これらの施設等が継続して道路区域を使用する場合に必要となるのが、占用許可手続である。八丈支庁管内における占用許可件数は図表16のとおりである。

図表17 年度別・目的別の道路占用申請件数

区分 年 度	占用件数	内訳（目的別）		
		水道管理設	電柱等	その他
令和2年度	32	10	11	11
令和3年度	20	4	13	3
令和4年度	18	6	1	11
令和5年度	23	5	14	4
令和6年度	24	1	16	7

エ 防災協定

地震や台風などの災害の発生時に、救助活動や物資輸送のため道路交通を確保する必要があることから、八丈支庁、八丈町、青ヶ島村、八丈島建設業協会との間で「災害時における応急対策業務に関する協定」を平成26年9月に締結した。

(6) 市町村土木補助

都は区域内の市町村が実施する道路整備などの土木事業に要する経費について、「東京都土木費補助規程」に基づき補助金を交付している。八丈支庁は管内町村に対する補助金の交付事務を行っている。交付実績等は図表17のとおりである。

図表18 年度別補助金交付実績等

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確定額	89,200	100,050	122,250	85,130	46,750
次年度繰越額	0	44,500	36,750	22,376	0
補助額合計	89,200	144,550	159,000	107,506	46,750

3 土砂災害対策事業

(1) 砂防事業

八丈島は急峻な地形と火山地帯特有の浸水性に富んだ地質であり、降雨時に土石流が発生する危険性がある溪流（土砂災害警戒区域）が93箇所ある。また、末吉の芦川が昭和57年度に準用河川に指定されている。

八丈支庁では土石流等による土砂災害の発生を抑制するため、図表1-1及び図表19に示す砂防指定地に指定し、砂防設備の整備と管理を進めている。また、砂防指定地内における制限行為及び砂防設備占用の許可事務も行っている。

図表19 八丈支庁管内の砂防指定地一覧

令和7年4月1日現在

渓流名	場所	区域	面積	告示年月日・告示番号
唐滝川	八丈町櫻立	・河口から上流水源地に至る河川敷全部	11.6 ha	①昭和25年6月1日 第392号 ②昭和29年10月9日 第1451号
三原川	八丈町中之郷	・河口から上流水源地に至る河川敷全部 ・現地標柱③1～33号を結んだ線に囲まれた区域 ・現地標柱④1～73号を結んだ線に囲まれた区域	16.48 ha	①昭和25年6月1日 第392号 ②昭和29年10月9日 第1451号 ③平成7年2月22日 第273号 ④平成9年6月6日 第1285号 ⑤平成15年3月14日 第218号
鴨川	八丈町三根	・旧川側：河口から上流水源地に至る河川敷全部 ・分水路側：現地標柱1～77号を結んだ線に囲まれた区域	25.98 ha	①昭和26年6月28日 第651号 ②昭和26年10月9日 第1451号 ③昭和59年2月17日 第158号
名古川	八丈町末吉	・河口から上流水源地に至る河川敷全部	3.0 ha	①昭和26年6月28日 第651号 ②昭和29年10月9日 第1451号
長の入沢	八丈町三根	・現地標柱①1～14号 ・現地標柱②1～22号を結んだ線に囲まれた区域	0.43 ha	①昭和61年3月17日 第663号 ②昭和63年3月18日 第799号
赤見沢	八丈町三根	・現地標柱①1～9号 ・現地標柱②1～28号 ・現地標柱③1～24号を結んだ線に囲まれた区域	1.26 ha	①平成元年3月7日 第543号 ②平成2年3月9日 第484号 ③平成5年3月25日 第938号
角尻川	八丈町末吉	・現地標柱①1～34号 ・現地標柱②1～18号 ・現地標柱③1～30号を結んだ線に囲まれた区域 ・④八丈町末吉2296番2ほか	18.03 ha	①平成3年3月15日 第581号 ②平成7年2月22日 第273号 ③平成9年6月6日 第1285号 ④平成9年12月22日 第2193号
小骨ヶ洞	八丈町中之郷	・八丈町中之郷2767番1ほか	3.63 ha	①平成13年3月16日 第229号 ②平成16年1月28日 第37号 ③平成21年1月9日 第27号 ④平成23年1月26日 第61号 ⑤平成26年3月18日 第339号
大里一ノ沢	八丈町大賀郷	・現地標柱①1～40号を結んだ線に囲まれた区域	1.78 ha	①平成28年9月7日 第1412号
芦川	八丈町末吉	・現地標柱1～75号を結んだ線に囲まれた区域	1.73 ha	①令和3年8月19日 第1168号

(2) 砂防設備の整備

ア 概 要

八丈支庁では、土石流等が発生するおそれのある箇所を砂防指定地に指定し、災害をもたらす土砂の発生や流出を抑制するため、土地改変の制限と併せて、砂防えん堤や渓流保全工などの整備を行っている。

イ 鴨川

鴨川の上流部では、昭和23年度から昭和46年度にかけて、砂防えん堤1基と沈砂地1箇所が完成した。中下流部は三根地区の農地と市街地を流域にもち、過去たびたび洪水の被害が生じたため、昭和47年度から第1期

事業として鴨川を大川に分水させる「鴨川大川分水路事業」を開始した。これにより、昭和55年度には河口（底土湾）から尾崎橋に至る1,480mの流路が完成した。昭和56年度以降は、尾崎橋から上流1,060mの改修を第2期工事として実施しており、昭和62年度に完成した。昭和63年度からは、ホタルの育成環境を保護する為に「ホタル水路」の築造に着手し、平成元年7月に完成した。この施設は、町が用地を提供し、支庁が施工したもので、平成2年4月11日付をもって町へ移管した。

なお、旧鴨川は排水機能の役割が大幅に低下したこともあって、開水路L=1,600mを暗渠化し、上部を遊歩道として活用している。平成4年度から暗渠化に着手し、13年度までに完了した。

図表20 鴨川事業箇所位置図



ウ 赤見沢

鴨川支川の赤見沢は昭和63年度に着手しており、平成3年度までに赤見沢本川（床固2基、流路L=380m）が完成した。平成4年度は、赤見沢支川の八木沢のえん堤1基を施工し、平成5年度に支川の流路工L=122mと橋梁1橋を施工して、砂防施設が完成した。

エ 長の入沢

長の入沢は、昭和60年度に着手しており、平成2年度をもってえん堤1基、床固2基、流路L=264mが概成した。

オ 角尻川

平成元年11月の都道災害を契機として、同年度に着手し、平成14年度までにえん堤2基、橋梁1基、床固10基と流路L=300mが完成した。

カ 三原川

三原川は、平成6年度に着手しており、平成12年度までにえん堤3基が完成した。

下流部は溪岸の崩壊や浸食が著しく、流域の人家等を保全するため、溪流保全工を計画している。引き続き、砂防施設の設計を実施する。

キ 小骨ヶ洞

小骨ヶ洞は、平成13年3月16日砂防指定を受け、平成13年度に着手した。平成15年度に2号えん堤、平成16年度に1号えん堤が完成した。平成17年度から平成19年度に3号えん堤、平成20年度から平成21年度に4号えん堤、平成22年度から平成24年度に5号えん堤を整備した。また、平成26年度に3号えん堤の管理用通路、平成27年度に2号えん堤の管理用通路の一部を整備し概成した。

ク 杉の沢

杉の沢は、青ヶ島村唯一の発電所及び家屋や都道、村道を保全するため、えん堤1基及び流路を計画してお

り、平成25年3月に事業説明会、平成29年度に用地測量を実施した。今年度は地質調査の結果を受け、砂防施設の設計を行う。

ヶ 大里一ノ沢

大里一ノ沢は、家屋や漁港、都道、町道を保全するため、えん堤1基及び流路を計画しており、平成25年10月に事業説明会を実施した。平成28年度に砂防指定地として指定され、令和2年度までに管理用兼工事用道路工事を整備した。今年度は、引き続き堰堤本体工事を行う。

ｺ 芦川

芦川は、避難所である末吉公民館や末吉多目的交流施設、末吉屋内運動場をはじめ、家屋、都道、町道を保全するため、えん堤1基を計画している。令和元年10月に事業及び用地測量説明会を行い、令和2年度に用地測量を実施し、令和3年度に砂防指定地の指定を行った。

今年度は、引き続き管理用兼工事用道路の工事を行う。

サ 末吉地区第一沢

末吉地区第一沢は、避難所である末吉公民館や末吉多目的交流施設、末吉屋内運動場をはじめ、家屋、都道、町道を保全するため、えん堤1基を計画している。

今年度は砂防指定に向けて砂防施設の設計を行う。

シ 桑谷ヶ洞

桑谷ヶ洞は、末吉多目的交流施設や末吉屋内運動場をはじめ、家屋、都道を保全するため、えん堤3基を計画している。

今年度は構造協議に向けて砂防施設の設計を行う。

(3) 砂防設備の管理

砂防設備の管理については、流路工の補修、洗堀防止のための床張工、河道の浚渫、管理用通路の舗装、転落防止柵の設置等を適宜実施している。

また、砂防指定地内における規制行為（土地の掘削・盛土・切土、土石の採取、鉱物の採取、竹木の伐採、家畜類の放牧等）及び砂防設備占用の許可事務を行っている。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律において、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）の恐れのある箇所を「急傾斜地崩壊危険区域」としている。八丈支庁管内では、図表21に示す箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されているが、平成16年度までに延長400mの法枠が完成しており、対策が完了している。

平成28年度から平成30年度に実施した健全度調査を踏まえ、令和2年度から補修工事に着手し、令和6年度に完了した。

図表21 八丈支庁管内の急傾斜地崩壊危険区域一覧

令和7年4月1日現在

区分	場所	編入地域	指定面積	告示年月日 告示番号
三根	八丈町三根地区	現地標柱1号から17号までを結んだ線及び標柱1号と17号とを結んだ線に囲まれた土地の区域	1.54ha	平成元年2月17日 東京都告示第165号

(5) 地すべり対策事業

地すべり等防止法において、地すべりの恐れのある箇所を「地すべり防止区域」としている。八丈支庁管内では、図表22に示す2箇所が「地すべり防止区域」に指定されている。

三宝港（青ヶ島）についてはフトン籠及びモルタル吹付等、尾越（八丈町末吉）については法枠や水路を整備し、対策が完了している。

図表22 八丈支庁管内の地すべり防止区域一覧

令和7年4月1日現在

区分	場所	編入地域	指定面積	告示年月日 告示番号
三宝港地すべり地域	青ヶ島村三宝港	現地標柱1号から5号までを結んだ線及び海岸水深線に囲まれた区域	6.64ha	昭和37年11月13日 建設省告示第2832号
尾越地すべり地域	八丈町末吉	現地標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	15.15ha	昭和60年3月27日 建設省告示第697号

(6) 土砂災害防止法に関する業務

土砂災害対策工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくため、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行っている。

八丈支庁管内では、平成28年度から平成29年度に基礎調査を実施し、平成31年1月に青ヶ島村、平成31年3月に八丈町において土砂災害警戒区域等の指定を行った。（図表23）今後、概ね5年ごとに基礎調査を行い、見直しを図っていく。

令和2年度より管内2巡目の調査を開始し、今年度は、末吉地区と青ヶ島村の基礎調査、三根・大賀郷地区の確認調査を行うとともに、中之郷地区において前年度基礎調査に基づく指定を行う。

図表23 土砂災害警戒区域等指定状況一覧

令和7年4月1日現在

市町村	地区名	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		計	
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
八丈町	大賀郷	77	77	14	13			91	90
	三根	99	96	24	22			123	118
	末吉	135	134	20	15	1		156	149
	中之郷	97	97	22	18			119	115
	櫻立	71	70	14	12			85	82
	計	479	474	94	80	1		574	554
青ヶ島村		61	57	8	4			69	61

4 海岸保全事業

海岸の荒廃を防止するとともに、高波から後背地住民の生命や財産を守ることを目的として海岸保全事業が行われている。現在、図表24のとおり汐間海岸、横間ヶ浦海岸、垂戸海岸、乙千代ヶ浜海岸、洞輪沢海岸が海岸保全区域に指定されている。

汐間海岸は、護岸の破損及び老朽化の解消のため、漁港区域と重複する70mを除く、計画護岸延長500mを平成17年度に完成した。

横間ヶ浦海岸は、当初八丈町によって、昭和48～52年度にかけて89mの護岸が建設された。53年度からは八丈支庁が引き継ぎ、護岸の整備を続けている。計画護岸延長606mが平成4年度をもって概成し、平成6年度には海岸環境整備工事を実施した。なお、この間、昭和56年8月の台風19号により被災し、126mにわたり災害復旧を行った経緯がある。

垂戸海岸は、平成20年度に実施した津波高潮対策調査の結果により、経年劣化が見受けられたことから計画延長155mの護岸改修を平成21年度から工事実施し、平成23年度に完成した。

乙千代ヶ浜海岸は、平成3年度から搬入路整備工事に着手し、平成10年度末をもって、護岸、法枠、管理用道路並びにあずまや、トイレ、更衣室等を含めた全ての工事が完了した。また、平成21年10月の台風18号により海岸斜面及び護岸が被災したため、復旧にあたり国から災害復旧事業の採択を受けて平成21年度から復旧工事に着手し、平成22年度に工事が完成した。今年度は、台風や大波で損傷した擁壁の補修工事を行う。

洞輪沢海岸は平成5年度に指定され、平成19年度までに基礎工265m、本体工265mが完成した。

図表24 八丈支庁管内の海岸保全区域一覧

令和7年4月1日現在

海岸名	場所	海岸保全区域延長	範囲	告示年月日 告示番号
汐間海岸	八丈町末吉 八丈町中之郷	1,000m	水域 50m 陸域 20m	昭和34年11月10日 都告示第1157号
横間ヶ浦海岸	八丈町大賀郷	993.61m	水域 50m 陸域 20m	昭和50年10月17日 都告示第1012号
垂戸海岸	八丈町三根	541.01m	水域 50m 陸域 20m	昭和50年10月17日 都告示第1012号
乙千代ヶ浜海岸	八丈町樫立	205m	水域 118m 陸域 110m	平成4年2月25日 都告示第 191号
洞輪沢海岸	八丈町末吉	250m	水域 50m 陸域 20m	平成5年10月28日 都告示第1178号 平成9年8月18日 都告示第 928号

5 予防保全型管理の実施

八丈支庁が管理する砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、海岸保全施設は、経年による劣化などの影響により、一部の施設に変状が見受けられるようになっている。このため、施設の変状が進行する前に対策を行い、対策費用の低減・平準化を目的として予防保全型管理を行っている。

平成30年度に策定された予防保全計画に則り、順次対策を実施していく予定であり、今年度は昨年度に引き続き鴨川砂防施設の設計と対策工事を行う。また、垂土海岸保全施設の対策工事を行う。

6 用地取得関係

(1) 概要

八丈支庁管内において、安全な道路・河川等の整備を効果的に進めていくためには、計画的な用地取得を行っていくことが求められる。

八丈支庁管内における用地取得の特徴は、未相続案件、筆界未定案件及びいわゆる不在地主など土地や登記に関する解決困難な問題が存在することである。これらの解決のためには詳細な権利調査と多数権利者との調整が不可欠であり、多くの時間を要している。年度毎の用地取得状況については、図表25参照。

(2) 道路用地の取得 ※各箇所の位置や事業内容については「道路整備」の項を参照のこと。

ア 八丈循環線（都道215号）

① 樫立（道路整備事業）

本路線は、4つの区間に分割して平成11年度から取得を進めており、取得困難な案件を除き概ね終了している。

② 神子尾（道路整備事業）

本路線は、平成25年度及び令和元年7月に事業・用地説明会を実施したところであり、令和3年度から用地取得に着手し、取得を進めている。

③ 大里（道路整備事業）

本路線は、平成 27 年度及び令和元年 9 月に事業・用地説明会を実施したところであり、令和 2 年度から用地取得に着手し、取得を進めている。

④ 八高（交通安全施設事業）

本路線は、3 つの区間に分割し用地取得を進めているところであり、1 期区間は平成 13 年度、3 期区間は平成 24 年度から取得に着手し、取得困難な案件を除き、概ね完了している。

また、平成 28 年度には新たに 4 期区間について事業・用地説明会を実施し、用地取得着手を目指し、準備を進めている。

イ 神湊・八重根港線（都道 216 号）

① 三根（道路整備事業）

本路線は、4 つの区間に分割して昭和 61 年度から取得を進めている。1 期、2 期、3 期区間は用地取得が完了している。4 期区間については、取得困難な案件を除き概ね完了している。

② 大賀郷（道路整備事業）

本路線は、3 つの区間に分割して事業を進めており、平成 25 年度に 1 期区間、平成 30 年度に 2 期区間の用地取得に着手し、取得を進めている。

（3）砂防河川用地の取得 ※各箇所の位置や事業内容については「砂防設備の整備」の項を参照のこと。

ア 小骨ヶ洞（砂防海岸整備事業）

本砂防河川では、3 号ダムの管理用通路は平成 26 年度に用地取得に着手し、同年度に完了した。

2 号ダムの管理用通路用地については平成 26 年度に用地取得に着手し、現在、困難案件を除きほぼ終了している。

イ 大里一ノ沢（砂防海岸整備事業）

本砂防河川は、平成 25 年度に事業・用地説明会を実施し、平成 29 年度から用地取得に着手し、取得が完了している。

ウ 芦川（砂防海岸整備事業）

本砂防河川は、令和元年度に事業説明会を実施したところであり、令和 3 年度から用地取得に着手し、取得が完了している。

図表25 年度別の用地取得状況

(面積単位: m²)

年度	区分	路線名						計
		215号 八丈 循環線	216号 神湊・八重 根港線	217号 汐間・洞 輪沢港線	236号 青ヶ島 循環線	216号 底土・空 港・八重 根線	砂防及び 道路 災害防除	
27	物件件数	2	18	0	0	0	0	20
	用地	件数	1	13	0	0	0	14
	面積	71	1,560	0	0	0	0	1,631
28	物件件数	1	11	0	0	0	0	12
	用地	件数	1	8	0	0	0	9
	面積	1	750	0	0	0	0	751
29	物件件数	1	13	0	0	0	1	15
	用地	件数	1	9	0	0	0	12
	面積	87	817	0	0	0	2,210	3,114
30	物件件数	0	5	0	0	0	0	5
	用地	件数	0	6	0	0	0	9
	面積	0	348	0	0	0	3,140	3,488
元	物件件数	0	9	0	0	0	3	12
	用地	件数	0	7	0	0	0	10
	面積	0	551	0	0	0	7,468	8,019
2	物件件数	3	6	0	0	0	0	9
	用地	件数	4	6	0	0	0	14
	面積	379	1,402	0	0	0	3,170	4,951
3	物件件数	10	9	0	0	0	1	20
	用地	件数	7	8	0	0	0	19
	面積	2,371	1,512	0	0	0	5,105	8,988
4	物件件数	6	0	0	0	0	4	10
	用地	件数	4	1	0	0	11	16
	面積	535	54	0	0	0	8,646	9,235
5	物件件数	6	0	0	0	0	2	8
	用地	件数	8	3	0	0	0	15
	面積	1,644	31	0	0	0	4,206	5,881
6	物件件数	2	0	0	0	0	1	3
	用地	件数	2	0	0	0	2	13
	面積	719	0	0	0	12	5,768	6,499

7 建築確認申請に関する受付

八丈島では、建築物の新增改築（床面積10m²以内の増改築、移転を除く）にあたっては、建築基準法に基づき建築確認及び完了検査を受けることとなっている。これは昭和48年1月5日、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されたことによる。もっとも、都市計画区域であるものの、用途地域の指定は行われていない。このため、国立公園の特別保護地区・特別地域を除き、建築物に関する規制は建ぺい率は70%、容積率は200%となっている。また、青ヶ島は都市計画区域外であるため、申請要件等が異なる。

なお、八丈支庁には建築主事が置かれていなかったため審査は都庁で行っている。また、建築確認申請に関する受付業務及び手数料徴収事務の窓口は、八丈支庁に加え、令和6年3月からは都庁でも行っている。八丈支庁が受け付けた、八丈支庁管内の建築確認等申請の取扱状況は図表26のとおりである。

図表26 年度別の建築確認等申請件数 (単位:件)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築確認	新築	10	6	1	5	0
	増改築	3	0	1	1	0
合 計		13	6	2	6	0
構造計算適合性判定		0	0	0	0	0
完 了 檢 査		7	4	1	1	0
建築等許可		0	0	2	2	0

※ 記載の件数は、八丈支庁が当該年度内に受け付けたもので、取下げ件数を除いた数である。

8 屋外広告物に関する許可

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであり、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、建物、その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの等である。これらの屋外広告物について、まちの良好な景観及び風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、適切に規制基準が定められている。八丈支庁では、屋外広告物に関する窓口となっており、許可事務を行っている。

図表27 年度別の屋外広告物許可件数

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可件数		0	0	2	0	0

第4 自然公園

1 概 要

本章では、八丈支庁土木課において実施する自然公園事業について記述する。

自然公園とは、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう指定された公園である。また、自然公園法に規定する国立公園及び国定公園並びに都立自然公園の3種類に分類される。このうち、伊豆諸島（青ヶ島を除く）は、昭和30年4月に伊豆七島国定公園に指定されていたが、昭和39年7月7日に富士箱根伊豆国立公園の伊豆諸島地域として編入されている。さらに、土地の所有にかかわらず地域を指定する地域制の公園であるため、公有地だけでなく民有地も含まれている。

このような自然公園指定の趣旨に沿って、国立公園では公園ごとに公園計画を定めており、この公園計画に基づいて国立公園内の施設の種類や配置、規制の強弱を定めている。

なお、公園計画は規制計画と事業計画に大別される。

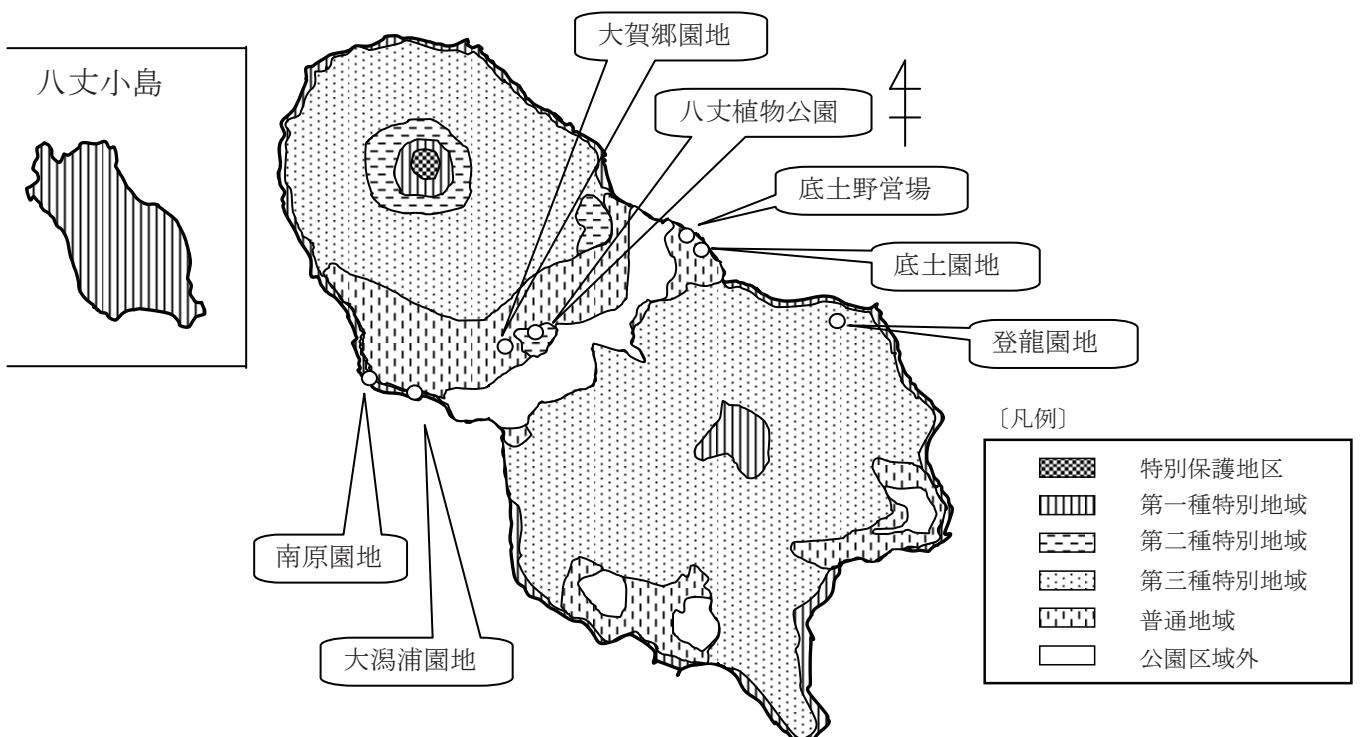
規制計画では、無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図っている。規制される行為の種類や規模は、図表1～3のとおり公園の地種区分に応じて定められており、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第一種～第三種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を公園内に設けているが、八丈島及び八丈小島に海域公園地区はない。

なお、特別保護地区及び特別地域内で一定の行為を行う場合は許可申請、普通地域内においては届出が必要となる場合があるが、内容によっては許可がされなかつたり禁止されることもある。

事業計画は、公園の景観又は景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、並びに生態系の維持又は回復を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画であり、この計画に基づいて公園事業として施設の整備及び管理を行っている。

八丈支庁における近年の事業規模は図表4のとおりである。

図表1 八丈支庁管内の地種区分及び公園・園地の位置図



図表2 地種区分別の指定面積と面積比率

令和7年4月1日現在

区分	面積(ha)	比率(%)
特別保護地区	19	0.3
第一種特別地域	782	10.8
第二種特別地域	210	2.9
第三種特別地域	4,539	62.9
普通地域	1,145	15.9
公園区域外	523	7.2
計	7,218	100.0

図表3 地種区分別の位置づけ

特別保護地区：火山地形（八丈富士の火口部）など今後も厳正な保護を図っていく必要がある地区

第一種特別地域：特別保護地区に準ずるような島特有の植生をとどめている場所や独特的海岸風景を呈している場所で、特別地域内では景観を維持する必要性が最も高い地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な地域

第二種特別地域：八丈富士中腹や八丈小島など良好な景観を構成している場所で比較的自然状態が良く保全されている地域

第三種特別地域：通常の農林漁業活動について、原則として認めながらも調整を図り、乱開発を防止しつつ全般的な風景の維持を図っていく地域

普通地域：特別地域の質を有しないが、景観上特別地域と一体をなす、地域内の集落地や農耕地等で、風景の保護を図っていく地域

図表4 近年の自然公園事業の事業規模の推移

(単位：千円)

年度 種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公園事業	266,624	294,734	247,348	303,688	284,161

図表5 自然公園施設 ※1

令和7年4月1日現在

所 在 地 ※2	施 設 名	施 工 年 度	規 模	指定年月日
八丈植物公園 (27.0ha)	詳細は、図表8のとおり。			昭和37年8月29日 (開園年月日)
底 土 園 地 (1.0ha)	便所・シャワー棟	平成7	R C 50.40m ²	
底土野営場 (1.4ha)	便 所	平成20	木造 50.74m ²	昭和59年5月26日
	更 衣 棟	平成10	R C 25.80m ²	
	休 憇 所	昭和63	木造 70.56m ²	
	炊 事 棟	平成24	R C 49.86m ²	
南 原 園 地 (0.9ha)	便 所	昭和61	R C 19.80m ²	昭和59年5月26日
	だれでもトイレ	平成10	R C 9.12m ²	
	休 憇 所	平成10	R C 35.00m ²	
大潟浦園地 (1.2ha)	あ ず ま や	平成25	木造 13.25m ²	昭和59年5月26日
	便 所	昭和60	R C 19.80m ²	
	シ ャ ワ 一 棟	平成6	R C 30.90m ²	
	休 憇 所	平成6	R C 40.00m ²	
	だれでもトイレ	平成17	鉄骨	
登 龍 園 地 (0.2ha)	便 所	平成11	R C 26.85m ²	平成5年7月19日
	休 憇 所	平成11	木造 14.58m ²	
大賀郷園地 (13.3ha)	便 所	平成16	R C 26.10m ²	平成14年8月15日
	休 憇 所	平成16	木造 112.33m ²	

※1 記載箇所は事業決定箇所

※2 記載箇所は事業決定面積

2 自然公園法に基づく許可申請・届出

国立公園では、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保険、休養及び教化に資するため、図表6のような行為等が規制されている。規制行為を行う場合は、公園計画の保護規制計画によって定められている地種区分（図表1～3）のうち、特別保護地区及び特別地域内では自然公園法に基づく許可申請、普通地域内では届出の手続が事前に必要となる。また、地種区分及び行為の規模により、権限区分（環境大臣、関東地方環境事務所長、都知事、支庁長）及び審査期間が異なってくる。これは、国立公園においては国から法定受託事務を受けて許認可事務を行っているためである。

なお、八丈支庁ではこれらの許可申請及び届出の窓口業務及び審査等を行っており、近年の自然公園法に基づく申請の処理件数は図表6のとおりである。

図表6 自然公園法に基づく許可申請及び届出件数

(単位：件)

年度 行為区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工作物の新增改築	31	34	20	26	19
木竹の伐採	0	0	0	0	0
鉱物採掘・土砂採取	0	3	0	0	0
広告物等の設置	0	0	0	0	0
土地の形状変更	2	0	2	0	1
物の集積・貯蔵	0	0	0	0	0
その他	4	5	2	0	1
合 計	37	42	24	26	21

※ 令和3年度以前は国権限の進達事務に係る件数を含む。

3 公園・園地の管理と整備

(1) 概 要

八丈支庁では、八丈植物公園及び大賀郷園地等各園地、底土野営場（キャンプ場）等の維持管理及び整備を行っている。

管理については、施設利用の受付や、施設や利用状況を確認するための巡回、草刈や破損施設の補修等を行うとともに、八丈植物公園等において老朽化施設の更新等を隨時進めている。

(2) 八丈植物公園・ビジターセンター

昭和32年に都が国及び町から約7haの用地の提供を受け、自然公園事業として整備に着手したもので、昭和37年8月29日に面積8.8haで開園した。

その後、八丈島の温暖な自然特性を生かしながら、八丈島及び世界の亜熱帯・熱帯植物等を広く紹介する場として、整備を進め平成6年6月1日に22.4haを開園した。

また、八丈島の豊かな自然や観光スポットを紹介するための博物展示施設として、平成4年度に植物公園内に「八丈ビジターセンター」を開設した。改修工事として、令和5年度に太陽光発電設備の設置工事を行い、令和5年度から令和6年度にかけて屋根改修工事を実施した。

南地区では、令和3年度に遊具施設の改修工事を実施した。植物公園の園内図を図表7、施設現況を図表8、主な植物を図表9に示す。

公園及びビジターセンターの運営管理については、平成17年度に直営業務から管理委託業務となり、現在は、「公益財団法人東京都公園協会」が受託者となって植物公園内の案内及び八丈島の豊かな自然・文化・歴史の解説を行っている。

(3) 大賀郷園地

大賀郷園地は、八丈植物公園に隣接した約15haの地区に計画され、平成14年7月2日の中央環境審議会を経て、平成14年8月15日に事業決定された。

平成14年度から多目的広場、便所（身障者用含む）、休憩所を設置し、平成17年4月25日に大賀郷園地（既整備部分約3.6ha）を開放した。さらに平成18年度に四季の丘（花の丘）、平成20年度にステージを整備した。

平成29、30年度には、駐車場及び園路の増設、平成31年度には遊具広場（林間広場）の整備、令和2年度から令和5年度にかけて園路増設及び改修等を行った。

令和6年度には、園地西側において便所の新築工事を行った。令和7年度に給水引込工事が完了し次第、供用開始する予定である。

図表7 八丈植物公園園内図



図表8 八丈植物公園施設現況

令和7年4月1日現在

施設名	構造	面積	施工年度	備考
ビジターセンター	R C	1,019.92m ²	平成3	公園管理室含む
温 室	鉄骨	778.00m ²	昭和62	平成27, 28, 29年度一部改修
便 所 ①	R C	21.06m ²	平成2	平成27年度 一部改修
便 所 ②	R C	21.06m ²	平成2	平成27年度 一部改修
便 所 ③	R C	21.06m ²	平成4	平成28年度 一部改修
便 所 ④	R C	19.80m ²	昭和63	平成28年度 一部改修
便 所 ⑤	R C	8.95m ²	平成9	車椅子使用者用便房 平成27年度 一部改修
便 所 ⑥	R C	8.95m ²	平成10	車椅子使用者用便房 平成28年度 一部改修
便 所 ⑦	木 造	47.00m ²	平成22	南地区
車 庫 倉 庫	S R C	224.00m ²	平成5	
キヨン舎	C B	16.12m ²	昭和45	
あずまや①	木 造	18.50m ²	平成2	
あずまや②	木 造	18.50m ²	平成2	
あずまや③	木 造	9.00m ²	平成7	
あずまや④	木 造	14.58m ²	平成22	南地区
パーゴラ	木 造	1.0棟	平成10	
ブランコ	鉄骨	1.0基	平成20	南地区 令和3年度 一部改修
すべり台	R C	1.0基	昭和51	
高 倉	木 造	14.80m ²	不 詳	
野鳥観察小屋	木 造	2.0棟	平成2	
遊 具	S	1.0式	令和3	南地区

図表9 八丈植物公園内植物

令和7年4月1日現在

区分	種類
植栽	<p>(花木) マルバデイゴ、ハイビスカス、ジャカランダ、ノボタン、ストレリチア、オーガスター (ルリゴクラクチョウカ) 、キンポウジュ (ブラシノキ)</p> <p>(ヤシ類) フェニックス・ロベレニー、フェニックスカナリエンシス、ヤタイヤシ、ビロウ、オガサワラビロウ、クロツグ、ケンチャヤシ、ユスマラヤシ、オオカミヤシ、サバルヤシ、ワシントンヤシモドキ</p> <p>(特殊樹) ガジュマル、アロウカリア、タコノキ、インドゴムノキ、マクロザミア、ソテツ、ヘゴシダ、シュロチク、カンノンチク、チャメロップ、リュウケツジュ</p> <p>(草本) モンステラ、ゲットウ、アロエ、オオタニワタリ、ジンジャー、アオノリュウゼツラン、ストレチアレギネ、キダチチョウセンアサガオ、ベニフデツツアナナス、ビルベルギア・アモエナ、ドラセナ類</p> <p>(落葉) サルスベリ、ウメ、ヤマモモ、ソメイヨシノ</p>
原生林	<p>(常緑) ホルトノキ (チギ) 、タイミンタチバナ、ヤブニッケイ (タミ) 、ヤマモモ、モッコク (アカミ) 、モチノキ、スダジイ、ヒサカキ、タブノキ、ヤブツバキ</p> <p>(落葉) オオバヤシャブシ、ハチジョウグワ、オオシマザクラ、センダン</p> <p>(草本) タマシダ、ネジバナ (モジズリ) 、シマササバラン</p>
温室内	<p>(花木) ブーゲンビレア、プルメリア、ハイビスカス類、ベニマツリ</p> <p>(果樹) パパイヤ、マンゴー類、サンジャクバナナ、スイショウガキ、レンブ、バニレイシ、グアバ、パンノキ、モンキージャック、キャニモモ、パイナップル類、ピタング、パッションフルーツ、キクチレモン、ジャボチカバ</p> <p>(草本) ヘリコニア類、セイロンベンケイソウ、ゲッカビジン、クロトン類、アンスリューム、シシバタニワタリ、オオハマオモト、サンタンカ、スペティフィルム、ドラセナ類、ラン類、アマゾンリリー、ジンジャー類、アマリリス</p> <p>(木本) ソーセージノキ、ピンポンノキ、ベニヒモノキ、コーヒーノキ、カカオノキ</p>

第5 港湾・漁港・空港・海岸

1 概 要

八丈支庁管内には、都営の地方港湾が4港、避難港が1港、第4種漁港と第1種漁港がそれぞれ2港、地方空港が1港、港湾漁港に隣接する海岸が6海岸あり、そのほかに町営の第1種漁港が2港ある。

地方港湾としては、八丈島の東側に神湊港（底土港）、西側に八重根港があり、青ヶ島では青ヶ島港（三宝港）が南西部に、大千代港が南東部に位置している。

神湊港は昭和39年から底土地区に大型定期船接岸港として整備が開始された。港湾機能の向上を図るために用地の造成等を含めた整備が進められ、平成8年には5,000t級バースが完成し、荷役の効率化を図る貨物船岸壁の沖合シフトを終え、港内の静穏度を確保する防波堤の整備が完了した。また、平成26年度から新たな護岸（防波）整備にも着手している。港内には大型定期船が係留可能な岸壁施設の他に船揚場施設があり、漁船だまりとして利用されている。また、平成26年7月から新たな船客待合所が供用開始されている。東京（竹芝）～八丈島航路については、「さるびあ丸」（4,992t）又は「かめりあ丸」（3,873t）が就航していたが、「かめりあ丸」退役に伴い、新造船「橘丸」（5,681t）が平成26年6月から就航している。また、「さるびあ丸」も令和2年6月より新造船「さるびあ丸」（6,099t）として就航している。

平成29年6月に年一回実施の小笠原親善訪問に伴い、「新おがさわら丸」（11,035t）が寄港した。

八重根港は、昭和41年から神湊港の補完港としての整備を開始したもので、同60年には東京（竹芝）～八丈島航路に就航していた「すとれちあ丸」（3,708t）が初接岸した。平成12年度には5,000t級船舶対応の岸壁のほか、港湾環境緑地の整備も完了した。また、荷捌き用地及び道路用地を確保するため、平成19年度に用地造成を完了し、平成20年度に護岸（防波）の整備が完成した。

青ヶ島港（三宝港）は青ヶ島南西部にある大三宝・小三宝の岩礁を利用して物揚場（岸壁）がつくられており、八丈島～青ヶ島間の定期船である「還住丸」（119t）が就航していた。平成26年1月からは「あおがしま丸」（460t）が就航し、令和4年2月28日からは新造船「くろしお丸」（493t）が就航している。また、港湾区域の静穏度確保のため防波堤の整備を進め、平成12年6月には貨客船の防波堤への暫定接岸が可能となった。その後、護岸（防波）の整備、港背後地斜面からの崩落等による影響を避けるための臨港道路整備を進め、平成18年度に「青翔橋」が完成した。現在、港内静穏度の向上を目的に防波堤の延伸工事を行っている。

大千代港は、青ヶ島港（三宝港）の補完港の役割を持っているが、平成6年9月に発生した隣接する後背地の村道の崩落事故により、港へのアクセスが断たれた状態となっている。

洞輪沢漁港沖合の入江は、天然の地形を利用した災害時等の避難港（洞輪沢港）として指定されており、台風時等、地方港湾への入港が困難な場合には大型貨物船等が沖合に避難停泊できる。

漁港では、地元漁船の拠点であり、他県船の寄港並びに避難に利用されている第4種漁港の神湊漁港が八丈島の北東部に、八重根漁港が西部にある。神湊漁港は、水揚げ量・水揚げ額とも伊豆諸島の漁港中唯一で、登録漁船・利用漁船の数も多く活気に満ち、伊豆諸島を代表する漁港である。一方、八重根漁港は掘込み方式による泊地を持ち、神湊漁港とともに八丈島を代表する漁港であり、また、青ヶ島への定期船「くろしお丸」が接岸するための本拠地として陸電設備等の整備を行っている。

また、地元の漁船が利用する第1種漁港として、天然の地形を活用した中之郷漁港が八丈島の南部に、三方が陸地に囲まれた天然の良港である洞輪沢漁港が八丈島の南東部に位置している。各漁港は、東京都島しょ圏域（東京都）総合水産基盤整備事業計画（令和4～8年度）に基づき、施設整備を進めている。

島の中央部に位置している八丈島空港は、昭和37年に最初の都営空港として供用開始し、昭和57年に都営空港で最初のジェット化空港として、1,800mの滑走路が拡張整備された。飛行機の利用者数は定期船

の利用者数を大きく上回っており、航空需要の増大や機材の大型化に対応しつつ、安定的な就航を目指して、平成16年9月には2,000mの滑走路が供用開始された。また、平成25年4月、航空局（CAB）が撤退し、以後、リモート空港（RAG空港）となった。これに併せて、東京航空局地方気象台も撤退したことから、航空気象業務を空港管理事務所で受託し、観測業務を行っている。

平成28年4月からは、都営空港初の指定管理者制度に移行し、空港の管理運用業務の一部を八丈島空港ターミナルビル（株）が実施している。

平成29年8月からは、八丈島空港への航空機の進入方式にRNAV（アールナブ方式）が導入された。

現在、東京国際空港（羽田）との間をA320-271N型機又はB737-800型機が一日3便就航している。

また、東京の島々を結ぶヘリコマニーラー「東京愛らんどシャトル」も、青ヶ島及び御蔵島へ毎日それぞれ1便が就航している。

なお、令和7年10月2日より八丈島～青ヶ島間において毎週木曜日の午後1往復増便している。

海岸保全区域においては、背後の市街地を高潮から守り、波の浸食作用から市街地や観光資源としての海浜等の土地を守るために、港湾・漁港で海岸保全施設の整備を行っている。八丈支庁管内では、神湊港（底土港）、八重根港、神湊漁港、洞輪沢漁港、八重根漁港、青ヶ島港（三宝港）の各海岸が海岸保全区域の指定を受けている。

神湊港海岸は、八丈島の北東側に位置し、海洋レクリエーションの場として賑わっており、昭和53年度から環境整備事業に着手し突堤や離岸堤等の整備を進め、平成12年度には遊歩道の整備が完了した。平成20年度に環境整備事業を再開し、自然環境の向上を図るために養浜を整備し、平成24年度に突堤の整備が完了した。

近接して民家が密集している洞輪沢漁港海岸では、背後地を高潮から防護する離岸堤と護岸が平成16年度に完成した。また、浸食の繰り返しにより形成された崖状の海岸である八重根漁港海岸も近接して民家が集中しており、背後地を高潮から防護する防潮堤が平成13年度に完成した。

背後に急峻な海食崖が形成され、厳しい波浪条件下にある青ヶ島港（三宝港）では、浸食対策として護岸が整備されている。

平成13年4月1日付けの組織改正により、八丈支庁総務課港湾空港係と港湾局離島港湾部建設課第五離島港湾工事事務所が統合され、新たに八丈支庁港湾課が発足し港湾・漁港・海岸・空港に係る管理運営及び施設整備工事の実施を担当している。

(1) 港湾施設

令和7年4月1日現在

種類	港名	管理 者 設立年月日	対象船舶	港湾施設
地方 港 湾	神湊港 (底土港)	東京都 昭和28. 3.31	500~ 5,000t 小型船	岸壁 (-6.0~-7.5m) 310 m 防波堤(定期船) 180 m 防波堤(小型船) 134 m 緑地 6,964 m ² 荷捌地 9,958 m ² 野積場 1,962 m ² 船客待合所 1棟 駐車場 1,914 m ² 船揚場 1,320 m ² 輸送管設備 一式 夜間荷役照明 一式
	八重根港	東京都 昭和28. 3.31	500~ 5,000t	岸壁 (-6.0~-7.5m) 230 m 荷捌地 1,680 m ² 野積場 1,044 m ² 船客待合所 1棟
	青ヶ島港 (三宝港)	東京都 昭和32. 11. 5	小型船	物揚場 (-3.0m) 54 m 防波堤 180 m 船揚場 934 m ² 船客待合所 1棟 荷捌地 682 m ²
	大千代港	東京都 昭和52. 2.23	小型船	物揚場 (-3.0m) 50 m
避難港	洞輪沢港	許可年月日 昭和29. 7. 2		なし

(2) 漁港施設

令和7年4月1日現在

区分 漁港名	種別	漁港指定日 管理者・指定日	対象 船舶	漁港施設
神湊漁港	第4種	昭和26.7.10 東京都・ 昭和27.6.9	20t級	岸壁・物揚場 1,028m 防波堤・突堤 613m 船揚場 5,380m ²
八重根漁港	第4種	昭和26.7.10 東京都・ 昭和27.6.9	20t級	岸壁・物揚場 752m 防波堤・突堤 675m 船揚場 4,455m ²
中之郷漁港	第1種	昭和27.6.23 東京都・ 昭和46.8.31	20t級	岸壁・物揚場 105m 防波堤・突堤 251m 船揚場 3,748m ²
洞輪沢漁港	第1種	昭和27.6.23 東京都・ 昭和46.8.31	20t級	岸壁・物揚場 229m 防波堤・突堤 523m 船揚場 3,315m ²

(3) 空港施設

令和7年4月1日現在

事項	説明		
種類	地方管理空港		
空港名	東京都八丈島空港		
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷		
位地	北緯 33° 6' 54" 標高 91.7m 東経 139° 47' 9" (世界測地系)		
管理者	東京都		
供用開始年月日	昭和37年5月1日		
対象機種	A320型機(271N型)・B737型機(800型)		
施設概要	着陸帯 延長 2,120m 幅員 150m 滑走路 延長 2,000m 幅員 45m 誘導路 延長 85m 幅員 23m エプロン面積 15,300m ² (A320型機 3ベース) ターミナルビル 3,975.44m ² (総面積) 駐車場 20,300m ² (415台収容) 敷地面積 762,241m ² (場内道路含む) 照明施設 飛行場灯台、簡易式進入灯、進入角指示灯、 進入路指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯、 滑走路末端識別灯、滑走路中心線灯、 過走帶灯、誘導路灯、誘導路中心線灯、 風向灯、エプロン灯		

2 港湾・漁港・空港・海岸の管理

港湾・漁港・空港・海岸の管理は、平成13年3月31日までは総務課港湾空港係（空港管理事務所）で行っていたが、同年4月1日からは港湾課管理係が、平成28年4月からは組織改正により港湾課管理担当が行っている。

港湾・漁港・海岸の管理は、各施設の安全点検、貨客船、貨物船、漁船の岸壁の利用状況及び島外からのレジャーボート船等の入出港届を受理するための巡回を行っている。

空港の管理は、1日3便就航の東京国際空港（羽田）と八丈島空港を結ぶ定期便、伊豆諸島各島を結ぶヘリコムーター、緊急ヘリコプター等の航行の安全性を確保するため、各施設の運用と維持点検を行っている。また、SMS（安全管理システム）の実施・消火救難・不法侵入・ハイジャック対応等の保安訓練を行っている。

平成28年4月から指定管理者制度が導入されたことから、空港管理事務所で行っていた業務のうち、占用許可や機能管理規程の策定など空港設置管理者に及ぶ業務は港湾空港管理担当が行い、空港施設の維持・管理、灯火の運用などの業務は指定管理者が行っている。

港湾・空港利用状況

(1) 入港船舶数・年次別内訳

区分 年次別	八丈島		青ヶ島		合計	
	隻数(隻)	総トン数(t)	隻数(隻)	総トン数(t)	隻数(隻)	総トン数(t)
令和2年	855	2,197,067	169	79,406	1,024	2,276,473
令和3年	777	2,097,016	213	108,043	990	2,205,059
令和4年	859	2,155,552	162	79,185	1,021	2,234,737
令和5年	811	2,257,055	166	80,899	977	2,337,954
令和6年	760	1,979,610	184	93,380	944	2,072,990

(2) 入港船舶取扱貨物量・年次別内訳

区分 年次別	八丈島			青ヶ島			合計		
	移出(t)	移入(t)	計(t)	移出(t)	移入(t)	計(t)	移出(t)	移入(t)	計(t)
令和2年	33,013	119,673	152,686	3,252	19,017	22,269	36,265	138,690	174,955
令和3年	22,681	124,118	146,799	2,705	17,651	20,356	25,386	141,769	167,155
令和4年	49,320	104,816	154,136	2,174	8,396	10,570	51,494	113,212	164,706
令和5年	22,299	122,725	145,024	3,311	10,350	13,661	25,610	133,075	158,685
令和6年	27,963	101,201	129,164	2,050	8,510	10,560	30,013	109,711	139,724

(3) 船舶乗降客・年次別内訳

島別 年次 月別	八丈島			青ヶ島			合計		
	乗客 (人)	降客 (人)	計 (人)	乗客 (人)	降客 (人)	計 (人)	乗客 (人)	降客 (人)	計 (人)
令和2年	5,337	9,733	15,070	652	565	1,217	5,989	10,298	16,287
令和3年	5,468	9,785	15,253	520	529	1,049	5,988	10,314	16,302
令和4年	7,664	14,348	22,012	968	891	1,859	8,632	15,239	23,871
令和5年	9,820	18,745	28,565	1,137	1,067	2,204	10,957	19,812	30,769
令和6年	9,004	17,712	26,716	1,090	1,114	2,204	10,094	18,826	28,920
6年1月	241	681	922	19	37	56	260	718	978
2月	387	979	1,366	28	30	58	415	1,009	1,424
3月	729	1,305	2,034	32	40	72	761	1,345	2,106
4月	660	1,664	2,324	140	155	295	800	1,819	2,619
5月	711	1,293	2,004	208	210	418	919	1,503	2,422
6月	674	1,199	1,873	149	143	292	823	1,342	2,165
7月	807	2,319	3,126	126	115	241	933	2,434	3,367
8月	2,455	3,063	5,518	88	113	201	2,543	3,176	5,719
9月	1,131	2,028	3,159	90	81	171	1,221	2,109	3,330
10月	448	1,134	1,582	81	90	171	529	1,224	1,753
11月	421	1,131	1,552	71	65	136	492	1,196	1,688
12月	340	916	1,256	58	35	93	398	951	1,349

(注) 乗降客数は、定期船による漁港からの乗降客を含む。

(4) 航空機利用者・貨物年次別内訳

区分 年次 月次別	乗降客数(人)			貨物(kg)			郵便物(kg)		
	乗客	降客	合計	積	卸	合計	積	卸	合計
令和2年	61,410	56,369	117,779	340,336	174,587	514,923	10,245	46,838	57,083
令和3年	60,012	55,547	115,559	264,776	179,831	444,607	13,584	47,522	61,106
令和4年	94,050	86,953	181,003	454,310	171,696	626,006	10,021	41,911	51,932
令和5年	108,659	99,154	207,813	490,143	154,546	644,689	10,282	37,542	47,824
令和6年	110,265	101,261	211,526	446,885	186,031	632,916	10,421	47,171	57,592
6年1月	7,628	6,632	14,260	41,276	19,828	61,104	869	3,082	3,951
2月	7,917	7,459	15,376	37,994	14,517	52,511	903	3,714	4,617
3月	8,626	7,864	16,490	34,893	32,585	67,478	1,342	5,264	6,606
4月	8,235	7,671	15,906	34,432	9,065	43,497	845	4,036	4,881
5月	9,272	8,274	17,546	36,241	12,792	49,033	772	4,332	5,104
6月	6,438	5,840	12,278	33,612	8,549	42,161	722	3,650	4,372
7月	11,458	10,761	22,219	41,428	10,164	51,592	956	3,453	4,409
8月	12,752	11,400	24,152	34,768	10,831	45,599	665	3,332	3,997
9月	9,923	8,857	18,780	31,096	10,249	41,345	751	3,738	4,489
10月	9,735	9,159	18,894	32,162	18,727	50,889	806	4,751	5,557
11月	9,639	8,839	18,478	33,433	14,893	48,326	856	4,271	5,127
12月	8,642	8,505	17,147	55,550	23,831	79,381	934	3,548	4,482

※ 乗降客数は、ANA・愛らんどシャトル（遊覧飛行を除く）その他の民間機の合計

※ 貨物・郵便物は、ANA分

(5) 航空機着陸回数内訳

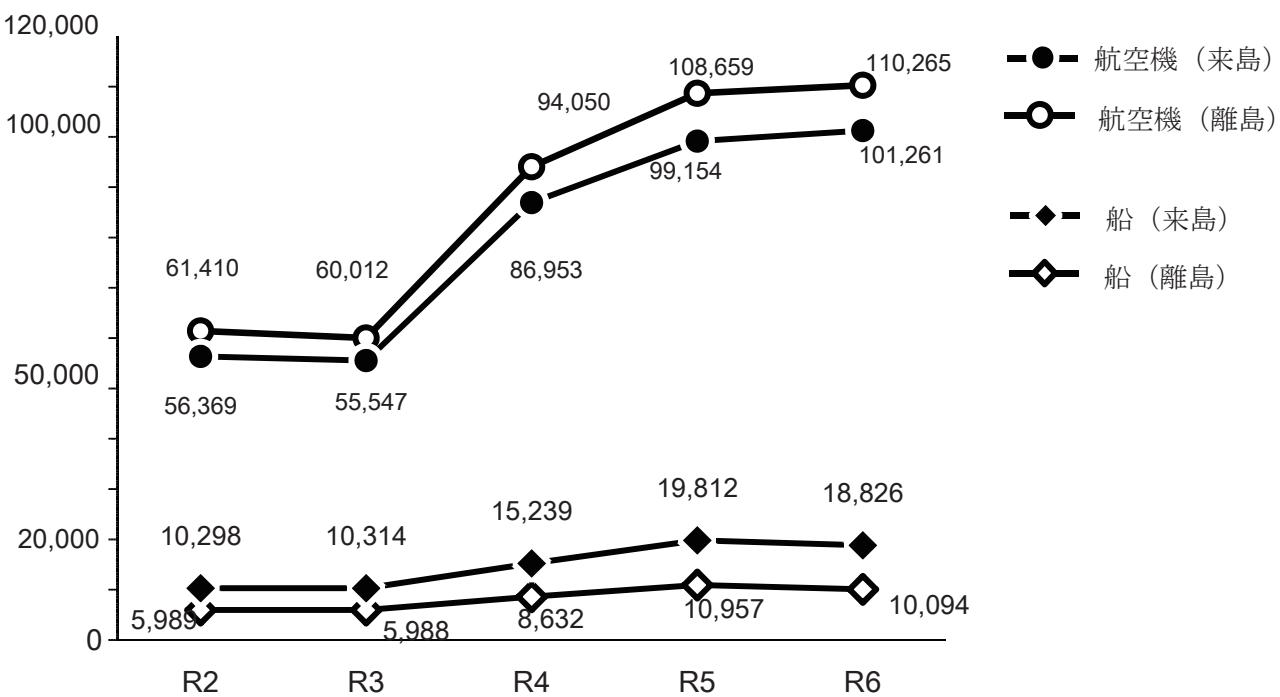
(単位：回)

区分 年次 月次別	民 間 機			そ の 他			
	定期便	その 他	合 計	国有機等	自衛隊機	その 他	合 計
令和2年	709	786	1,495	72	19	0	91
令和3年	1,357	99	1,456	72	23	0	95
令和4年	1,661	356	2,017	98	8	0	106
令和5年	1,744	243	1,987	101	12	0	113
令和6年	1,730	155	1,885	82	15	0	97
6年1月	146	6	152	7	2	0	9
2月	139	3	142	4	1	0	5
3月	143	14	157	1	0	0	1
4月	129	16	145	6	0	0	6
5月	140	16	156	8	0	0	8
6月	129	10	139	4	0	0	4
7月	152	7	159	14	5	0	19
8月	150	7	157	11	1	0	12
9月	144	5	149	7	1	0	8
10月	155	20	175	6	1	0	7
11月	147	26	173	8	2	0	10
12月	156	25	181	6	2	0	8

※ 定期便は、ANA定期便。ANAの臨時便はその他に含む。

(6) 年次別離来島者の推移

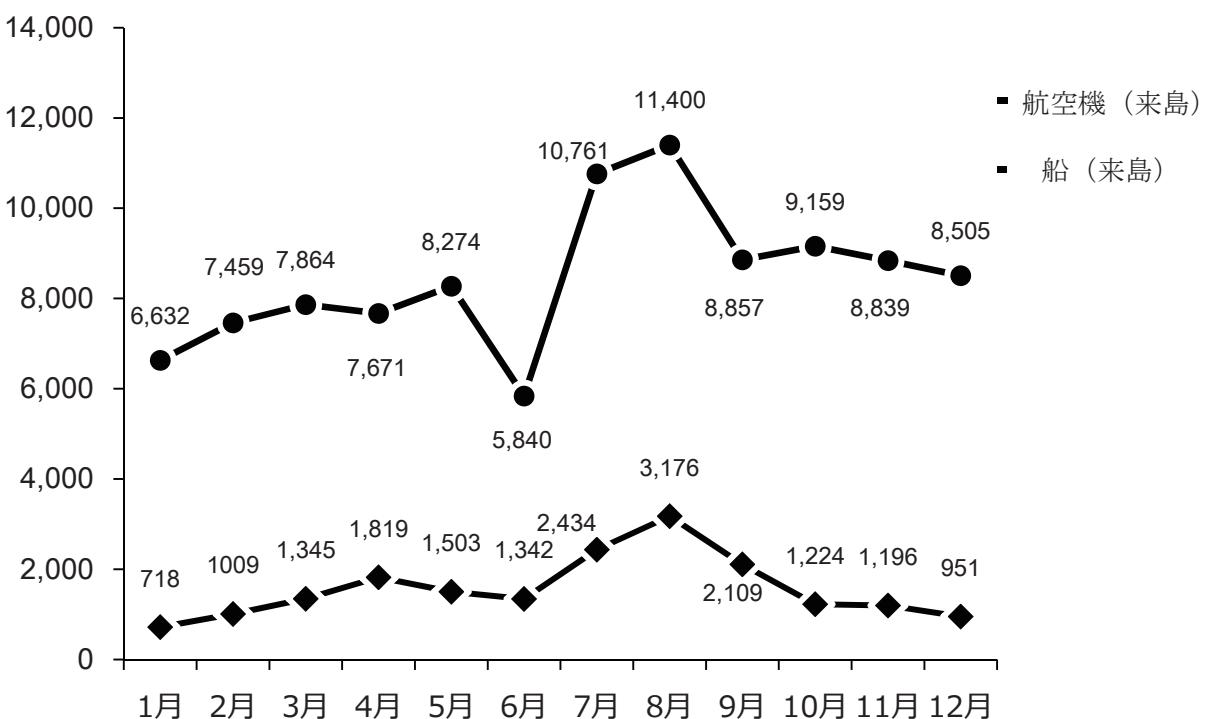
(単位：人)



(注) 船は青ヶ島分を含む。

(7) 令和6年月別来島者数の推移

(単位：人)



(注) 船は青ヶ島分を含む。

3 整備事業

(1) 港湾整備事業

離島の港湾は、人や物の輸送拠点であるばかりでなく、島民の経済、文化、医療等の生活基盤や産業基盤に直接影響を及ぼす基幹施設であり、島の表玄関である。

港湾法制定以来、島しょにおいては1島2港方式を原則に ①定期船就航率向上 ②貨客分離による乗降客の安全確保と荷役の効率化 ③良好な港湾環境の形成等の方針で整備を行っている。さらに、島の特性を十分生かし観光客や島民にとって魅力あふれた空間を創造するため、地元町村等と連携して、地域の実情に即した整備を進めている。

各港の整備についての経緯は以下のとおりである。

● 神湊港(底土港)

- ・昭和28年：東京都が港湾管理者となる
- ・昭和40年：神湊港岸壁(500t級)が完成
- ・昭和53年：すとれちあ丸が運行開始
- ・平成8年：5000t級岸壁完成
- ・平成24年：防波堤整備完了
- ・平成26年：橘丸就航
- ・平成26年：新船客待合所完成
- ・平成27年：護岸(防波)Ⅱ整備開始
- ・平成29年：旧船客待合所解体、駐車場整備
- ・令和3年：日除け雨除け施設整備開始
- ・令和5年：日除け雨除け施設(D通路)供用開始
- ・令和6年：日除け雨除け施設(C通路)供用開始
- ・令和7年：荷捌き日除け施設(A棟)供用開始

● 八重根港

- ・昭和28年：東京都が港湾管理者となる
- ・昭和41年：補完港としての整備を開始
- ・昭和60年：すとれちあ丸が初入港
- ・昭和61年：4,000t級岸壁完成
- ・平成12年：5,000t級岸壁完成
- ・平成23年：新船客待合所完成

● 青ヶ島港(三宝港)

- ・昭和32年：東京都が港湾管理者となる
- ・昭和34年：整備を本格的に開始
- ・昭和47年：村営船あおがしま丸が就航
- ・平成4年：還住丸(119t)が就航
- ・平成13年：防波堤170m完成
- ・平成19年：「青翔橋」完成
- ・平成21年：-6.0岸壁、護岸(防波)整備開始
- ・平成22年：新船客待合所完成
- ・平成26年：あおがしま丸就航

- ・令和4年：くろしお丸就航

令和6年度は、神湊港(底土港)で日除け雨除け施設（D通路）の供用を開始した。八重根港では、既存施設の補修工事を実施した。青ヶ島港(三宝港)では、防波堤（西）の整備と既存施設の補修工事を実施した。

(2) 漁港整備事業

漁業振興の基盤となる漁港は、現在、外海から漁港を守る防波堤や係留施設である岸壁を重点整備しており、引き続き安全で安心して利用できる施設の拡充に努めている。

第4種漁港の整備についての経緯は以下のとおりである。

●神湊漁港

- ・昭和27年：東京都が漁港管理者となる
- ・昭和35年：漁港内も整備され漁船の係留、揚陸できる港になる
- ・昭和36年：地元の漁船が激増したため町議会が本漁港の拡張工事の請願を全会一致で採択した
- ・平成4年：防波堤A、防波堤B 及び泊地工事完了
- ・平成12年：岸壁(-3m, -5m)及び航路整備が概成
- ・平成26年：岸壁(-3m, -4.5m)及び用地整備が概成、新船揚場整備開始
- ・平成28年：新船揚場整備完了

●八重根漁港

- ・昭和27年：東京都が漁港管理者となる
- ・昭和30年：新規着工
- ・昭和43年：泊地、船揚場、岸壁が概成し一応漁船の利用が可能
- ・平成4年：新たな掘込み式漁港が完成
- ・平成10年：沖の防波堤に本格的に着手
- ・平成22年：沖の防波堤概成
- ・平成27年：-5.5m泊地整備開始
- ・平成28年：-5.5m岸壁整備開始
- ・令和6年：-5.5m岸壁供用開始

令和6年度は、神湊漁港で付属物補修工事を実施した。八重根漁港では、-5.5m岸壁の整備や荷捌き用地の整備を実施した。

(3) 空港整備事業

八丈島空港は同島の中心部、八丈富士の山麓に位置する地方管理空港である。昭和37年に滑走路長1,200mとして供用を開始し、昭和47年、昭和57年、平成16年に拡張工事等を実施して、現在、2,000mの滑走路を有する空港となった。

令和6年度は、場周柵の改修工事を実施した。

(4) 海岸保全施設整備事業（港湾海岸・漁港海岸）

東京の南方洋上に位置する八丈島は、海象及び気象との厳しい自然条件にさらされている。このため波浪から背後の地域住民の生命及び財産を守る（高潮対策事業）とともに、海岸の侵食を防ぎ、国土の保全を図る（侵食対策事業）ことを目的に離岸堤、護岸、防潮堤等の整備を進めてきた。現在においても、快適な親水空間の創出を図る（海岸環境整備事業）ため、離岸堤の整備を進めている。

令和6年度は神湊港海岸において、昨年に引き続き海浜整地、滑り止め補修を実施した。

第6 防災対策

1 概 要

東京都は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえて、平成23年11月に、新たな防災対策の方向性を示す「東京都防災対応指針」を策定し、平成24年11月に東京都地域防災計画を大幅に修正した。令和4年5月には、東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年公表）」を10年ぶりに見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。被害想定を踏まえ、令和5年5月に東京都地域防災計画を修正した。

現在、東京都の定める地域防災計画は「震災編（令和5年修正）」「風水害編（令和3年修正）」「火山編（令和7年修正）」「大規模事故編（令和3年修正）」「原子力災害編（令和3年修正）」の全5編で構成され、災害予防計画、災害応急・復旧対策計画等を定めている。

また、八丈町と青ヶ島村における火山活動が活発化した場合において、住民等の安全確保と円滑な避難ができる目的とした「八丈島火山避難計画」と「青ヶ島火山避難計画」を令和元年5月に策定している。

島しょ部への影響が大きいことが懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした地震について、平成24年8月に内閣府が被害想定を公表した。この被害想定結果は都道府県単位での公表となっており、島しょ部の内訳は示されていなかった。そのため都は独自に、より詳細な地形データ等を反映させた詳細な被害想定を調査・検討し、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」として発表するとともに、平成25年12月に津波浸水ハザードマップ基本図を作成・提供した。これを受けて平成30年1月に八丈町は「八丈町津波避難計画」を策定している。令和4年5月には、首都直下地震と併せて、「首都直下地震等による東京の被害想定」として南海トラフ巨大地震に関する被害想定を見直している。

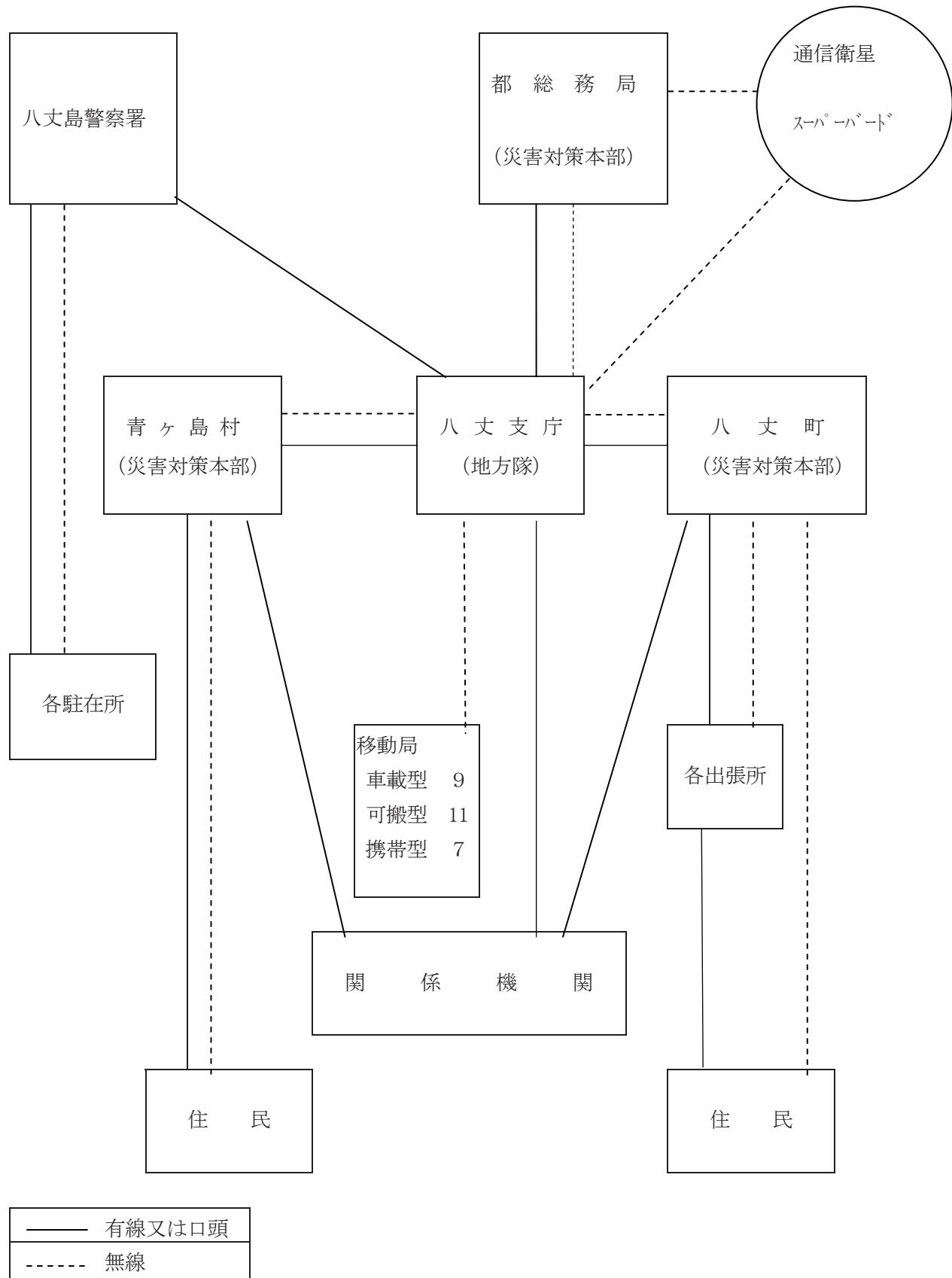
八丈町及び青ヶ島村では毎年防災訓練を行い、町村民の防災意識の高揚に努めている。平成29年11月には、「東京都・八丈町・青ヶ島村合同総合防災訓練」が実施され、八丈町では、八丈富士（西山）における山腹噴火と南海トラフ地震発生による地震と津波警報を想定し、青ヶ島村では、池之沢旧火口付近において噴火の兆候が確認され、噴火警報が発表される噴火災害を想定した訓練が行われた。この訓練は、自助・共助体制の確立と発災時に東京都及び防災機関が対処すべき役割を確認することをもって、応急対策能力の向上を図る目的で実施された。

当支庁においては、東京都災害対策本部条例第2条に基づき、東京都災害対策本部八丈地方隊を設置し、管轄区域内の地域において、東京都災害対策本部の事務を包括的に分掌するとともに、管内町村の実施する災害予防、災害応急及び災害復旧の援助、及び災害救助法に基づく救助事務を執行している。毎年地方隊は、管内町村と連携し防災訓練を行っている。さらに、「情報や被害状況の収集・伝達」等の連絡体制確保のため、防災行政無線システムや、そのバックアップ回線としての衛星通信ネットワーク、またT V会議が可能な会議端末、東京都災害情報システム（D I S）等の配備を行った。また、平成25年度には新たに衛星携帯電話を配備した。これらのシステムは非常時に備え、定期的に通信訓練を行っている。

2 地方隊編成及び分担業務

	総務課	地方隊の庶務、本部長室・関係防災機関・報道機関との連絡、職員の動員・給与、災害に関する情報、広報・広聴、災害対策の連絡調整、被害状況の調査・取りまとめ、防災無線業務、予算、通信施設整備、庁舎の防災・修繕、応急対策資材、機材調達、車両の配車、町村の連絡指導、飲料水等の確保に関する調査、救助物資の備蓄・輸送・配分、義援金品の受領・配分、避難者輸送の応援、避難所設営、他課に属しない救助・保護・その他事項
八丈地方隊	産業課	救助物資の確保、中小企業及び農林漁業の災害応急対策、
地方隊長…八丈支庁長 隊長補佐…総務課長	【協力】 ・家畜保健衛生所八丈支所	庁有船舶による避難者の輸送、公共施設保安点検の応援、漁船等に対しての情報及び救出活動応援
	土木課	水防活動、堤防・道路・橋梁・護岸等の点検及び応急対応、流木対策、障害物の除去、公共施設保安点検の応援
	港湾課	港湾・漁港及び空港施設の点検及び応急対策、在港船舶の調整、港湾海岸施設の保全、公共施設保安点検の応援
	保健課 ・島しょ保健所八丈出張所	防疫及び医療、巡回保健活動、その他保健衛生に関する事項
	総合センター水産課 ・島しょ農林水産総合センター八丈事業所	所属船舶の運用及び管理、漁業指導等無線業務、漁業の災害応急対策
	教育協力隊 ・教育庁八丈出張所	避難所の設営、被災児童及び生徒の救護及び応急教育、被災児童及び生徒の学用品の供給、文教施設の点検・整備及び復旧
	警察協力隊 ・八丈島警察署	被災者の救助及び避難、行方不明者の捜査及び死体の検視、被災地の警備、交通規制、その他公安に関する事項

3 災害通信系統図



4 水防対策

東京都は、水防管理団体である町村の行う水防活動が迅速で効果的に行えるように水防計画を定めている。

水防計画に基づき、当支庁は、八丈島の中枢的機関として管内における水防に関する情報の収集連絡、水防作業の技術的援助指導、公共土木施設等の被害状況の資料収集、水防資器材の管理等を行っている。

なお、平成4年4月1日より、水防災総合情報システムが導入され、水防本部の情報が瞬時に得られるようになり、水防体制の能力が向上した。

水防用備蓄資器材表

令和7年4月1日現在

管内水防管理団体 (区市町村)	水防倉庫 所管区分	水防倉庫数 (棟)	土のう類 (枚)	ショベル (丁)	ツルハシ (丁)	掛矢 (丁)	鋸 (丁)	なた (丁)	シート (m ²)
八丈町 青ヶ島村	建設局	1	3,000	23	30	5	6	11	544

5 災害用備蓄品現況

令和7年4月1日現在

備蓄場所	アルファ米 (食)	クリームビスケット (食)	毛布 (枚)	敷物 (枚)
八丈支庁	—	14,570	520	440
八丈町役場	102,300	42,700	646	1,014
青ヶ島村役場	3,600	3,200	160	160

※町役場、村役場独自の備蓄品を除く

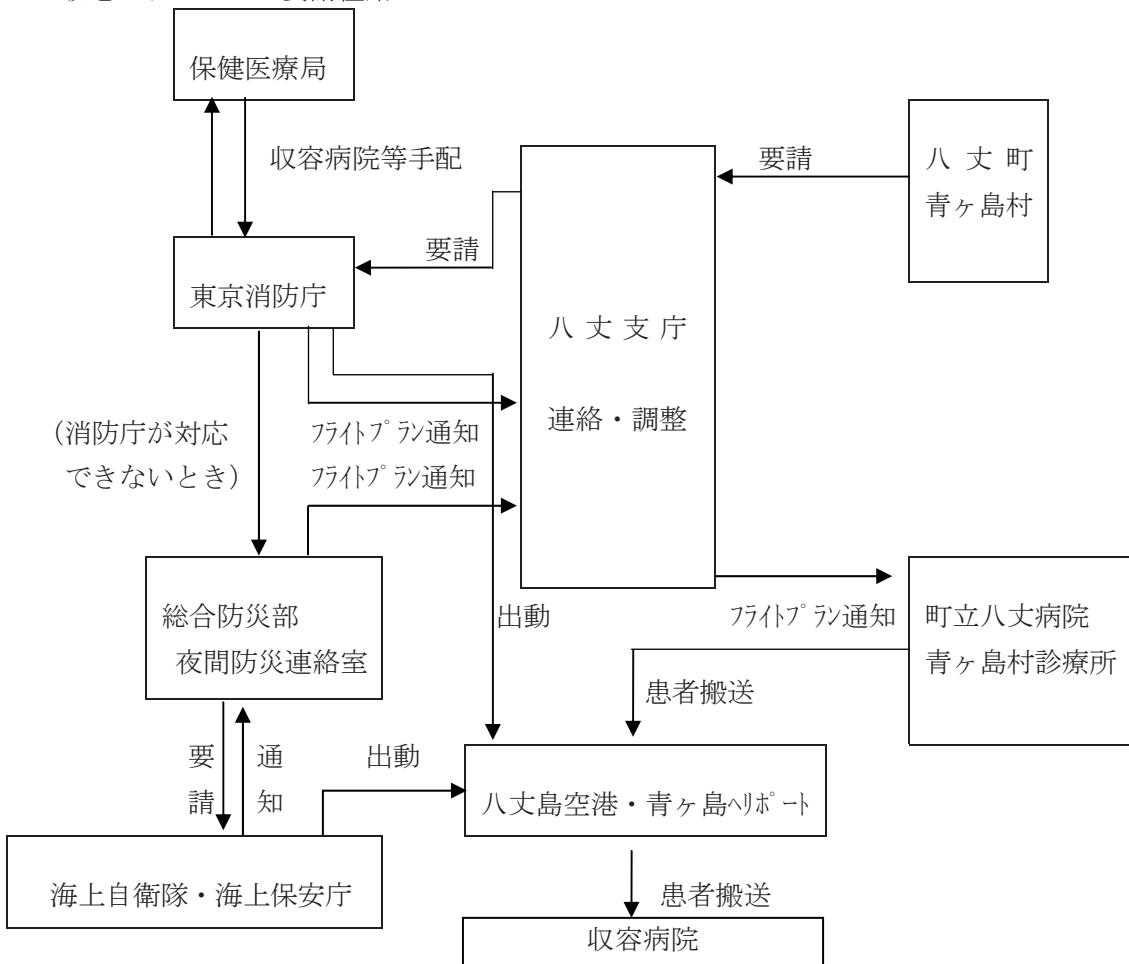
第7 救急搬送

1 救急ヘリコプターの運航

島しょにおいて救急患者が発生し、現地の医療施設での措置が困難な場合や、当該患者の生命の危急に影響がある場合等には、東京消防庁（以下、消防庁とする。）に救急ヘリコプター輸送を要請し、都内等の病院に搬送し治療する方法を取っている。また、消防庁のヘリコプターで対応が出来ないときは、海上自衛隊や海上保安庁に患者搬送を要請している。

なお、東京消防庁による夜間の救急搬送については、八丈島では平成14年8月から、青ヶ島では平成15年8月から対応可能となった。それ以前は、海上自衛隊による対応となっていた。

2 救急ヘリコプター要請経路



3 八丈支庁管内 救急搬送実績

年 度	合 計								
		消防庁	海自 海保	八丈島	消防庁	海自 海保	青ヶ島	消防庁	海自 海保
令和6年度	47(47)	47(47)	—	46(46)	46(46)	—	1(1)	1(1)	—
令和5年度	35(35)	31(31)	4(4)	33(33)	29(29)	4(4)	2(2)	2(2)	—
令和4年度 (注1)	57(57)	52(52)	5(5)	53(53)	48(48)	5(5)	4(4)	4(4)	—
令和3年度	41(41)	38(38)	3(3)	39(39)	36(36)	3(3)	2(2)	2(2)	—
令和2年度	41(44)	36(39)	5(5)	39(42)	34(37)	5(5)	2(2)	2(2)	—
平成31年度	47(47)	47(47)	—	42(42)	42(42)	—	5(5)	5(5)	—
平成30年度	36(37)	36(37)	—	33(34)	33(34)	—	3(3)	3(3)	—
平成29年度	33(35)	32(34)	1(1)	31(33)	30(32)	1(1)	2(2)	2(2)	—
平成28年度	51(55)	48(52)	3(3)	19(53)	46(50)	3(3)	2(2)	2(2)	—
平成27年度	31(31)	26(26)	5(5)	31(31)	26(26)	5(5)	—	—	—
平成26年度	49(50)	48(49)	1(1)	44(45)	43(44)	1(1)	5(5)	5(5)	—
平成25年度	42(44)	39(41)	3(3)	40(42)	37(39)	3(3)	2(2)	2(2)	—
平成24年度	38(38)	32(32)	6(6)	33(33)	27(27)	6(6)	5(5)	5(5)	—
平成23年度	37(37)	29(29)	8(8)	33(33)	26(26)	7(7)	4(4)	3(4)	1(1)
平成22年度	38(39)	29(29)	9(10)	36(37)	27(27)	9(10)	2(2)	2(2)	—
平成21年度	44(44)	41(41)	3(3)	43(43)	40(40)	3(3)	1(1)	1(1)	—
平成20年度	33(35)	32(34)	1(1)	31(33)	30(32)	1(1)	2(2)	2(2)	—
平成19年度	25(25)	25(25)	—	20(20)	20(20)	—	5(5)	5(5)	—
平成18年度	31(31)	30(30)	1(1)	29(29)	28(28)	1(1)	2(2)	2(2)	—
平成17年度	29(30)	28(29)	1(1)	28(29)	27(28)	1(1)	1(1)	1(1)	—
平成16年度	25(25)	23(23)	2(2)	24(24)	22(22)	2(2)	1(1)	1(1)	—
平成15年度	35(34)	32(31)	3(3)	32(31)	29(28)	3(3)	3(3)	3(3)	—
平成14年度	35(38)	32(35)	3(3)	33(35)	31(34)	1(1)	3(3)	1(1)	2(2)
平成13年度	22(22)	14(14)	8(8)	18(18)	12(12)	6(6)	4(4)	2(2)	2(2)
平成12年度	42(43)	24(24)	18(19)	41(42)	23(23)	18(19)	1(1)	1(1)	—
平成11年度	47(48)	32(33)	15(15)	45(46)	30(31)	15(15)	2(2)	2(2)	—

【出典】事業概要（東京都八丈支庁）

※平成10年度以前は、事業概要への記録なし

(注1) 死亡による搬送中止を除く（令和4年度）

第8 環境公害

1 概 要

八丈島における公害は、昭和40年代の高度成長期に大型タンカーが海洋投棄した廃油が近海の海上及び海岸を汚染し、漁業、観光をはじめ住民の生活に被害を及ぼしたことから始まったと言われる。

その後、昭和48年の三根地区における騒音、粉じん、振動を発生する生コン工場の撤去を求める町議会への請願活動、平成8年の大賀郷西見地区のアスファルト工場建設反対運動などを経て、住民は生活環境を守る意識を高めてきた。

廃棄物については、八丈町が平成10年にデポジット方式による飲料容器の回収を開始し、島の7割を越える店舗等の協力を得て、同方式の対象として販売された容器の約8割を回収していたが、平成15年にこの方式を廃止し、分別回収で適正処理する方法に改めた。また、民間の施設として平成11年には建設廃材のコンクリート塊等を再利用する碎石再利用工場、平成17年には自動車リサイクル法に基づく処理工場が稼動した。さらに、伐採木等を炭・薪・椎茸木の原材料や小枝葉をチップ化し堆肥として利用を図るほか、公共事業で発生した伐採木を無料配布し再資源化を図っている。このように近年の八丈島は、循環型ごみ処理システムの構築に向けて積極的に取り組んでいる。

一方、主として家庭から出る燃焼可能な廃棄物については、平成9年11月からクリーンセンターで焼却しているが、島外搬出していた焼却灰については、平成24年10月八丈島に最終処分場が出来たことにより、島内処理されている。この他に、島外搬出する廃棄物は自動車、家庭電気製品、漁船、危険物、P C Bなどが対象になっている。クリーンセンターは稼働から20年以上が経過し、維持管理費が増大していることから、今後も適正にゴミを処理するため、令和3年度から新八丈町クリーンセンターの建設が始まった。将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理が出来る施設として、令和6年から供用が開始された。

上記のように、八丈島で発生する各種廃棄物は、適正処理や再資源化の推進が図られてきている。八丈町はクリーンアイランドを目指しており、住民に極めて身近で大きな問題であるゴミの減量化・資源化、野焼き、不法投棄の撲滅は、今後も住民と行政が一体となって取り組んでいくことが求められている。

青ヶ島については、堆肥舎（平成13年）・クリーンセンター（平成14年）・リサイクルセンター（平成15年）・合併浄化槽・汚泥処理施設（平成16年）と、それぞれ建設され廃棄物のリサイクルを含めた適正処理が進められているが、最終処分場を単独で建設することは難しく、焼却灰などの廃棄物を島外に多く搬出している。

2 大気汚染防止法に基づく届出事業所件数

令和7年3月31日現在（単位：件）

区 分	事 業 所 件 数
町 村 名	
八 丈 町	18
青 ケ 島 村	3

3 水質汚濁防止法に基づく届出事業場件数

令和6年3月31日現在（単位：件）

区 分	事 業 場 件 数
町 村 名	
八 丈 町	35
青 ケ 島 村	4

4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出事業所件数

令和7年3月31日現在（単位：件）

区分 町村名	事業所件数
八丈町	2
青ヶ島村	2

5 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく工場・指定作業場件数

令和7年3月31日現在（単位：件）

区分 町村名	工場件数	作業場件数
八丈町	45	32
青ヶ島村	7	7

6 火薬類消費許可

八丈支庁管内における火薬類消費許可は下表のとおりである。当庁管内では花火大会に用いる火薬のほか、港湾漁港工事に火薬が用いられている。

令和6年度（単位：kg）

町村別	八丈町	青ヶ島村		合計
港湾漁港工事	—	—		—
道路工事	—	—		—
煙火	156.525	39.55		196.075
計	156.525	39.55		196.075

第9 社会福祉

1 概 要

支庁は、東京都の福祉に関する事務所設置条例第2条に規定する福祉事務所として、生活保護法、生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務を処理する。さらに町村の福祉行政に協力する事務、民生委員・児童委員に関する事務、社会福祉協議会等の運営に協力する事務、日本赤十字・共同募金会に関する事務などを行っている。

2 生活保護

管内の保護率は、令和7年3月において34.0%であり、東京都平均及び、島部平均と比べて高い割合を示している。世帯類型別にみると、高齢72.7%、傷病・障害15.1%で全体の87.8%を占めている。管内の人口構成の高齢化を反映して高齢世帯の比率が高く、加えて、世帯主の傷病等による収入の低下から、医療費の負担増を契機に、被保護世帯となることが特徴的である。

家族構成別にみると、核家族化の進行と扶養に対する意識の変化等により、単身世帯が91.2%を占めている。

(1) 生活保護状況比較

令和7年3月31日現在

地区別 種別	東京都	島 部	大 島	三 宅	八 丈	小笠原
被保護世帯(世帯)	229,213	425	161	45	205	14
被保護人員(人)	271,539	478	184	50	230	14
保護人員率(%)	19.1	21.1	17.3	20.9	34.0	5.0

(2) 生活保護を受けている世帯類型別数

令和7年3月31日現在

世帯の 種類 総数	高 齢		母 子	障害・傷病		その他の 世帯	
	单 身	2人以上 世帯		单 身	2人以上 世帯	单 身	2人以上 世帯
205世帯	142	7	0	30	1	15	10
比 (%)	69.3	3.4	0	14.6	0.5	7.3	4.9

(3) 生活保護扶助別実施状況

①保護実施状況の推移

(各年度3月末時点)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数(世帯)	208	217	205
人 数(人)	226	236	230

②扶助別実施状況(金額) (千円)

年度	生活	住宅	教育	介護	医療	生業	葬祭	出産	施設等	合計
R 4	121,526	52,343	2	0	10,762	231	1,709	0	20	186,593
R 5	124,678	54,810	37	4	10,917	215	2,121	0	34	192,816
R 6	121,490	53,776	0	0	11,472	93	2,674	0	0	189,593

※1「医療」に係る金額の主なものは、島外での治療に要する交通・宿泊費であり、医療機関への治療費は、福祉局が別途支払いしている。

※2「介護」に係る金額のうち居宅や介護施設等における介護保険サービスの利用費は、福祉局が別途支払いを行うため除外している。

※3 千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(4) 保護の開始・廃止状況 (令和6年度)

(単位: 件、世帯、人)

区分 町村別	申請件数	取下げる 件数	却下件数	保護開始		保護廃止	
				世帯	人員	世帯	人員
八丈町	38	1	17	20	20	29	29
青ヶ島村	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	1	17	20	20	29	29

3 生活困窮者自立支援制度

生活保護を受けている人以外で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（生活困窮者）が抱える経済的な問題、心身の問題、家庭の問題など、多様で複合的な問題に対応し、自立した生活を営めるように支援するための相談及び支援を行う制度である。八丈支庁では、自立相談支援事業

業、住宅確保給付金の支給事業、就労準備支援事業、島しょ就労支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施している。

4 障害者福祉

身体障害者手帳、愛の手帳（国の知的障害者（児）の療育手帳制度）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、(1)(2)(3)のとおりである。このうち18歳未満の児童については、児童福祉法の規定により交付される。障害者福祉に関する事務は、町村の所管である。

八丈支庁では、特別障害者手当等の支給事務を実施している。支給状況は(4)のとおりであるが、精神又は身体に障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の者に、特別障害者手当として月額29,590円が、同じく20歳未満の者には、障害児福祉手当として月額16,100円が支給される（手当の額は令和7年4月1日現在）。

(1) 身体障害者手帳交付状況

令和7年3月31日現在 (単位: 人)

視覚障害	聴覚・平衡機能障害	言語・咀嚼機能障害	肢体不自由	内部障害	計
23	15	7	135	115(2)	295(2)

※ () は青ヶ島村の数字で内数

(2) 愛の手帳交付状況

令和7年3月31日現在 (単位:人)

年齢別	1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)	計	左のうち施設等入所者		
	成人 施設	養護 学校	病院					
18歳以上	1	12	11	18	42			
18歳未満	-	5	3	5	13			
合 計	1	17	14	23	55			

※青ヶ島村は該当者無し

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和7年3月31日現在 (単位:人)

1 級	2 級	3 級	計
8	48	18	74

※青ヶ島村は該当者無し

(4) 特別障害者手当等支給状況

令和7年3月31日現在 (単位:人)

	特別障害者手当	障害児福祉手当	計
人 員	☆8	2	10

※ 青ヶ島村は該当者無し

☆ 停止中1名を含む

5 母子・父子・女性福祉

母子・父子家庭や女性の福祉向上のため、各種相談に応じるほか、女性、母子家庭及び父子家庭の経済的自立を図る重要な施策として、福祉資金の貸付を下表のとおり実施している。

(1) 母子及び父子福祉資金貸付状況の推移 (決算額) () は件数 (単位:千円)

年 度 資金別	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事 業 開 始	—	—	—	—	—
事 業 継 続	—	—	—	—	—
技 能 習 得	—	—	—	—	—
修 業	—	—	—	—	(1) 630
就 職 支 度	—	—	—	—	—
医 療 介 護	—	—	—	—	—
生 活	—	—	—	—	—
住 宅	—	—	—	—	—
転 宅	—	—	(1) 260	—	—
結 婚	—	—	—	—	—
修 学	(2) 2,808	—	—	—	—
就 学 支 度	(2) 702	(1) 431	—	—	—
計	(4) 3,510	(1) 431	(1) 260	(0) 0	(1) 630

(2) 女性福祉資金貸付状況の推移 (決算額) () は件数 (単位:千円)

年 度 資金別	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事 業 開 始	—	—	—	—	—
事 業 継 続	—	—	—	—	—
住 宅	—	—	—	—	—
就 学 支 度	—	—	—	—	—
修 学	—	—	—	—	—
就職支度資金	—	—	—	—	—
計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

6 児童福祉

満18歳未満の者を対象とする児童福祉法は、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならないと定めている。

支庁は福祉事務所として、児童及び妊産婦の福祉に関する実情の把握とこれらの相談に応じることや、必要事項の調査・指導を行っている。さらに都児童相談センターなどと連携して身体障害、知的障害、登校拒否、家庭養育、その他の児童問題に対処している。

保育所は、保護者の労働、疾病などにより児童の保育に欠ける場合に、保護者の申し込みにより保育を行う児童福祉施設である。支庁では、管内4つの保育所の設備及び運営について、法律で定める最低基準を維持するための指導・検査を毎年実施している。

管内の保育所状況

令和7年4月1日現在 (単位:人)

種別 町村別	保育所数	定員	入所人員	職員		
				保育士※	調理員	合計
八丈町	3	251	199	25	5	30
青ヶ島村	1	30	☆0	2	0	0

※保育士は、常勤保育士の在籍数（施設長及び非常勤を除く）

☆5月末現在は2名

7 共同募金・日本赤十字

共同募金は、社会福祉法に基づく社会福祉法人共同募金会による募金で、社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分される。日本赤十字は、日本赤十字社法に基づき広く社資を募り、赤十字の理想とする人道的任務の達成に努めている。

支庁長は共同募金会並びに日本赤十字社東京都支部の八丈支庁管内の責任者として、分区長（八丈町長・青ヶ島村長）が行う募金・社資の募集活動のとりまとめその他の事務を担当している。

共同募金・日赤関係

(単位:千円)

年 度 分 区	共 同 募 金		日本赤十字社		
			社 資		その他の
	目 標	実 績	目 標	実 績	実 績
R 1	740	790	1,075	1,096	0
R 2	740	240	1,075	437	0
R 3	203	117	1,075	213	0
R 4	150	160	1,075	360	0
R 5	150	154	1,075	190	0
R 6	150	135	1,075	106	0

(注) 日赤分の「その他」は、災害等の義援金である。

第10 保健・衛生

1 概 要

島しょ保健所八丈出張所は、昭和23年保健所法施行に伴い中央保健所八丈出張所として発足、昭和50年4月東京都23区内保健所の区移管時に、島しょ保健所八丈出張所に移行し現在に至る。八丈町及び青ヶ島村を管轄区域としている。管内における主な保健衛生上の課題として次のことがあげられる。

(1) 顕著な高齢化

八丈町では東京都平均を大きく上回っており、高齢化が進んでいる。

老年（65歳以上）人口の構成割合

八 丈 町	39.3%	東 京 都	22.5%
青ヶ島村	24.3%		

東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和7年1月1日現在）

(2) 限られた医療資源

在宅診療や訪問診療の充実が課題であるが、医療施設や保健医療従事者が限られており、サービスの質や量の確保が困難である。

管内医療機関等数 令和7年4月1日現在（単位：箇所）

病院	一般診療所	歯科診療所	歯科技工所	施術所	薬局	特例販売業
1	1	5	1	6	3	5

(3) 疾病構造

老衰以外では、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患の生活習慣病が死因に占める割合が多く、生活習慣病対策が課題である。

（単位%）

死因分類	東京都	八丈町	青ヶ島村
悪性新生物	25.0	23.2	0
心疾患	14.7	8.6	0
老衰	12.8	21.2	0
脳血管疾患	6.3	5.3	0
肺炎	4.5	5.3	0

東京都保健医療局
「人口動態統計 令和5年」

多様化・複雑化する保健需要に対し、住民ニーズの的確な把握、健康問題意識の向上、あるいは、保健と福祉の協力協働を図り、各施策を実施している。

また、食品・環境・獣医衛生等生活衛生に係る監視指導、衛生教育、統計調査など各施策の総合的な展開に努めている。

2 地域保健サービス分野

(1) 健康診断等

小規模事業所等健診、食品取扱業者等の検便を実施している。実績は下表のとおりである。

(単位：人)

項目	総数	事業所等	その他
X 線 直 接 撮 影	464	464	-
尿	445	445	-
血 液	376	376	-
心 電 図	360	360	-
検 便	127	127	-

(令和6年度実績)

(2) 結核対策

感染症法に基づき、患者支援として治療終了に向けた療養相談及び保健指導、また、新たな患者の早期発見及び結核への進展予防のため接触者健診について重点的に取り組んでいる。

結核登録患者数の現況

結核登録者数（年齢階級別）

令和6年12月31日現在

区 分	新登録患者数 (R6. 1. 1～R6. 12. 31)							別掲	登録患者数 (R6. 12. 31)										別掲			
	活動性結核								活動性結核							肺外結核活動性	不活動性結核	活動性	潜在性結核感染症			
	肺結核			活動性		潜在性結核感染症	肺結核			活動性		登録時喀痰塗抹陽性	結核登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の陽性	その他の陽性	登録時菌陰性	その他の菌陰性					
	総数	総数	総数	初回治療	再治療		総数	総数	総数	初回治療	再治療						治療中		観察中			
総 数	1	1	1	1	-	-	-	-	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
八 丈 町	0-4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5-9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10-14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15-19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20-29歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30-39歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40-49歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50-59歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60-69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	70歳-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

結核登録者数（年齢階級別）

令和6年12月31日現在

区 分	新登録患者数 (R6. 1. 1～R6. 12. 31)						別掲	登録患者数 (R6. 12. 31)										別掲				
	活動性結核							活動性結核										不活動性	活動性	潜在性結核感染症		
	肺結核			活動性				潜在性結核感染症	肺結核			活動性			肺外結核活動性	登録時菌陽性	登録時菌陰性	登録時の他性				
	総数	総数	喀痰塗抹陽性	その他 の結核 菌陽性	初回 治療	再治 療	肺 外 結 核 活 動 性		総数	総数	登録時 菌陽性	初回 治療	再治 療	登録時 菌陰性				不明	治療中	観察中		
総 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
青 ヶ 島 村	0-4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5-9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10-14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15-19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20-29歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30-39歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40-49歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50-59歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60-69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70歳-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 感染症対策

ア 感染症発生動向調査事業

感染症法に基づき管内での感染症発生状況を、東京都健康安全研究センターを経由して国へ報告している。また、毎週、管内・東京都・全国の最新の感染症情報を、医療機関等関係機関へ提供している。

管内の指定届出機関は、基幹定点及び疑似症定点が1か所（国民健康保険町立八丈病院）である。

イ 感染症発生時の対応

感染症の届出があった際は、患者・家族等への療養支援を行うとともに、保健指導、就業制限、健康診断等により拡大防止を図っている。

ウ エイズ相談・HIV抗体検査及び性感染症検査

電話相談、来所相談、検査及び保健指導を実施している。匿名・無料のHIV抗体検査を月1回実施し、希望者には併せて、梅毒・性器クラミジア感染症、淋菌感染症の検査も実施している。

令和6年度のHIV抗体検査は0件だった。

エ 検疫

外国航路の船舶・航空機が緊急入港した場合の検疫を行っている。令和6年度の検疫は0件だった。

(4) 保健栄養

健康増進法等に基づき、地域住民の栄養・食生活の向上に向けた関係機関・団体の連携の推進、特定給食施設等における指導、栄養に関する相談、食品関連事業者等への指導等（食品表示法に基づく栄養成分表示の相談・指導、健康に配慮したメニューを提供する店舗の普及促進等）を通して、住民が生涯にわたり健康にいきいきと暮らすことができるよう、住民の取り巻く食環境の整備に取り組んでいる。

ア 特定給食施設等における指導

特定給食施設等の喫食者の健康維持・増進を図ることを目的に、各施設に応じた栄養管理、給食管理ができるよう個別指導（来所・電話・巡回）及び集団指導（栄養管理講習会）を実施している。

八丈出張所管内給食施設数

令和7年3月31日現在 (単位：箇所)

総 数	学校	病 院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	学校給食センター	その他
11	2	1	2	3	1	1	1	—

イ 食環境整備（地域における食生活改善普及事業）

東京都健康推進プラン21（第三次）で目指している、都民が望ましい生活習慣を継続して実践できる食環境づくりのため、健康に配慮したメニューを提供する店舗の普及に取り組んでいる。また、事業の推進について検討する栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。

ウ 栄養相談

難病患者や精神障害者・複数の疾病を持つ方への専門的な栄養相談について、必要に応じて指導等を行っている。

エ 栄養表示等普及促進事業

栄養成分表示や特別用途食品及び誇大表示の禁止に係る表示の適正化と普及を図ることを目的に、食品関連事業者等に対する普及啓発及び相談指導を実施している。

(5) 精神保健福祉対策

管内の町村や関係機関と協力して、精神障害が疑われる方の早期診断・治療開始への支援、療養中の方への社会復帰支援を行っている。対応困難事例やアルコール・薬物等の依存症、自殺予防対策など新たな健康問題への対応を柱としている。

また、都立精神保健福祉センターの協力を得て、専門医による巡回相談や講演会を実施している。

緊急で入院が必要な場合などは、関係機関との綿密な連携により、専門医療機関への入院支援を行っている。

ア 精神保健福祉相談及び訪問指導

保健師が訪問、電話、面接、関係機関連絡等により、本人や家族の生活、病気への不安、退院後の生活などの相談を行っている。

	家庭訪問	面接	電話相談	その他の相談	関係機関連絡
延件数	126	204	444	1	994

イ 精神保健福祉巡回相談

都立精神保健福祉センターによる年1回の精神保健福祉巡回相談では、専門医による個別相談や事例検討会のほか、関係者を対象に精神保健への理解が深まるよう講演会を企画した。

(単位：件)

	個別相談	事例検討会
八丈町	0	4
青ヶ島村	1	0

講演会

会 場	講演テーマ	講 師	参加 人数
島しょ保健所 八丈出張所	「こだわりの強い」方への対応について ～疾患の特性から考える～	都立精神保健福祉センター 所長 石黒雅浩 氏	38名

ウ 精神保健福祉業務連絡会

八丈町における精神保健福祉の研修と地域関係者の連携強化を行う場として、精神保健福祉業務連絡会を開催している。

令和6年度は2回実施し、精神状態悪化事例の救急対応について、八丈町及び青ヶ島村にて実施した。

(6) 特殊疾病対策

ア 難病巡回相談

昭和59年より東京都難病患者療養支援事業の一環として、年1回、医師、理学療法士又は作業療法士等による巡回相談を実施している。令和6年度は、言語聴覚士により3件の個別相談と講演会を行った。

講演会

対象者	会 場	講演テーマ	講 師	参加 人数
関係機関職員	島しょ保健所 八丈出張所	話すこと・食べることを考える ～言語聴覚療法の基礎知識～	言語聴覚士 宮田睦美 氏	18名

イ 在宅難病患者療養相談事業

地域における在宅難病患者及びその家族に対し、保健師と理学療法士で同行訪問し、相談・訓練・指導など療養支援を行うことにより、患者、家族の療養環境の整備・改善を図っている。令和6年度は4回実施した。

ウ 難病対策協議会 地域関係者連絡会

在宅難病患者に対する療養支援のために関係者との連携を深めるとともに、支援に必要な視点を学ぶために地域関係者連絡会を開催している。令和6年度は、難病等在宅療養者への自然災害対策について、八丈町役場の関係部署職員と協議を行い、課題等を共有し今後も連携し取り組んでいくことを確認した。

3 生活衛生分野

(1) 環境衛生

住民の日常生活に密接な関連を持つ、理・美容所、旅館業、公衆浴場等の施設の許可及び監視指導等、水道施設の監視指導等を行っている。また、観光客が増加する夏季には、旅館業施設、海水浴場、プール等の衛生指導を重点的に実施している。

ア 環境衛生関係施設数

(単位：件)

区分	総数	理容所	美容所	クリーニング所	ヨンクリーニング	コインオペレーシ	公衆浴場	旅館業	興行場	プール	水道施設	小規模貯水槽水道等	温泉利用施設	墓地	特定建築物
施設数	266	9	17	3	3	9	89	2	17	17	32	11	50	7	
監視延数	279	9	27	5	9	14	153	8	20	11	11	11	1	-	

(注) 施設数は令和7年3月31日現在、監視延数は令和6年度実績である。

イ 海水浴場水質検査

保健医療局健康安全部環境保健衛生課による、島内各所にある海水浴場の水質検査に協力している。令和6年度の結果は、全検査箇所で「水質AA」（環境省の水浴場水質判定基準で、水質が特に良好な海水浴場）であった。

ウ レジオネラ属菌等の検査

循環式浴槽等を持つ公衆浴場や旅館、温泉スタンド等において、レジオネラ属菌等の水質検査を実施している。

令和6年度の検査延件数は以下のとおりである。

(単位：件)

項目	公衆浴場	旅館	温泉スタンド	プール
検査延件数 (レジオネラ属菌検査件数)	15 (5)	11 (5)	2 (2)	3 (1)

(2) 食品衛生

飲食によって発生する危害の防止や地域住民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法等に基づく食品関係事業所等（飲食店・食品製造施設・食品販売施設等）の営業許可及び監視指導、食中毒の調査、事業者及び一般住民への食品衛生に関する普及啓発等を実施している。

ア 食中毒

令和6年度、八丈出張所管内での食中毒事件の発生はなかった。

イ 食品衛生関係営業施設数

表1 改正前食品衛生法第52条等に規定する業種

営業の種類	総数	八丈	青ヶ島	監視件数
改正前食品衛生法第52条に規定する業種	152	140	12	184
飲食店営業	109	101	8	117
喫茶店営業	-	-	-	3
菓子製造業	15	14	1	13
アイスクリーム類製造業	1	1	-	3
乳処理業	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-
乳類販売業	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	3
食肉販売業	3	3	-	3
魚介類販売業	5	5	-	4
魚介類競り売り業	1	1	-	1
魚肉練り製品製造業	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	3	3	-	4
清涼飲料水製造業	2	2	-	5
氷雪製造業	2	1	1	2
氷雪販売業	-	-	-	-
酒類製造業	2	2	-	3
豆腐製造業	-	-	-	-
麵類製造業	-	-	-	-
そうざい製造業	5	5	-	13
その他	4	2	2	10
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する施設	1	1	-	2

※ 施設数は令和7年3月31日現在、監視件数は令和6年度実績。

表2 改正後食品衛生法第55条及び57条等に規定する業種

営業の種類	総 数	八丈	青ヶ島	監視件数
改正後食品衛生法第 55 条に規定する業種	259	249	10	357
飲食店営業	177	171	6	191
食肉販売業	7	7	-	22
魚介類販売業	6	6	-	18
乳処理業	1	1	-	10
菓子製造業	26	25	1	44
アイスクリーム類製造業	1	1	-	10
乳製品製造業	1	1	-	10
水産製品製造業	7	7	-	10
氷雪製造業	3	3	-	5
酒類製造業	4	3	1	4
そうざい製造業	13	12	1	19
漬物製造業	5	5	-	8
密封包装食品製造業	4	3	1	2
その他	4	4	-	4
改正後食品衛生法第 57 条に規定する業種	123	110	13	154
魚介類販売業 (包装)	3	3	-	4
食肉販売業 (包装)	5	5	-	6
乳類販売業	15	15	-	27
氷雪販売業	1	1	-	2
野菜果物販売業	12	11	1	7
百貨店、総合スーパー	2	2	-	7
その他食料・飲料販売業	35	34	1	57
農産保存食料品製造・加工業	2	2	-	2
調味料製造・加工業	17	9	8	11
卵選別包装業	5	5	-	2
その他食料品製造・加工業	10	10	-	5
集団給食施設	8	7	1	18
その他	7	6	1	5
公衆衛生に与える影響が少ない営業	1	-	1	1
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する施設	0	0	0	0

※ 本表の内容は令和3年6月1日に施行された改正食品衛生法に基づく許可及び届出業種
施設数は令和7年3月31日現在、監視件数は令和6年度実績

(3) 獣医衛生

狂犬病等動物による危害防止のため、放浪犬の収容及び動物の飼い主に対する指導を実施している。

また、動物の適正な飼養についての普及啓発や動物に関する苦情相談対応を行い、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指している。

この他、八丈町と畜場における畜検査及び衛生指導を実施している。

ア 狂犬病予防・動物愛護管理業務

令和6年度実績

犬の捕獲収容数(匹)	-
犬猫の引取り数(匹)	-
負傷動物収容数(匹)	-
咬傷犬届出数(件)	-
放し飼い等苦情件数(件)	24

イ と畜検査頭数

令和6年度実績

(単位:頭)

総数	-
牛	-
山羊	-

4 その他

(1) 広報

年4回「保健所だより」を発行し、配布については町村役場を通じて各地区の自治会組織の協力を得て行っている。発行部数は、各号5,000部である。

(2) 医務・薬務

ア 医療監視

保健医療局医療政策部医療安全課職員により、町立八丈病院の立入調査を令和6年7月2日に実施した。

保健医療局医療政策部医療安全課職員と保健所合同で、青ヶ島診療所の立入調査を令和6年9月13日に実施した。

イ 薬事監視

保健医療局健康安全部薬務課職員により、令和6年11月11日から13日まで実施した(八丈町のみ)。

5 青ヶ島村について

青ヶ島村は八丈島より南方約70kmに位置する孤島にあり、環境・食品衛生の監視指導は、年2～3回の出張により集中的に実施せざるを得ない。

医療機関として村営診療所が開設されている。緊急重症患者はヘリコプターによる基幹病院への移送により対応している。

平成18年6月より青ヶ島村保健師が未設置となったが、平成19年度は派遣保健師、平成20年度は八丈町に事業委託、平成21年度より非常勤保健師が月5日程度活動した。令和元年度から、事業委託した保健師による活動となっている。村が計画した事業や精神巡回相談等との連携がスムーズに展開できるよう八丈出張所保健師が出張支援している。

また、医療保健政策区市町村包括補助事業「小規模3島連携事業」として平成15年から22年までは、利島、御蔵島、青ヶ島の3村で共通する常勤保健師不在での「健康づくり事業」を創意工夫し情報交換しながら取り組んだ。平成23年度から小規模離島ならではの保健事業についての意見交換を行い、支援を行なった。

令和6年度青ヶ島関連の主な事業実績

4月～6月	◎住民代表者に対する事業説明会 ◎動物の適正飼養の普及啓発 ◎保健・福祉事業の打合せ・個別相談
7月～9月	◎医療監視 ◎給食施設巡回指導 ◎食品・環境衛生関係施設の監視指導及び講習会 ◎保健・福祉事業の打合せ・個別相談
10月～12月	◎島しょ保健所町村連携会議・青ヶ島村幹事会 ◎保健・福祉事業の打合せ・個別相談、精神保健福祉巡回相談、児童福祉連携会議参加 ◎食品・環境衛生関係施設の監視指導
1月～3月	◎保健・福祉事業の打合せ・個別相談、児童福祉連携会議参加

第11 教育

1 概要

東京都教育庁八丈出張所は、昭和23年11月に「東京都教育庁出張所設置等に関する規則」により設置された。事務所を八丈支庁内に置き、管内町村（八丈町・青ヶ島村）教育委員会に対し、教育に関する事務の指導、助言、援助、連絡調整のほか、小中学校の教職員の人事、研修、給与、福利厚生、教職員住宅の維持・管理、社会教育の振興、文化財の保護、学校給食の指導、学校保健に関する事務等を行っている。

2 学校教育

（1）小学校・中学校

管内には、小学校4校（八丈町立3校、青ヶ島村立1校）、中学校4校（八丈町立3校、青ヶ島村立1校）がある。

八丈町は大きく坂上地区（樅立・中之郷・末吉）と坂下地区（三根・大賀郷）に分けられる。少子・高齢化の傾向から、児童・生徒数の減少が続いている、全小・中学校が単学級である。平成19年4月には、樅立小学校と中之郷小学校が統合し、三原小学校が開校した。平成24年度末には末吉小学校が閉校し、平成25年4月より三原小学校に統合された。

青ヶ島村は、全国一人口が少ない自治体である。小・中学校は同一敷地内に施設一体型として設置されている小規模校である。平成9年3月に校舎が新築された。

管内の小学校の創立は明治初期（新設の三原小学校は除く。）、中学校は戦後の教育制度改革後の創立で、それぞれに歴史や伝統があり、知・徳・体の調和の取れた児童・生徒の育成を目指し、地域や学校の特色を生かした教育活動を行っている。

黒潮の流れに育まれた豊かな自然に囲まれた環境の中で、それぞれの島の伝統文化を大切にしながら人々が生活していることや、保護者や地域住民の協力に支えられながら学校教育が進められていることが大きな特徴である。なかでも、小学校の運動会は典型的なもので、地域住民の関心は大変高く、運動会当日は大漁旗が掲げられたり、地域対抗種目が行われたりしてきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年は各校が創意工夫をしながら取り組んでいたが、令和5年度から以前のような地域に開かれた学校行事に戻りつつある。

八丈町立小・中学校では、郷土を愛する児童・生徒の育成に力を注いでおり、島の貴重な文化である八丈方言を知り、広めるためのカリキュラムを作成し、授業研究を行っている。また、食育の充実を通して、心身ともに健康な児童・生徒を育成することや、キャリア教育の一環として地域清掃、高齢者施設訪問等のボランティア活動を通して、奉仕・勤労の精神、態度を培うことを目指している。平成30年度から八丈町の全ての学校で小中一貫型教育が導入され、9年間を見通したカリキュラムが設定され、小・中の交流が行われている。

青ヶ島村立小・中学校では、入学式、卒業式、始業式、終業式、運動会、学芸会、遠足、奉仕活動等の行事のほか、児童会・生徒会活動、伝統文化にふれる為朝凧の制作等、様々な教育活動を小中合同で実施している。また、小・中の教員が協力して学習指導を行うなど、小中併設校であることの利点を生かし、充実した教育を行っている。

（2）高等学校・特別支援学校

管内には、都立八丈高等学校（全日制課程9学級、定時制課程4学級）がある。全日制課程は、普通科及び併合科（園芸科・家政科）を設置しており、普通科の生徒も園芸科・家政科の教育施設を活用して学習できる等の配慮がされている。また、定時制課程は普通科があり、平成15年度より三修制（3年間で卒業できる制度）を取り入れている。島内唯一の高校としての位置付けを明確にし、地域と密接に結び付いた教育の推進を図っている。創立（昭和23年）以来の卒業生は8,669名（令和7年3月末時点）であり、島の内外の様々な分野で活躍している。

令和3年度より、都立青鳥特別支援学校八丈分教室（令和7年度現在2学級）が八丈高校内に設置された。知的障害のある高等部生徒を対象としている。

小中学校の規模等

令和7年5月1日現在（単位：学級、人）

小中	町村別	学校名	創立	学級数	児童・生徒数	教職員数	備考
小学校	八丈町	三根	明治8年	8	165	19	特別支援学級 充当指導主事 1名
		大賀郷	明治10年	6	105	17	特別支援教室巡回拠点校 栄養教諭 1名
		三原	平成19年	6	47	12	
		小計		20	317	48	
	青ヶ島村	青ヶ島	明治7年	3	5	9	栄養士 1名
	計	4校		23	322	57	
中学校	八丈町	富士	昭和22年	3	65	18	特別支援教室巡回拠点校
		大賀郷	昭和29年	5	47	17	特別支援学級
		三原	昭和22年	3	21	14	
		小計		11	133	49	
	青ヶ島村	青ヶ島	昭和22年	2	4	12	校長は小学校長兼務
	計	4校		13	137	61	

※ 教職員数には、臨時の任用教員を含む。

都立八丈高等学校の規模等

令和7年5月1日現在（単位：学級、人）

科別		生徒数	学級数	教職員数	備考
全日制 課程	普通科	101	6	43	
	併合科 (園芸・家政)	10	3		
定時制課程		11	4	8	
計		122	13	51	

都立青島特別支援学校八丈分教室の規模等

令和7年5月1日現在（単位：学級、人）

科別		生徒数	学級数	教職員数	備考
普通科		3	2	8	
計		3	2	8	

(3) 中学校・高等学校・特別支援学校の卒業生進路状況

下表のア及びイで示されるように、高等学校への進学率は97.9%であり、大学（各種学校を含む）等への進学率は56.5%である。なお、高等学校の卒業生は46名（全日制44名、定時制2名）で、卒業生の大半が島外に進路を求めている。特別支援学校の卒業生は2名で、島内を中心に企業への就労や就労継続支援を受けている。

ア 中学校（令和6年度卒業生）

令和7年3月31日現在（単位：人、（ ）内は%）

種 別	高 校 進 学			左記以外の 学校※	就職	その他の 就労	合 計
	全 日 制	定 時 制	特別支援 学校				
八丈町立 3校 青ヶ島村立1校	45 (91.8)	3 (6.1)	-	-	-	1 (2.0)	49

※ 専修学校・各種学校・高等専門学校・公共職業能力開発施設を含む。

イ 高等学校（令和6年度卒業生）

令和7年3月31日現在（単位：人、（ ）内は%）

種 別		大 学 進 学	各 種 進 学	就 職 進 学	就 職	その他の 就労	合 計
全 日 制 課 程	普 通 科	22 (47.8)	2 (4.3)	9 (19.6)	3 (6.5)	2 (4.3)	38
	併合科 (園芸・家政)	2 (4.3)	-	1 (2.2)	2 (4.3)	1 (2.2)	6
定 時 制 課 程		-	-	-	2 (4.3)	-	2
合 計		24 (52.2)	2 (4.3)	10 (21.7)	7 (15.2)	3 (6.5)	46
大 学・各種学校 の計		26 (56.5)					

ウ 特別支援学校（令和6年度卒業生） 令和7年3月31日現在（単位：人、（ ）内は%）

企 業 就 労	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 A型	就 労 継 続 支 援 B型	自 立 訓 練	生 活 介 護	その他の 就労	合 計
1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	-	-	-	2

(4) 学校給食

八丈町では昭和41年9月から給食センターで、青ヶ島村では同年10月から学校内の調理場で、それぞれ完全給食が実施されている。郷土料理を積極的に取り入れ、地場産物の利用促進を図るなど献立内容の充実に努めている。

八丈町給食センターは、平成5年4月に新築され、平成21年4月には調理・配達業務委託が開始された。

青ヶ島小・中学校は、学校給食を通して、児童生徒の健康づくり、好ましい人間関係や望ましい食習慣、健全な情操の育成に大きな役割を果たしたことが評価され、平成元年度東京都学校給食優良校の表彰を受けた。また、その実績が認められ、平成3年度には文部省学校給食優良校の表彰を受けた。平成9年3月に新校舎が完成し、近代的な給食設備が導入され献立の多様化に努めている。

教育庁八丈出張所は学校給食運営支援として、各給食施設の衛生管理や献立作成等の給食運営全般について指導・助言を行っている。また、管内町村教育委員会と連携した食育推進の取組や、管内の栄養士に対する専門的分野についての研修を行っている。

【令和6年度給食実績】

給食状況

	八丈町	青ヶ島村
1日給食数	603食	26食
米飯給食(週)	3.5回	2.9回

保護者負担月額平均給食費

区分	八丈町	青ヶ島村
小学校低学年	—*1	4,010円*2
小学校中学年	—*1	4,190円*2
小学校高学年	—*1	4,360円*2
中学生	—*1	4,710円*2

* 八丈町と青ヶ島村で給食実施回数、支払い回数が異なるため単純に比較はできない。

*1 八丈町は給食費無償化のため記載無し。

*2 青ヶ島村は令和6年度7月より給食費無償化のため、4月から6月の保護者負担月額平均給食費を記載。

(5) 学校保健

学校保健統計調査は小・中学校の児童・生徒の発育状態を把握するために、昭和36年以降毎年実施されている。

下記の表は、令和6年度調査の八丈管内分の結果を、全国の結果と比較したものである。

令和6年度公立学校児童生徒の発育

男子

区分		身長(cm)			体重(kg)		
校種	年齢	全国	都	八丈	全国	都	八丈
小学校	6	116.7	117.0	118.8	21.4	21.4	23.5
	7	122.6	123.1	123.0	24.2	24.3	25.4
	8	128.5	128.9	128.8	27.6	27.7	29.0
	9	134.0	134.4	134.6	31.2	31.3	32.9
	10	139.7	140.1	139.6	35.2	35.3	34.8
	11	146.0	146.6	145.5	39.6	39.8	39.4
中学校	12	154.0	154.3	155.5	45.3	45.5	44.5
	13	161.1	161.7	162.4	50.5	50.7	50.9
	14	166.1	166.9	165.9	55.0	55.4	53.8

女子

区分		身長(cm)			体重(kg)		
校種	年齢	全国	都	八丈	全国	都	八丈
小学校	6	115.8	115.9	115.4	21.0	20.9	20.6
	7	121.8	122.0	121.3	23.7	23.6	23.6
	8	127.7	128.0	128.4	26.9	26.8	28.5
	9	134.1	134.2	133.3	30.5	30.4	29.7
	10	141.1	141.3	142.5	35.0	35.0	38.2
	11	147.8	147.9	146.4	40.1	39.8	40.5
中学校	12	152.3	152.8	154.2	44.4	44.2	43.9
	13	155.0	155.5	154.8	47.5	47.3	46.8
	14	156.4	157.0	156.4	49.6	49.2	48.4

(6) 教職員住宅

教職員住宅は、島外から赴任してきた小・中・高等学校の教職員及び出張所の職員が、安心して職務に専念できるよう設置されている。八丈管内の教職員住宅は、高温多湿な気候や塩害などの影響により劣化が著しいため、軽微な修繕・工事により住宅を維持・管理している。一方で、大規模な改修や新築等の島内入札は不調が続き、計画が進んでいない現状もある。

令和7年5月1日現在

町 村 別	住 宅 名	棟・戸数	建築年月
八 丈 町	三根住宅	1棟 16戸	昭和58. 10
	三根第二住宅	1棟 12戸	平成 3. 1
	大賀郷第一住宅	1棟 8戸	昭和61. 8
	大賀郷第二住宅	1棟 20戸	昭和53. 4
	大賀郷第三住宅	3棟 24戸	平成 7. 3
	櫻立住宅	3棟 16戸	平成 2. 2
	櫻立第二住宅	2棟 32戸	平成10. 4
	中之郷第二住宅	2棟 12戸	平成 4. 1
	末吉第二住宅	1棟 8戸	昭和63. 12
	小 計	15棟 148戸	
青ヶ島村	松山住宅	2棟 6戸	平成14. 4
	下里住宅	2棟 8戸	昭和62. 11
	中里住宅	2棟 8戸	平成 8. 3
	小 計	6棟 22戸	
合 計		21棟 170戸	

3 社会教育

八丈出張所では社会教育指導員を1名配置し、八丈町・青ヶ島村の社会教育の振興、文化財保護に取り組んでいる。

生涯学習や社会教育活動に関する情報収集に努め、管内教育委員会の支援等を行っている。

4 八丈管内指定文化財一覧

(1) 国指定文化財

指定区分	名称	生息地・所在地	指定年月日
特別天然記念物	アホウドリ	地域を定めず	昭和33年4月25日
			特)昭和37年4月19日
天然記念物	鳥島	東京都鳥島	昭和40年5月10日
	ヘゴ自生北限地帯	八丈町鴨川山・成沢山・ナン沢・外	大正15年10月27日
	オカヤドカリ	地域を定めず	昭和45年11月12日
	カラスバト		昭和46年5月19日
	アカコッコ		昭和50年2月13日
	イイジマムシクイ		昭和50年6月26日
	カンムリウミスズメ		昭和50年6月26日

※ 国指定天然記念物に指定されていて、八丈管内に生息している種

(2) 国登録有形文化財

指定区分	名称	所在地	指定年月日	参照頁
建 造 物	八丈島歴史民俗資料館 (旧八丈支庁庁舎)	八丈町大賀郷	平成11年7月8日	P. 124
	旧八丈支庁庁舎新館 (八丈島歴史民俗資料館新館)	八丈町大賀郷	令和3年2月4日	P. 124

(3) 東京都指定無形民俗文化財

指定区分	名称	伝承地	指定年月日	参照頁
民 俗 芸 能	八丈島の民謡	八丈町	昭和27年11月3日	P. 124～
	樅立の手踊	八丈町樅立	昭和35年2月13日	125
	樅立の場踊	八丈町樅立	昭和35年2月13日	P. 125
	青ヶ島の島踊り	青ヶ島村	平成23年6月9日	

(4) 東京都指定有形文化財

指定区分	名称	所在地	指定年月日	参照頁
建 造 物	高倉（十二脚倉）	八丈町末吉	昭和58年5月6日	—
	高倉（六脚倉）	八丈町大賀郷	昭和59年3月22日	P. 125
彫 刻	木造釈迦如来坐像	八丈町大賀郷 宗福寺	昭和35年2月13日	P. 125～ 126
	木造誕生釈迦仏立像		昭和35年2月13日	
	木造應聲靈感坐像 ・木造春嘗常念（靈感弟）坐像		昭和35年2月13日	
	・木造清雲信女（靈感妹）坐像		昭和35年2月13日	
	・木造清嘗遍雲信女（哲心母）坐像		昭和35年2月13日	
	木造大日如来（胎藏界）坐像		昭和35年2月13日	P. 126
	木造女神坐像	八丈町大賀郷 優婆夷宝明神社	昭和35年2月13日	—
工 芸 品	黄八丈阿弥陀名号軸	八丈町大賀郷 宗福寺	昭和35年2月13日	P. 126
	銅鉦鼓	八丈町中之郷	昭和35年2月13日	—
考 古 資 料	八丈島内出土磨製石斧	八丈町大賀郷	昭和58年5月6日	P. 126
	八丈島湯浜遺跡出土品	八丈町大賀郷	昭和60年3月18日	
古 文 書	八丈島民政資料	都公文書館・八丈支庁	昭和35年2月13日	P. 127
	八丈島民政資料	都公文書館・八丈町	昭和35年2月13日	P. 127
	八丈島民政資料	都公文書館	昭和35年2月13日	—
	八丈島西山卜神居記碑	八丈町三根	昭和35年2月13日	P. 127
歴 史 資 料	八丈島甘藷由来碑	八丈町大賀郷 馬路墓地	昭和35年2月13日	P. 127
	木造南蛮風羅漢坐像	八丈町大賀郷	昭和35年2月13日	P. 128
	銅板源為朝神像	八丈町大賀郷	昭和35年2月13日	P. 128
	紙本着色佐々木次郎太夫伊信 肖像并伝	青ヶ島村役場	昭和49年8月1日	P. 128

(5) 東京都指定 史跡

指定区分	名称	所在地	指定年月日	参照頁
史 跡	梅辻規清墓	八丈町中之郷	昭和2年3月標識	P. 128～129
	佐々木次郎太夫伊信墓	青ヶ島村 休戸郷	昭和49年8月1日	P. 129
	八重根のメットウ井戸	八丈町大賀郷	昭和55年2月21日	P. 129
	八丈島湯浜遺跡	八丈町櫻立	昭和58年5月6日	P. 129

(6) 東京都指定 旧跡

指定区分	名称	所在地	指定年月日	参照頁
旧 跡	八丈島役所跡	八丈町大賀郷	昭和2年3月標識	—
	近藤守真墓	八丈町三根開善院墓地	昭和2年3月標識	P. 129～130
	宇喜多秀家墓	八丈町大賀郷	昭和35年2月13日	P. 130

(7) 町指定 町重宝

指定区分	名称	所在地	指定年月日
工芸	古瀬戸四耳壺	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	智玄和尚肖像	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	永見大藏火を取る玉水を取る玉	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	三島神社銅板縁起	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	伝祐天書名号軸	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	古瀬戸鉄釉こま犬	八丈町大賀郷	昭和54年6月14日
	八反掛帯織機	八丈町末吉	昭和63年4月11日
彫刻	木造积迦如来坐像	八丈町中之郷	平成20年4月14日
典籍	豊嘗帳	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	数術初入	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	八丈島御織物御勘定目録	八丈町大賀郷	平成3年1月11日
考古資料	八丈島出土石器	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日

(8) 町指定 町技芸

指定区分	名称	所在地	指定年月日
工芸	亀田鵬斎墨蹟	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	木彫欄間	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	木彫対聯	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	源為朝三社神木額	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	伝近藤富蔵筆屏風	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	顕察遺墨	八丈町大賀郷 宗福寺	昭和51年5月11日
	松竹梅墨画対幅	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	ヴィクトリア銘洋鐘	八丈町中之郷	昭和51年5月11日
	伝日蓮真筆名号軸	八丈町末吉	昭和51年5月11日
	平川親義遺墨	八丈町末吉	平成1年12月13日

(9) 町指定 郷土資料

指定区分	名称	所在地	指定年月日
町郷土資料	一字一石供養塔	八丈町三根 開善院	昭和51年5月11日
	御赦免花の祖 慈運法印の碑	八丈町大賀郷 宗福寺	昭和51年5月11日
	浮田半平功労碑	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	不受不施僧の墓	八丈町櫻立	昭和51年5月11日
	庚申塔	八丈町櫻立	昭和51年5月11日
	餓死者冥福の碑	八丈町中之郷	昭和51年5月11日
	中之郷櫻立村境碑	八丈町大賀郷	昭和51年5月11日
	末吉水碑	八丈町末吉	昭和51年5月11日
	石樋普請成就摩崖碑並びに道陸神碑	八丈町大賀郷	昭和53年6月12日
	不動明王石像	八丈町三根	昭和55年3月18日
	中之郷三島神社石宮	八丈町中之郷	昭和55年11月11日
	キリシタン灯籠	八丈町大賀郷 優婆夷宝明神社	昭和55年11月11日
	三根川向の庚申塔	八丈町三根	昭和55年11月11日
	銅製鉦鼓	八丈町中之郷	昭和63年4月11日
	鳥島罹災者招魂碑	八丈町大賀郷	平成2年2月20日
	為朝神社石宮	八丈町中之郷	平成8年6月13日
	石製くりぬき水槽	八丈町大賀郷	平成8年6月13日

(10) 町指定 町史跡

指定区分	名称	所在地	指定年月日
町史跡	尾越の水汲場	八丈町末吉	昭和51年5月11日

(11) 町指定 町旧跡

指定区分	名称	所在地	指定年月日
町旧跡	丹娜婆の墓	八丈町末吉	昭和51年5月11日

(12) 町指定 町天然記念物

指定区分	名称	所在地	指定年月日
町天然記念物	しんのうやし雌雄原株	八丈町中之郷	昭和51年5月11日
	楊梅ヶ原の大シイ	八丈町大賀郷	昭和58年11月14日
	銀木犀下のタブノキ	八丈町大賀郷	昭和58年11月14日
	川向のオガタマノキ	八丈町三根	昭和58年11月14日
	八丈富士浅間神社のヤマグルマ	八丈富士	昭和58年11月14日
	大里のビロウ古株	八丈町大賀郷	昭和58年11月14日
	こん沢林道甌穴群	八丈町末吉	平成28年7月11日

(13) 村指定 有形文化財

指定区分	名称	所在地	指定年月日
古文書	旧名主・佐々木家文書	青ヶ島村役場	令和6年8月30日

(14) 村指定 村天然記念物

指定区分	名称	所在地	指定年月日
村天然記念物	サクユリ	青ヶ島村	令和5年11月12日
	オオタニワタリ	青ヶ島村	令和6年8月30日

5 国登録・都指定文化財解説

(1) 国登録有形文化財

ア 八丈島歴史民俗資料館（旧八丈支庁庁舎）

八丈島歴史民俗資料館は、昭和14年（1939）八丈支庁庁舎としてこの場所に建てられた木造建造物です。昭和46年八丈支庁が移転するに当たって、この建物は八丈町の管理の下、八丈島の歴史・民俗・文化に関する史料や、考古資料を展示し活用する施設として整備されました。

建物の構造は、木造平屋建で正面の景観は幅約12m、5～6段の階段を登ると両脇には煉瓦（れんが）造の門柱を構え、両側に細長い建物がバランス良く配置された西洋を思わせる景観でした。

八丈島は、黒潮本流（黒瀬川）の外側の高温多湿な亜熱帯気候にあります。この建物は、こうした湿気を調節するため一切釘を使わず、また通気性を考慮した構造の壁板が特徴になっています。

八丈島歴史民俗資料館は昭和50年に開館し、年間数万人の観光客が訪れ、八丈島の歴史、民俗を学習する生きた施設として活動しています。縄文時代の著名な倉輪遺跡出土品もこの史料館に展示している。館内には、都指定の文化財も多数展示しています。

*現在は改修工事中で、令和7年10月1日リニューアルオープン予定です。

移転先であった八丈支庁展示ホールは令和6年11月を以て閉館しました。

イ 旧八丈支庁庁舎新館（八丈島歴史民俗資料館新館）

本館とともに昭和46年（1971）の東京都八丈支庁移転まで庁舎として使用され、昭和50年以降は八丈島の歴史民俗資料館として活用されてきた建物です。新館の建設は本館建設から4年後の昭和18年（1943）に東京府から都への体制の変更に伴い、庁舎の拡大を目的として建設されました。建物の設計・施工者は、棟木に打たれた幣串墨書から本館建設時とは異なることが判明しています。

建物配置は敷地の南側に、北面する東西に長いH字形平面の本館が建てられており、新館は本館西棟の北側に接続して建てられたため、全体としてL字形の平面配置となっています。新館には、本館から続く片廊下に繋がる形で東側に片廊下、西側に会議室等の居室を設けています。居室の内、会議室は後に区切って2室とし、執務室として使用されていました。

建物外観は本館と意匠を合わせ南京下見板張の洋風意匠として統一が図られています。内部は主に大空間の会議室として設計されたため、小屋組に木造のキングポスト・トラスを採用した大架構が特徴です。外観の意匠や平面構成は本館を踏襲するものの、基礎の構造や天井の仕様などにおいて本館との違いも認められ、本館に比して簡易な構造・意匠が採用されていることから、合理化が図られたものと考えられます。

現在までに、屋根の葺き替え（波型亜鉛葺の屋根からアスファルトシングル葺へ）や会議室の改修、一部建具の新設など変更が行われているものの、他には大きな改変はなく、建築当初の姿を留める建物です。新館は、本館とともに都内に現存する数少ない木造庁舎建築であり、八丈島の近代化を支えた戦前に遡る歴史的建造物です。

(2) 東京都指定無形民俗文化財

ア 八丈島の民謡（ショメ節、太鼓節、春山節）

ショメ節は八丈節とも呼ばれ、盆踊や宴会の余興で唄われています。太鼓節は八丈太鼓に合わせ

て歌われ、宴会など人が集まった時に歌われます。春山節は養蚕が盛んだった頃、桑摘みをしながら口ずさまれていました。

イ 横立の手踊

江戸時代の流人や漂流者などが伝えた各地の盆踊を継り合せたものです。陰暦の盆（8月15日）と月見（9月13日）に、場踊の後に踊ります。1列か2列で前後に動いたり回ったりしながら手拍子を打ち、歌に合わせて囃子言葉を唱えリズミカルに踊ります。

ウ 横立の場踊

元来は虫祭として、陰暦の盆（9月15日）と月見（9月13日）に集落の広場で踊られたもので、「婆踊」とも書かれました。現在は盆に踊られています。その場を巡る踊りで、手踊にくらべてテンポが非常に悠長であり、雅趣に富み、奥行きの深い、味わい豊かな踊りです。

エ 青ヶ島の島踊り

本土から隔絶された地理的環境の中で、青ヶ島独自の形に変化しながら伝承してきました。踊りは短いパターンの繰り返しです。掛け声より「シチャシチャ」踊りともいわれています。ヤトン節、ショメ節、人里離れた池の沢、豊年祝い歌などが伝えられています。

（3） 東京都指定有形文化財（建造物）

高倉（六脚倉）

八丈島では多雨湿潤の風土条件と鼠害から収穫物を守るため、高倉が一般的に建てられました。この高倉は、建築様式から江戸末期頃に建てられたと推察されます。地盤からおよそ1.3mの位置に高床を組み、床下は柱のみ、床上は縦板壁で囲み閉鎖的な貯蔵施設とする、いわゆる高倉の形式で、屋根は茅葺です。柱は、桁行に3本、梁間に2本の計6本と、十二脚倉に比べると一回り小さいが、柱に床用の桁と梁を差し込んで構造材を固定する工法と、柱から四方に張り出した片持梁の構造は同じで、高床式の特徴がよく出ています。学術的にも価値が高く、八丈島の生活様式を知る上で貴重な建物です。平成20年度に八丈島歴史民俗資料館へ移築されました。

（4） 東京都指定有形文化財（彫刻）

ア 木造釈迦如来坐像 民部作

飯峰山天松院宗福寺は、承元2年（1208）に源為朝の次男である次郎為宗が、父の冥福を祈願して創建したと伝えられています。永禄年間（1558-70）禪宗から浄土宗に改宗し、昭和6年（1931）に現在地に移転しました。住職は代々源為朝の子孫が相続しています。

この木造釈迦如来坐像は、菊池民部が八丈島流罪中（1698年流罪、1709年赦免）の元禄13年（1700）に彫刻したものです。以来、宗福寺に安置されています。仏体は、檜材で古色風に黒色を呈しており、像高は51.6cmあります。右手を施無畏印、左手を与願印に結んでいます（この姿は、釈尊が説法している時の姿を伝えるものといわれています）。胎内には、造立願文や造立記など3枚の木札が納められています。

イ 木造誕生釈迦仏立像 民部作

菊池民部在島6年目の宝永2年（1705）に制作された誕生釈迦像です。檜材の一木造で、像の高さは27.8cmあります。上半身は裸形で、下半身に裙衣を着け、右手を上げ、左手を下げています。背面に「理観院妙玄比丘尼 宝永元年甲申歳四月八日於江府往生 同二年乙酉当一週忌為母八丈島ニテ彫刻之 江府大仏師菊池民部」とあって、江戸に残してきた母が死亡したことを知り、母の一週忌に当たって制作したと記されています。

菊池民部は、運慶第25代と自称する元禄時代の仏師で、江戸本石町四丁目に住んで、英一蝶とも交流があり、画家としても相当な技量があったと言われています。元禄11年（1698）幕府の忌諱に触れて英一蝶は三宅島に、民部は八丈島に配流となりましたが、宝永6年（1709）の赦免後は、紅葉山御用仏師として御細工所支配となりました。民部が彫刻造立した優れた作品は、ほとんどが宗福寺に遺されています。

ウ 木造応眞感坐像 民部作

- ・木造春眞常念（靈感弟）坐像
- ・木造清雲信女（靈感妹）坐像
- ・木造清眞遁雲信女（哲心母）坐像

木造応眞感坐像は、元禄 12 年（1699）に菊池民部によって造されました。宗福寺中興瑞翁宗的から第 10 世に当たる靈感和尚の像です。春眞は靈感の弟、清雲は妹、遁雲は宗福寺に靈感を継いだ哲心の母です。この 3 体の像については、恐らく元禄の頃に民部が造ったものと考えられます。4 体とも造立時から宗福寺に安置されていたものと思われます。

靈感と春眞の像は通行の僧形、清雲の像は唇をやや開き、その表情は微かに笑っているかのように見えます。遁雲の像は唇をわずかに開いた称名（仏の名号を唱えること）の相です。4 体とも 30cm に満たない小さな像ですが、良く整った姿をしており、その細技刀法は細やかで穩やかなものです。

エ 木造大日如来（胎蔵界）坐像

宗福寺に現存する最古の仏像で、檜材を用いた寄木造、像高は 62.0cm、膝張は 45.2cm です。3 枚ある胎内木札の中の一つ「木札民部修理記」には、「大日如来安阿弥之御作 元禄十三年辰四月十九日 修覆仏工云々」とあり、仏師菊池民部はこれを安阿弥の作品で、元禄 13 年（1700）に修理したと記しています。安阿弥とは、鎌倉時代前期の仏師快慶のことです。民部はこの大日如来坐像を快慶の作であるとしましたが、昭和 33 年（1958）の東京都文化財総合調査報告では、快慶の作ではないが、鎌倉時代の作品で、快慶風の作品であることに誤りはなく、あらためて民部の眼力を評価しています。

大日如来は、密教において最高の仏格を持っており、その信仰は、空海が中国から密教を伝えた 9 世紀初期から始まります。胎蔵界の大日如来像は、両手を膝の上に置き、腹の前で法界定印を結んでいます。

（5） 東京都指定有形文化財（工芸品）

黄八丈阿弥陀名号軸

八丈島では田畠の税の代わりとして織物を納めてきました。この独特の織りと染めの織物は「黄八丈」と称され、当時から八丈島を代表する産物です。元々は、八丈絹あるいは八丈（嶋）織などと呼ばれていたようです。この八丈島の伝統的な染色技術によって、樺染めの平地に「南無阿弥陀佛」と六字名号を大きく織り出したこの名号軸は、八丈織の高度な技術を代表する秀作です。名号軸は、掛物の本紙に当たる部分で、長さ 158.4cm、幅 34.6cm で、左下に「享保十四己酉天菊池武喬妻織焉」と奥書が織り出されています。

八丈島で、織部として織姫や織戸の指導的立場にあった菊池武喬（たけたか）の死を弔って、武喬の妻が享保 14 年（1729）に織ったことがわかる貴重なものです。名号の書体については、八丈島三根高橋整（オサム）家所蔵の伝天佑（1637～1718 増上寺住持）の書をモデルにしています。なお、名号軸の表装裂は、名号軸よりも後世に織り上げ縫合されたものと推測され、名号軸の保護のため、現在は分離保管しています。

（6） 東京都指定有形文化財（考古資料）

ア 八丈島内出土磨製石斧

八丈島から発見される先史時代の石斧類は木材を加工するための工具類だったと推測されています。特に丸ノミ状の刃部を持つ円筒形の石斧は、丸木舟の製作に使用されたものと考えられています。伊豆諸島南部に位置する八丈島には、本土の先史文化とは異質の文化が存在していました。特異な形態の磨製石斧類をもつ文化で、年代的には縄文時代に併行しています。南九州の縄文時代草創期・早期の遺跡から出土する円筒石斧は、八丈島の石斧と類似しています。日本列島よりも南に起源をもつ磨製石斧が、黒潮を北上し南九州や八丈島に到達したものと考えられています。

イ 八丈島湯浜遺跡出土品

湯浜遺跡は八丈町櫻立に所在し、東山山麓の海岸に面した台地上に立地しています。昭和 37 年（1962）に遺物が採集されたことを発端に、これまでに 3 回の発掘調査が行われました。発見され

た遺構は堅穴住居跡3軒と屋外炉2基。遺物には、底が丸い土器、各種の石斧、そして多数の石器類などがあります。

放射性炭素年代測定により、湯浜遺跡には約6,500～7,000年前という年代が与えされました。この年代は、本土の縄文時代の早期中頃に相当しますが、遺物は縄文文化とはやや異なっています。湯浜遺跡に認められた文化の起源については、現在も議論が続いています。

(7) 東京都指定有形文化財（古文書）

ア 八丈島民政資料（東京都所有）

旧八丈島役所に伝えられた文献資料で105冊からなります。年代は主として江戸時代末期から明治初年のものが多くなっています。八丈島に関する編纂物及び流人に関する記録類・達書・伺書等です。流人関係が質量共に豊富ですが、他に「八丈実記」「八丈島年暦」「八丈島小島青ヶ島大概帖」等が含まれます。

本資料は、八丈島の民政に関してまとめた資料であり、町役場及び長戸路氏所有の古文書と密接な補完関係にあります。近世以降における八丈島の歴史の全貌、また離島村落の実態を把握する上で重要な史料群です。

イ 八丈島民政資料（八丈町所有）

八丈島の旧5ヶ村、三根・大賀郷・樅立・中之郷・末吉の各村役場に伝えられた文献資料で、501冊と4鉢からなります。年代は、主として江戸時代末期から明治期のものが多くなっています。

内容は、八丈島の田畠反別名寄や、御用留、村費勘定帳、地図、戸籍等です。天明6年（1786）9月の三根村「入会山出入内済取替証文控」が最も古いものです。他に、黄八丈の織見本である「永鑑帳」も含まれています。

本資料は、八丈島の民政に関してまとめた資料であり、町役場及び長戸路氏所有の古文書と密接な補完関係にある。近世以降における八丈島の歴史の全貌、また離島村落の実態を把握する上で重要な史料群です。

ウ 八丈島西山ト神居記碑

食糧を確保するために島の自然を開発しなければならない伊豆代官羽倉外記（簡堂）が、天保5年（1834）に建立したものです。碑文によると、その大意は次のとおりです。

八丈島は南海の絶島であり、気候はいたって不順です。元乗山と手石山の間に海神が住むといわれ、神止山と呼ばれています。文化年間（1804-18）に島民の高橋与一がこの山を開拓し、多くの島民の食糧難を救いました。その後天候不順が続いたので、人々は神の住む所がなくなったからだと恐れ、開墾を止めてしまいました。羽倉は、神が愛するのは民であって山ではない、と開墾を続けさせました。一方で島民の気持ちを察して、西山の良い場所に神を移させました。そして、もし神罰があるなら自分一人が受ける、と記しています。

碑石は、灰色の硬質自然石の表面を入念に研磨して碑文を刻んでいます。碑石表面に縦89cm、横43cmの細い単劃を設け、その中に碑文を記しています。文字は楷書で、台石は黒色粗面の自然石である。総高156cm（碑石121cm、台石35cm）、碑石幅cm76、台石幅142cm、碑石厚19cm、台石奥行54cmである。書家は市河米庵（1779-1858）、刻者は広群鶴（?-1917）で、昭和22～24年（1947-49）頃、北方約200mの地から現地へ移建しました。

(8) 東京都指定有形文化財（歴史資料）

ア 八丈島甘藷由来碑

八丈島における甘藷の由来を記したものです。慶応4年（1868）、菊池右馬之助が建立しました。碑文によると、右馬之助の2代前の秀右衛門が文化8年（1811）に、新島より「赤さつま芋種」を持参して作り始めました。さらに文政5年（1822）には、菊池小源太が「ほんす種」を植えたと言われています。

『八丈実記』にも「大賀郷名主菊池秀右衛門武昌、文化八辛未年新島より赤さつま芋の種を得て八丈に弘む。伴小源太、同九壬申年（文政5年の誤り）ハンスと云さつま芋種持来る。しばらく風土にあわず。四十年の後、五ヶ村、小島、青ヶ島にまで繁茂し、初めて島開闢以来の患をわざれる。八丈島の大隱徳誰か及ぶべき」とあります。郷土開発の貴重な資料として注目されています。

方形の自然石を用い、台石はなく直接地面に立っています。正面及び向かって左側面に刻文があり高さは地表上約100cm、幅は上部が73cm、下部92cm、厚さは32～46cmです。

イ 木造南蛮風羅漢坐像

海中より出現したとも伝えられていますが、恐らくは中国から伝來したか、漂着したものと考えられます。『八丈実記』の釈迦堂の記述部分に「堂内に唐作の達磨大士あり、珍異の靈像なり。嶋奉行上野喜左衛門森清、元禄七年海中出現をここに安置せし歟」とあります。著者近藤富蔵が羅漢と達磨を間違えたのか、あるいは別の像についての記述なのか定かではありません。

本像は一木造、通肩にまとった法衣の上に西欧風のマントを羽織っています。『支那文化史跡解説』巻三によると、洋装の羅漢像は広東華林寺・杭州梵天寺・楊州天寧寺にあり、日本の長崎崇福寺・盛岡報恩寺などにも存するといいます。法衣及びマントの裾は台座に垂れています。眉を寄せて目を見張り、口は堅く閉じ、頬及び後頭部は横にやや深く溝をなしています。総体黒漆の上に朱漆をかけ、衣紋の一部に金箔が残っています。像高24.5cm、膝張15.5cm、座奥14.0cm、台座高12.5cmです。作者は不明ですが、明代に製作されたものではないかと考えられます。『伊豆七島志』にも記述があります。

ウ 銅板源為朝神像

慶長7年（1602）、為朝信仰のために造られました。正徳元年（1711）將軍家疱瘡治癒祈願のため江戸に招来され、その後度々江戸で開帳されました。昭和46年（1971）まで、八丈小島の為朝神社に奉納されていました。

源為朝は平安末の武将です。保元の乱（1156）で父源為義と崇徳上皇につき、後白河天皇側の兄源義朝や平清盛と対立しました。平氏を撃退するも義朝に敗れ、為義は処刑されました。為朝は武芸の才により死を免れ、伊豆大島に流されました。後に為朝は近隣の島を征服して勢力を拡大したため、伊豆国領主狩野茂光に攻められ自害しました。この時為朝は大島を脱出して八丈に渡り最後は八丈小島で討たれたとの伝説があります。

鋳銅製の長方形で、上部に鈕が2つあります。縦17.9cm、横23.8cm、厚さ0.35cm。衣冠束帶姿で太刀を佩き、座して合掌する姿が浮彫りされています。その右に弓1張と1番の矢を陽鋲し、左右両端に陰刻文があります。右の銘文は「奉造立意趣者一切所願皆令満足祈念所也」、左は「慶長七季壬寅八月吉日 京都二条宝町而作之 奥山縫殿助」。奉納者の奥山縫殿助は当時の代官です。製作技法は精巧とはいえませんが、江戸初期の伊豆諸島における為朝信仰を物語る資料として重要です。

エ 紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝

青ヶ島は天明5年（1785）に大噴火を起こし、生き残った全島民が八丈島に避難して無人島となりました。以後50年の歳月を費やし、幾多の苦難を乗り越えて還住を成功させたのが佐々木次郎太夫です。

次郎太夫は明和4年（1767）に青ヶ島で生まれました。八丈島避難後の文化14年（1817）に、50歳で青ヶ島の名主となります。周到な準備と長年の努力により、文政7年（1824）に全島民の還住を成功させました。さらに天保6年（1835）には、年貢を納めることが出来る程の復興を遂げました。公費補助に頼らず島を再開発した功績により、一代限りの苗字を許されます。嘉永5年（1852）、86歳で没します。

彼の業績を記した本資料は、安政4年（1857）の作です。鳥の子紙で、縦85.7cm、横48.5cm。上部に近藤富蔵文、相沢匡倫書の次郎太夫伝を27行に書いています。下部には羽太重固筆の彩色画像を配しています。黒い衣服に袴（かみしも）をつけ向かって斜左向に坐し、白髪を丁髷に結ぶ中老の容貌。左手は五指を延ばし左膝上に、右手は右腿上で半開きの白扇を持ちます。製作以来、青ヶ島名主宅にあったと思われます。天明の噴火により無人島となった青ヶ島の、還住と再開発を完遂した名主の肖像及び伝記として重要です。

（9） 東京都指定有形文化財（史跡）

ア 梅辻規清墓

梅辻（賀茂）規清は、江戸時代末期の神道思想家で鳥伝（うでん）神道の開祖です。寛政10年（1798）山城上賀茂神社の社家に生まれました。神学、国学、天文、暦数に精通し、陽明学、

禅学などの知識も豊富にもっていました。また好んで諸国を遍歴しました。この遍歴における宗教体験と神道信仰、さらに陽明学、禅学の思想を探り入れて確立したのが鳥伝神道です。弘化3年（1846）江戸下谷池の端仲町に居を構え、ここを瑞鳥園と名づけて神道教法の本社として広く庶民を教化しました。門弟信者数は数千人に及んだといいます。幕府はその活発な布教活動を恐れて規清を投獄、弘化4年（1847）八丈島に配流しました。規清は、中之郷の山下鎗十郎宅に寓して100冊もの教書を著したといわれ、島民の子弟の教育にも尽力しました。文久元年（1861）7月21日、64歳で没しました。著書に、『日本書紀常世長鳴鳥（とこよのながなきどり）』、『鳥伝神道大意』、『陰陽外伝磐戸開』、『根国史内篇』、『古事記鰐廻鈴形（わにのすずがた）』などがあります。墓石は自然石を利用しておらず、埋葬当時のものと思われています。

イ 佐々木次郎太夫伊信墓

佐々木次郎太夫は、明和4年（1767）4月8日青ヶ島に生まれました。文化14年（1817）5月50歳で青ヶ島の名主となった次郎太夫は、天明の大噴火（1783-85）によって無人島となった青ヶ島に、幾多の苦難を乗り越え、天保6年（1835）全島民の還住を成功させた功労者です。公費補助に頼らずに再開発に成功した功績により、天保15年7月26日一代限りの苗字を許され、白銀10枚を賜りました。次郎太夫は、嘉永5年（1852）4月11日86歳で死去しました。法名を、松蓮院音誉智山居士といい、墓所は塔ノ坂墓地の佐々木家墓所にあります。

墓石は没後間もなく建てられたものと思われます。総高158.2cmを測り、三段の台石に角柱の棹石を乗せ、墓石正面に「中興開山之塔」、右側面に「中興名主 俗名 十七代 佐々木次郎太夫源伊信」、左側面に「干時嘉永五年 壬子四月十一日」とあります。

青ヶ島の再開発に成功した功労者の墓であり、島の歴史を語る上で重要です。

ウ 八重根のメットウ井戸

西山（八丈富士）溶岩流が造った裾野の末端部に掘られた、螺旋形を呈する井戸で、八重根港の北側の町道脇の山側にあります。上部は径約20m、下部は径約6～8mで、深さは約8m。底部は土砂の流入で埋没して確認できませんが、中央部はさらに約5m円筒状に掘り込まれているといわれています。

この井戸は、明治の初期に掘られたと伝えられていますが、石碑の銘文から明治13年（1880）頃に造られたと推定されています。井戸の水は飲料水のほか、畜産・養蚕・酒造など産業用水としても利用されました。この井戸は、この地区に水道が敷設されるようになった戦後まで使われていました。「メットウ」とは、八丈の方言で「ギンタカハマ」という海産貝類を指し、道が螺旋を描いて下っている様子から「メットウ井戸」と呼ばれるようになったようです。

ラセン形の井戸としては比較的大規模で旧態を保っており、水源の少ない地域における集落の発展と密接にかかわることから、とても重要です。なお、石碑2基が追加で指定されました。

エ 八丈島湯浜遺跡

昭和37年、整地工事を行った際に大形の磨製石斧が採集され、遺跡の存在が知られるところとなりました。これを契機としてその後都や町を中心に数回にわたる発掘調査が行われ、2軒の竪穴住居跡が検出され、無文尖底土器、局部磨製石斧、打製石斧、石皿、磨石など多数の遺物が出土しました。これら出土遺物の、本州島とは異なる特異性も指摘されています。

湯浜遺跡には縄文土器が伴わないので本州島との年代的関係は不明。しかし縄文時代前期末～中期初頭の土器を出土した隣接の倉輪遺跡に堆積していた火山灰層と比較すると、湯浜遺跡の文化層はそれより下層であると判断されるので、倉輪遺跡の年代より古い時期に遡ることが確認できます。

湯浜遺跡の調査成果から推測される文化には、竪穴住居に居住し神津島産の黒曜石が運ばれてきていることなどから、北伊豆諸島と伊豆半島を経由した本州島の縄文文化との密接な関連性がうかがえます。一方、石器類の特徴には遠く南方文化の影響も認められます。本州島と南方系の二系統の文化の関連があったことを示す、学術的に極めて貴重な遺跡です。

（10） 東京都指定有形文化財（旧跡）

ア 近藤守真墓

近藤守真（富蔵）（1805-87）は北方探検家として著名な旗本近藤重蔵（1771-1829）の嫡男で、隣人を殺傷した事件を起こしたため文政10年（1827）八丈島へ流されました。流人生活の中で八丈島の文化向上に大きく寄与し、八丈島の歴史や風俗を集大成した『八丈雑記』を著しました。明治13年（1880）に放免後一旦本土に戻りますが、再び八丈島に渡り明治20年に没しました。墓は戦前改葬されたもので、土葬座棺であったとされています。

イ 宇喜多秀家墓

宇喜多秀家（1572?-1655）は備前国の武将宇喜多直家の子で、豊臣秀吉の寵遇を受け、朝鮮出兵等で活躍しました。秀家の秀は秀吉の一字を与えられたものです。備中・備前・美作に約50万石を領し、備前宰相として秀吉の五大老に列せられました。また、秀吉の養女となった前田利家の娘を正室として迎えたことから、前田家とも姻戚を結びました。関ヶ原の戦いで敗れたため、慶長11年（1606）に八丈島に流され、明暦元年（1655）に死去しました。墓は、約7m四方の玉石垣に囲まれた一族墓の中央に五輪塔形の墓石で、天保12年（1841）に9代秀邑が建てたものです。当初の墓石は、傍らにある位牌型の墓で、現在地より西北方にあったものを移転したものです。

○東京都文化財情報データベースより

<https://bunkazai.metro.tokyo.lg.jp/>

○八丈町指定文化財の情報は、八丈町ホームページから「八丈町の文化財」で閲覧可能

<https://www.town.hachijo.tokyo.jp/culture/>

IV 付 表

第1年表

年号		事項
承久 2	1220	鎌倉幕府の支配となる。
延元 3	1338	足利氏の執事上杉憲顕が奥山伊賀と菊池治五郎を代官として在島させ、その下に村長を置く。
永享 12	1440	神奈川領主奥山宗林が支配、奥山八郎五郎を代官として在島さす。
永正 12	1515	小田原の北条早雲が支配、代官長戸路氏により島治が行われる。
享禄 元	1528	大賀郷大里に設けられた陣屋において政治が執られる。
慶長 7	1602	徳川氏領有となる。島奉行と御蔵役を置き村長を名主と改める。
〃 9	1604	代官御領地となる。津波のため谷戸ヶ里全壊する。
〃 10	1605	八丈富士噴火。
〃 11	1606	宇喜多秀家父子主従13人流罪着島する。
寛文 9	1669	奉行職を廃止し、伊豆国代官の支配下に置く。
延宝 1	1673	全島検地を行い、賦課の制を定める。貢税黄袖 620反。
正徳 4	1714	島役人を地役人と呼ぶ。絵島事件の金井六左衛門流罪着島する。
享保 8	1723	戸口調査を行う。戸数629軒、宇喜多一族10軒、その他の流人49軒、人口 男2,252人、女2,528人、流人105人、宇喜多流人52人、総計 4,927人。
〃 11	1727	地役人と神主が代官の直属として島治に当る。
安永 8	1779	青ヶ島池之沢から噴火し、2～3年続いて諸作損耗する。
文化 12	1815	幕府の測量方渡島する。
文政 10	1827	近藤富蔵流罪着島する。
弘化 4	1847	梅辻飛驒守規清流罪着島する。
文久 2	1862	小笠原島開発のため本島から男女30人を選抜し国地に出発する。
慶応 2	1866	鹿島則文流罪着島する。
明治 2	1869	相模府に属す。
〃 3	1870	韭山県に属す。
〃 4	1871	足柄県に属す。
〃 5	1872	各村に夕学館を設置する。末吉小学校を設置する。
〃 7	1874	青ヶ島小学校を設置する。
〃 8	1875	三根小学校、中之郷小学校を設置する。
〃 9	1876	静岡県に属し、陣屋は事務所に改める。
〃 10	1877	樅立・大賀郷両小学校を設ける。
〃 11	1878	1月11日、東京府の所管となる。
〃 13	1880	八丈島郵便局を大賀郷村に創設する。
		近藤富蔵赦免される。
〃 14	1881	東京府は島役所を設置し、地役人・名主・年寄・書記が置かれる。
		流人制度廃止される。
〃 20	1887	近藤富蔵没す。
〃 32	1899	八丈島区裁判所を設置する。
〃 33	1900	島役所に代わり八丈島島庁が設置され、島司任せられる。
〃 35	1902	鳥島噴火して全家屋埋没し、無人島となる。

年 号		事 項
明治 38	1905	日露戦勝記念として、大坂トンネルを起工する。
〃 39	1906	下田・八丈島間に海底電設敷設され、八丈島郵便局にて電信事務を取り扱う。八丈島測候所を設置する。
〃 40	1907	大坂トンネル竣工する。
〃 41	1908	八丈島5ヶ村（三根・大賀郷・樅立・中之郷・末吉）に島しょ町村制が施行されたが、小島の宇津木・鳥打両村には施行されず、名主各1人が置かれ村内の一切の事務が執られる。 島庁、大里から向里に移転する。
〃 45	1912	全島戸数1,722軒、人口男4,818人、女5,141人、計9,959人。
大正 2	1913	八丈島区裁判所を廃し、東京区裁判所八丈島出張所を置く。
〃 6	1917	12月13日、洞輪沢崖崩れ、17名埋没死亡。
〃 15	1926	7月1日、島庁を廃し八丈支庁が設置され、支庁長が命ぜられる。
昭和 4	1929	5月29日、軍艦長門にて昭和天皇陛下行幸する。
〃 6	1931	下田八丈島間海底電設補助通信開始する。無線電信を併設する。
〃 8	1933	4月、島内に電話設置、交換事務を開始する。
〃 11	1936	青ヶ島郵便取扱所開所する。 10月3日、近年希有の大暴風雨。
〃 12	1937	東京都農業試験場八丈分場を大賀郷に設置する。
〃 14	1939	八丈支庁庁舎として旧庁舎跡（現大賀郷1186番地）の敷地4,482m ² に木造平屋建（533m ² ）新築。 鳥島噴火、8月20日全員引き揚げる。
〃 15	1940	4月、青ヶ島に普通町村制が施行され、青ヶ島村となる。
〃 18	1943	7月1日、東京都制施行される。
〃 19	1944	島民第一回の疎開を行う。
〃 20	1945	4月16日疎開船東光丸、米潜水艦に撃沈され、約120人死亡する。 8月15日、終戦となる。
〃 21	1946	2月27日、ベヨネース列岩西方海上に新火山島出現する。
〃 22	1947	10月、地方自治法の施行により、宇津木・鳥打両村も普通地方公共団体として執行機関と議決機関を有するようになった（宇津木村は地方自治法第94条の規定により、条例で議会を置かず、選挙権を有する者の総会で審議処理してきた）。 鳥島に気象観測所を設置する。 富士中学校・三原中学校を新設する。
〃 23	1948	青ヶ島に短波無線を設置する。 5月1日、都立園芸新制高校八丈分校設立。 10月、中央保健所八丈出張所を新設する。 11月、教育庁八丈出張所を新設する。 末吉中学校創立。 各村に農業協同組合発足する。
〃 24	1949	7月、家畜保健指導所を新設する。 各村に漁協協同組合発足する。

年 号		事 項
昭和 25	1950	明治大学付属八丈高校創設。
		9月1日、都立園芸新制高校から独立し、都立八丈高校となる。
〃 26	1951	6月10日、八丈島灯台業務を開始する。
		八丈熱流行し、病原調査員来島。
〃 29	1954	10月1日、三根・檍立・中之郷・末吉・鳥打の5ヶ村が合併して八丈村となる。
		大賀郷中学校を創立。
〃 30	1955	4月1日、八丈村・大賀郷村・宇津木村が合併し、八丈町となる。
〃 31	1956	1月27日、鳥打に電話開通する。
		5月21日、青ヶ島に電話開通する。
		青ヶ島、初めて参議院議員通常選挙に参加。
〃 32	1957	全島に町営簡易水道の施設始まる。
		9月25日、東京電力八丈火力発電所竣工。
		ミルク給食を坂上小中全校で実施。
〃 33	1958	4月25日、鳥島のアホウドリが天然記念物に指定される。
		初の全町一区、町長、町議員選挙実施。
〃 34	1959	3月20日、八丈島経済連でイタチを導入する。
		10月、八丈の都文化財指定、檍立踊りなど24件。
		坂下全校で牛乳給食開始。
〃 35	1960	5月27日、八丈島環状道路完成・神湊漁港竣工。
〃 36	1961	3月23日、義宮様八丈視察。
		同日、永郷に送電開始。
		7月1日、町立図書館開館。
		12月15日、八丈町議会ローラン建設反対の意志決定。
〃 37	1962	4月19日、鳥島のアホウドリが特別天然記念物に指定される。
		5月1日、八丈島空港供用開始。
		6月18日、八丈島接岸港促進連盟結成される。
		7月13日、ローラン建設撤回。
		8月10日、封書、ハガキの空輸実現。
		8月29日、都立八丈植物公園開園。
		10月1日、新聞空輸実現。
〃 38	1963	8月17日、藤田航空ヘロン機が八丈富士に激突、19人死亡。
		11月1日、藤田航空、全日空と合併し、全日空の運行となる。
〃 39	1964	1月17日、竜巻が洞輪沢を襲い、重症17人、建物全半壊52戸。
		本年からお盆を新暦8月とする。
		7月7日、伊豆七島国定公園が富士箱根伊豆国立公園に編入。
〃 40	1965	8月15日、底土接岸港完成。
		11月16日、鳥島に噴火のおそれあるため同島測候所員全員撤退。
		12月26日、NHKテレビ八丈サテライト局、三原山に完成開局。
〃 41	1966	5月28日、小島住民移住請願を八丈町議会で採択する。
		8月、日本キジ100羽八丈島に放鳥される。

年 号		事 項
〃 42	1967	社会福祉法人養和会八丈老人ホームが開設される。
〃 43	1968	6月20日、地籍調査のため、建設省国土地理院が全島の基本測量を行う。 9月1日、八丈島空港の拡張工事を実施、滑走路の延長1,500m、幅員45mへ。 10月16日、小島住民、44年3月離島を決意、八丈島へ21世帯、都内へ2世帯。
〃 44	1969	3月31日、小島住民全員(24世帯91人)引揚完了、無人島となる。 5月18日、坂下地区の電話ダイヤル式となる。 8月15日、大賀郷河口交差点に伊豆諸島最初の交通信号機が設置される。 11月26日、八丈町商工会発足。
〃 45	1970	5月1日、名古屋便就航。 11月1日、八丈島無線中継所開所。 11月12日、民放4社八丈テレビジョン中継所放送局三原山に開局する。
〃 46	1971	4月1日、東京都八丈出納事務所が設置される。 4月26日、八丈支庁庁舎が現在地(大賀郷2466番地2)に移転。(鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建、2,214m ²)。 6月5日、東京都八丈勤労福祉会館開館。 7月7日、坂上の電話ダイヤル化、これにより八丈島内の電話がダイヤル化完了 12月1日、青ヶ島の電話、都内および伊豆諸島と直通になる。
〃 47	1972	2月29日、八丈島測候所開設以来の強度(震度5)に襲われ、水道、道路の被害多大。 8月24日、青ヶ島、村営連絡船「あおがしま丸」(48t)就航。 12月4日、八丈島東方沖地震(マグニチュード7.3、震度6)発生、被害多大。
〃 48	1973	2月20日、ストリップ劇場問題が全面解決する。 5月1日、八丈島漁業協同組合が発足する。
〃 50	1975	4月1日、島しょ保健所八丈出張所が発足する。 10月5日、台風13号八丈島直撃、瞬間最大風速67.8m、島史上最大の被害
〃 51	1976	10月2日、八丈島測候所開設以来の豪雨、10分間で29.5mmの新記録。
〃 52	1977	2月14日、皇太子明仁親王、同妃両殿下御来島、雨の中を町営バスで島内視察を行う。 10月5日、「本場黄八丈」の名で黄八丈を国が伝統工芸品に指定する。 11月1日、樫立湯浜遺跡の近くで石器・土器が多量に出土する。
〃 57	1982	4月1日、八丈島空港ジェット機就航。 11月15日～16日、昭和天皇・皇后両陛下八丈島へ行幸啓。
〃 58	1983	7月29日、青ヶ島村の電話がダイヤル化する。
〃 60	1985	4月17日、青ヶ島、青宝トンネル開通。
〃 61	1986	4月25日、青ヶ島、大千代港供用開始。 10月2日、八重根港供用開始。
〃 62	1987	8月3日、青ヶ島、村営連絡船「あおがしま」(75t)就航。
〃 63	1988	12月1日、八丈町防災行政無線開局。

年 号		事 項
平成 元	1989	4月1日、全日空からエアーニッポンの運行となる。
		〃 青ヶ島村防災行政無線開局。
〃 2	1990	10月5日～7日、青ヶ島における火山噴火災害を想定した島外避難訓練等の総合的な防災訓練を実施。東京都、青ヶ島村、八丈町及び関係機関の815人が参加。
〃 4	1992	1月16日、青ヶ島、連絡船「還住丸」(119t)就航。
		4月1日、八丈町シルバー人材センター開設。
		5月19日、青ヶ島、平成流し坂トンネル開通。
		〃 青ヶ島村ふれあいサウナ開設。
		10月25日、八丈ビジターセンター開設。
〃 5	1993	5月19日、八丈農林合同庁舎開設。
		8月25日、ヘリコミューター「東京愛らんじシャトル」運航開始。
〃 6	1994	3月15日、八丈町温泉スタンド(櫻立、中之郷)開設。
		4月21日、横間道路全線開通。
		8月1日、ふれあい牧場開設。
		10月19日、櫻立向里温泉浴場「ふれあいの湯」開設。
〃 7	1995	4月4日、中之郷温泉浴場「やすらぎの湯」開設。
		8月29日、「知事と都政を語るつどい」開催。
		9月17日、戦後最大級の台風12号接近、港湾・漁港等の被害多大。
〃 8	1996	3月18日、八丈町けん引バス「ふれあい号」運行開始。
		4月26日、温泉保養施設「ブルーポート・スパ ザBOON」開設。
〃 9	1997	1月22日、16年ぶりの積雪、観葉植物など農作物被害多大。
		2月7日、洞輪沢港に中国人密航者46人上陸、全員逮捕。密航船が汐間海岸に座礁。その後重油等を回収、曳航中に沖合で沈没。
		4月18日、青ヶ島村立青ヶ島小中学校新校舎落成。
		11月4日、八丈町クリーンセンター竣工、本格稼働開始。
		11月17日、島中央部で竜巻発生、住家全半壊8棟など被害多大。
		4月1日、新町立八丈病院開設。
〃 10	1998	8月3日、末吉温泉浴場「みはらしの湯」開設。
		9月1日、アルミ缶・スチール缶・ペットボトルを対象としたデポジット制度が開始される。
		9月7日、400mmを越える大雨により、島内各地で土砂崩れ発生。
		11月12日、大地震と津波を想定した「東京都・八丈町合同総合防災訓練」を実施。島民・関係機関の5,700人が参加。
		3月25日、東京電力・八丈島地熱発電所が運転開始。(出力3,300kw) 発電所に併設された「TEPCO八丈島地熱館」27日オープン。
〃 11	1999	3月29日、末吉集落から登龍崎へ向かう都道の「大の川橋」が開通。
		5月23日、都市計画道路第2期区間(倉の坂～底土)が開通。
		7月9日、NHKロボットカメラをプリシアリゾート八丈に設置。

年 号		事 項
平成 11	1999	7月21日、八丈島歴史民俗資料館（旧八丈支庁庁舎）国登録有形文化財に登録の告示。 9月4日、八丈島地方観測史上1位、1時間雨量129ミリの記録的な豪雨。
〃 12		1月12日、八丈町保健福祉センター開設。 3月24日、三原林道全線開通式。 3月31日、東京電力・八丈島地熱発電所内に設置された風力発電設備（最大出力500kw）が運転開始。 5月31日、YS機、定期便運航終了。 6月1日、青ヶ島港（三宝港）接岸式。 7月1日、B737-400型機（最大170人乗り）就航。 10月27日、運輸省、八丈島空港の施設変更（滑走路延長）を許可。
〃 13		4月2日、伊豆・小笠原諸島の6農協が合併し、「東京島しょ農業協同組合」を設立。 6月1日、八丈島、三根両漁協が合併し、新生「八丈島漁業協同組合」を設立。
〃 14		4月1日、青ヶ島村保健福祉施設「おじやれセンター」開設。 4月1日、末吉中学校を三原中学校に統合。 8月12日、63年ぶりに鳥島の小噴火を確認。 10月1日、黄八丈染織家の山下八百子氏が名誉都民として顕彰される。
〃 15		8月31日、5年間試行されていたデポジット制度廃止。 9月22日、台風15号 瞬間最大風速59.5m 10月1日、青ヶ島村製塩事業所開設。（ひんぎやの塩）
〃 16		3月17日・八丈町、4月30日・青ヶ島村にADSL、4月19日八丈町に光ファイバーが接続され、インターネットのブロードバンドサービスが開始。 3月31日、東京都八丈勤労福祉会館閉館。 3月31日、八丈島地熱利用農産物直売所（えこ・あぐりまーと）開設。 4月1日、八丈町町制施行50周年 4月1日、八丈町コミュニティセンター（旧東京都八丈勤労福祉会館）開設。 9月30日、八丈島空港2,000m滑走路供用開始。
〃 17		4月1日、水産試験場八丈分場、八丈島園芸技術センター、中央農業改良普及センター八丈支所を統合し、島しょ農林水産総合センター八丈事業所を設置。 10月1日、全日空東京一八丈島路線の往復運賃条件付値下げ実施。 (片道1万2250円→1万200円) エアバスA320就航、大島経由便運航開始。
〃 18		3月15日、「足湯きらめき」開設。 3月27日、プラス1万人運動目標達成（前年下期実績に10%を上乗せした10万2,755人を突破） 5月13日、都市計画道路第4期区間（ビューホテル下交差点～空港通り）が空港通りと接続。これにより都市計画道路3・4・1号線が全線開通。 10月17日、青ヶ島村立青ヶ島小中学校体育館落成。

年 号		事 項
平成 19	2007	3月31日、櫻立・中之郷小学校廃校。
		3月31日、青ヶ島村八丈連絡事務所（八丈支庁舎内）廃止。
		4月1日、三原小学校開校。
		4月28日、南原スポーツ公園開設。
		5月9日、青ヶ島、青翔橋（せいしょうばし）供用開始。
〃 20	2008	3月31日、青ヶ島村焼酎工場開設。
		4月1日、永郷富士山線開通。延長5,038m
		10月1日、新火葬場供用開始。
〃 21	2009	3月3日、八丈島で地上デジタル放送が開局。
		9月30日、全日空大島経由便廃止、10月1日から1日3便の運航となる。
〃 22	2010	3月15日、島しょ保健所八丈出張所改築のため、仮設庁舎で業務開始。
〃 23	2011	4月1日、坂上3地区の保育園を統合した「あおぞら保育園」開園。
		4月1日、青ヶ島村製塩事業所（ひんぎやの塩）を民営化。
		6月9日、「青ヶ島の島踊り」都の無形民俗文化財（民俗芸能）に指定。
		8月29日、島しょ保健所八丈出張所、新庁舎で業務開始。
		10月1日、島しょ農業協同組合の本店、渋谷区から八丈島に移転。
〃 24	2012	2月1日、八重根船客待合所（延床面積216m ² ）供用開始。
		2月12日、都市計画道路3・4・1号線全線完成。（全長7,352m ² ）
		4月2日、八丈支庁1期工事完成し、新庁舎で業務開始。 (敷地面積約7,600m ² R C 4階 延べ床面積約4,300m ²)
		4月11日、八丈町汚泥再処理センター竣工。（延床面積1,982.8m ² ）
		5月3日、南原スポーツ公園野球場オープン。
		10月30日、一般廃棄物管理型最終処分場が末吉地区「水海山」に完成。
〃 25	2013	3月31日、末吉小学校閉校。明治5年1月開校、141年の歴史に幕を閉じる。
		3月31日、昭和37年東京航空保安事務所八丈島空港出張所として発足51年の航空路監視レーダー事務所が閉所、保安業務は羽田の東京飛行援助センターに移管。東京航空地方気象台八丈島空港出張所閉鎖、気象観測業務は東京都八丈島空港管理事務所に委託。
		4月16日、14日のクロアシアホウドリ発見の報を受け専門家らが八丈小島に上陸、現地調査の結果約30羽を確認する。
		5月7日、八丈町新庁舎で業務開始。防災機能を持つ多目的ホールや、子ども家庭支援センター、商工会、シルバー人材センターの事務所が入る複合施設。
		8月31日、「八丈島地熱館」八丈町施設として再オープン。
		9月29日～10月2日、八丈町においてスポーツ祭東京2013の公開競技「高等学校軟式野球大会」が開催される。
		12月19日、八丈支庁舎の駐車場その他の外構工事が終了し、落成式が行われる。（総工費約19億円）

年 号		事 項
平成 26	2014	1月 4 日、伊豆諸島開発(株)「あおがしま丸」(460 t 定員50名) が「還住丸」に代わり八丈島～青ヶ島間に就航。
		3月、八丈支庁は平成25年度から34年度までの10年間を計画期間とした「エイト・ブルービジョン」を策定。
		6月28日、6月27日東京発から東海汽船(株)所属「橘丸」(5,681 t 定員596名) が三宅島・御蔵島・八丈島に就航。
		7月、東京電力(株)風力発電設備を撤去。
		7月10日、「神湊港底土船客待合所」が完成し、開所式が行われる (R C 造3階建 延べ床面積1,213.72m ²)。7月12日供用開始。
		9月 1 日、八丈支庁と八丈町、青ヶ島村及び八丈島建設業協会の4者で、「災害時における応急対策業務に関する協定」締結
〃 27	2015	10月 1 日、八丈町町政施行60周年記念式典開催
		6月、八丈町町議会で「航空運賃特別委員会」設置
		6月27日、太田国土交通大臣が八丈島を視察、八丈町長及び八丈町議会議長から大臣へ「離島航空路線における運賃引き下げに関する要望」を提出
		7月、八丈支庁と八丈町及び青ヶ島村の間で「災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定」締結
		9月 6 日、「長友ロード」記念碑建立
		9月 8 日、山下奉也八丈町長が無投票で再選 (2期目)
〃 28	2016	3月、町議会本会議において「航空運賃特別委員会」が調査結果を報告。特別委員会は解散
		3月、八丈町が「まち・ひと・しごと創生法」の制定を受け、「八丈町人口ビジョン」、「八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定
		3月18日、条例改正により「八丈島地熱館」の入館料が無料に
		4月20日、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 (以下、「有人国境離島法」)」が国会で成立。八丈島及び青ヶ島が対象離島地域に
		6月30日、新たな地熱発電事業者の公募開始。8者が応募
		7月15日、東京都知事候補の小池百合子氏 (後の都知事) が八丈島へ来島。町長・議長と面会し、地熱発電所等を視察。八丈支庁にも来庁し、展示ホールやソーラーパネルを視察
〃 29	2017	10月、旧末吉小学校を活用し、「八丈島熱中小学校」が開校
		3月 9 日、八丈町とオリックス(株)が地熱発電利用事業に関する協定を締結
		3月19日、小池百合子東京都知事が八丈島・青ヶ島へ来島し、行政視察
		4月 1 日、有人国境離島法施行
		八丈小島・鳥打が「クロアシアホウドリ最北限の繁殖地」に
		6月22日、新おがさわら丸 (11,035 t) が神湊港に初寄港
		9月 1 日、有人国境離島法に基づき、島民割引運賃「八丈島アイきっぷ」が適用開始 (片道22,390円 (往復割引15,190円) → 13,790円) (国内線旅客施設使用料290円含む)

年 号		事 項	
平成 29	2017	9月23日、島しょ地域における電気自動車普及モデル事業開始	
		11月1日、八丈小島が鳥獣保護区特別保護地区に指定される	
		11月5日、東京都・八丈町・青ヶ島村合同総合防災訓練を実施	
令和 30	2018	1月8日、ふるさと村が焼失	
		4月7日、「三根公民館」が完成し、竣工式が行われる。4月16日供用開始	
		5月1日、有人国境離島法に基づき、青ヶ島村住民のヘリコマニーネー運賃の一部助成開始（負担額一律3,000円）	
		6月9日、八丈島歴史民俗資料館を八丈支庁展示ホールに一時移転	
		7月14日、島しょ地域初のJ-Debit「キャッシュアウトサービス」開始	
		8月25~26日、電気自動車のイベント「東京アイランドモーターショー」開催。小池百合子都知事が来島（26日）	
		11月12日、平成19年以来、11年ぶりの島島調査を実施。	
平成 31	2019	3月31日、八丈小島全員離島50周年。	
令和 元		9月15日、山下奉也八丈町長が無投票で再選（3期目）	
		9月30日、八丈島地熱発電所撤去工事開始。	
		10月29日、自動運転バス実証実験開始（令和元年11月12日まで）	
		12月7日、末吉地質展示室オープン	
令和 2	2020	2月6日、宮坂東京都副知事が八丈島へ来島。ICTを活用した島しょ地域の社会課題（生活環境の改善、産業振興、行政サービスの向上など）の解決に向け、島しょ地域の一つである八丈島における諸々の現状を視察。	
		4月7日、安倍新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）が、特措法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を発出。それに伴い、八丈町も不要不急の来島の自粛を要請。	
		5月25日、安倍新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）が、特措法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を発出	
		6月25日、2代目さるびあ丸引退セレモニー	
		8月5日、みずほ銀行、八丈町および八丈町商工会における「キャッシュレス化推進に関する包括連携協定」を締結	
		8月12日、八丈ビジターセンター累計来館者数100万人突破	
		4月1日、都立八丈高等学校内に「青島特別支援学校八丈分教室」開設	
令和 3	2021	5月12日、八丈島デジタル活用協議会設置（6/11第1回協議会開催）	
		7月14日、「東京宝島うみそら便」のサービス開始	
		7月16日、八丈町・青ヶ島村で東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー実施	
		2月28日、伊豆諸島開発（株）「くろしお丸」（総トン数493t 定員84名）が「あおがしま丸」に代わり八丈島～青ヶ島間に就航	
令和 4	2022	8月30日、八丈町がみずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズとデジタルトランスフォーメーション（DX）推進による地域振興等を掲げた包括連携協定を締結	
		1月23日、八丈島デマンドタクシー試験運行開始（令和5年2月22日まで）	
		5月8日、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行	
令和 5	2023	6月26日、黒沼東京都副知事が八丈島へ来島。島内を視察。	

年 号	事 項	
令和 5	2023	8月29日、八丈町多目的ホール「おじやれ」にて、東京愛らんどシャトル就航30周年記念式典開催。
		9月17日、山下奉也八丈町長が再選（4期目）
		9月29日、八丈島スマートモビリティサービス実証事業（A I デマンドタクシー、シェアリングモビリティ）開始（令和6年2月29日まで）
		10月14日、自動運転バス検証走行開始（令和5年10月27日まで）
令和 6	2024	2月2日、八丈町多目的ホール「おじやれ」にて、G-NETS実務責任者級会議開催。
		5月27日、小池百合子都知事が八丈島へ来島し、行政視察
		7月1日、八丈島スマートモビリティサービス実証事業（A I デマンドタクシー、シェアリングモビリティ、自動運転バス）順次開始（令和7年1月17日まで）
令和 7	2025	1月25日、「八丈島広報推進連携協定」を八丈町、農協、漁協、商工会、観光協会の5者で締結
		2月14日、洞輪沢地区に津波救命艇を配備
		3月16日、八丈町町制施行70周年 團伊玖磨生誕100年記念 團伊玖磨メモリアルコンサート特別公演「歌劇 夕鶴」をおじやれホールで開催
		4月2日、旧末吉小学校の「八丈島の海・山・暮らし館」がオープン
		7月1日、八丈島スマートモビリティサービス実証事業（A I デマンドタクシー、自動運転バス）順次開始（令和8年1月31日まで）

第2 町村概要

1 八丈町

明治41年島しょ町村制の施行により、八丈島に5ヶ村（三根村・大賀郷村・樅立村・中之郷村・末吉村）が誕生、昭和22年地方自治法の施行により、名主制度であった八丈小島に、宇津木村・鳥打村が置かれた。

昭和29年三根、樅立、中之郷、末吉、鳥打の5ヶ村が合併して八丈村となり、30年に大賀郷、宇津木の両村が八丈村と合併して、八丈町となった。小島は昭和44年に全住民が離島した以降、無人島となっている。

八丈島では昭和32年には24時間送電が開始された。昭和35年ほぼ八丈島全地域で簡易水道が整備、46年7月から電話がダイヤル化された。平成9年12月から携帯電話が使用できるようになり、16年3月からはブロードバンド環境が整備された。平成21年3月に、地上デジタル放送が開局された。

八丈島空港は昭和37年5月に供用開始となり、44年4月からYS11型機が就航。57年4月にターミナルビルを現在地に移転して滑走路の整備がなされ、待望のジェット機(B737-200型機、126人乗り)の就航が実現した。平成12年7月にはB737-400型機、170人乗りが就航、航空機の大型化が一歩前進した。また、ジェット機の大型化に対応した2,000mへの滑走路延長は、平成12年度より着手し16年9月30日供用開始となった。1日4便（4便のうち1便は大島経由便）運航していたが、平成21年10月から1日3便の運航となった（大島経由便が廃止）。

海路は昭和40年8月に神湊（底土）港が完成、その後61年10月に八重根港が供用開始となり、一島二港体制が整ったが引き続き整備を行なっている。

昭和39年7月富士箱根伊豆国立公園に編入。48年1月小島の区域を除き都市計画区域に指定されたが、用途区域のない未線引地域である。また、自然公園区域の見直しが行われ、昭和59年5月に普通地域が大幅に拡大されたが、残された自然を将来に引き継ぐためには十分な配慮が必要である。

昭和41年5月町立八丈病院（3科で37床）が開設された。平成10年4月約35億円をかけて建て替えが行われ、新たに総合病院（5科52床）として開設、従来の課題であったCT室、人工透析室、再圧タンク室を有し、救急処理室やリハビリ室などを設置している。

八丈町はクリーンエネルギーのモデル島を目指しており、既に、温泉熱利用の農業ハウスを導入している。東京電力は平成11年3月に地熱発電、12年3月に風力発電（現在廃止）を稼働した。25年12月町議会において「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」が制定され、新たなエネルギーの活用が模索されている。

平成22年4月、島しょ町村一部事務組合を事業主体とする一般廃棄物管理型最終処分場の建設が末吉地区「水海山」で開始され、平成24年10月に完成した。

産業については、農業は花卉園芸作物を中心に約20億円の生産額を上げており、八丈島の基幹作物であるフェニックス・ロベレニーの安定生産のためのネットハウスや台風などの気象災害に強いストロングハウスの整備を進めている。一方、高齢化が進む中、後継者対策として、八丈町農業担い手育成研修センターを平成19年度に開設した。

漁業は、漁業資源の減少による漁獲高の伸び悩みなど、生産額も10億円前後と低迷が続いているが、都や町、漁協が一体となって、ハマトビウオやキンメダイの資源管理、浮き漁礁の設置など漁業振興策を行っている。また、学校給食への提供など漁協女性部による新たな取り組みも生まれている。

観光業は、近年マリンレジャー関連業種が多数存在し多様化傾向にあるが、観光客数は昭和48年のピーク時（約19万5千人）から半減するなど危機的状況にある。八丈町、観光協会、商工会、住民が協同して観光活性化に取り組んでいる。

2 青ヶ島村

昭和15年、青ヶ島に普通町村制が施行され青ヶ島村となる。

青ヶ島村は、伊豆諸島で最も南に位置する自然条件の厳しい島である。昭和35年には人口が402人を数えたが、45年には234人、55年には192人と激減した。平成22年の国勢調査では201人である。

電気は昭和47年から完全24時間送電となり、54年10月には簡易水道施設が完成、念願の給水が開始された。昭和58年7月からは電話がダイヤル化し、自宅からの全国通話が可能となる。また、平成11年3月から携帯電話が使用できるようになり、16年4月からはブロードバンド環境が整備された。

昭和47年、村営船あおがしま丸が定期船として就航を開始した。平成4年1月、民営船の運航となり、26年1月にはあおがしま丸が就航、大型化による一層の航路の改善がなされ、就航率の向上が図られている。

港湾整備は全国の離島と比較しても非常に遅れていたが、平成12年6月500t級の貨物船の暫定接岸が可能となり、村の生活改善や産業振興に対する期待が大きくなっている。今後とも、就航率を高めるための防波堤の整備等を進めることが必要である。

青ヶ島（三宝）港の道路は、斜面が急峻で火山性のもろい地盤のため、これまで何度も崖崩れにより通行不能になってきた。このため、これまでの工法（斜面へのモルタル吹き付け・落石防止柵）を抜本的に見直し、橋梁（青翔橋）と擁壁を組み合わせて道路を海側に移設する事業を進め、平成18年3月に完成した。

昭和40年、災害対策の一環としてヘリポートが完成し、救急患者の搬送や定期船欠航時の島民等の搬送が行われている。さらに平成5年8月からヘリコマニー「東京愛らんどシャトル」の定期運航が開始され、8年9月からは毎日運航するなど、島の実情に合わせた交通体制が整備されてきている。平成14年3月には、夜間照明施設が整備された。

昭和56年、集落と池之沢を結ぶ道路、57年には集落と三宝港を結ぶ唯一の道路が災害に見舞われ、青ヶ島村は未曾有の難局を迎えた。東京都は路線の抜本的な見直しを図り、永久策として隧道を計画、60年4月に三宝港と池之沢間に青宝トンネルが開通した。さらに、流し坂道路は急坂・急カーブ等から車の通行が困難であるため、集落と池之沢を結ぶ道路として平成4年5月に平成流し坂トンネルが開通した。

また、大千代港へ続く村道18号線の一部が、平成6年9月土砂崩落のため崩壊し、現在通行止となっている。大千代港への取付道路の整備は課題であるが、崩落の改修は技術的にも相当困難な状況である。

産業については、主要作目である黒毛和牛の生産は、優良牛の導入や登録制度などで品質を向上させてきたが、価格の低迷や後継者難など厳しい状況が続いている。農作物ではパッショングルーツの振興に力を注いできたが、近年はフェニックス・ロベレニーやオオタニワタリなど切葉生産が増えてきている。池之沢では平成9年度に灌漑施設、10年度に育苗施設が整備され、農業振興を図る上で中心的役割を担う場所であるが、農業用水のさらなる確保が不可欠となっている。

漁業については、目前に好漁場を抱えながら、泊地や出荷体制の未整備から水揚げは少量である。

島の特產品目として、平成11年11月から地熱を利用した製塩事業「ひんぎやの塩」の生産を開始しており、酒造（青酌）に続く主産業としての成長が期待されている。また、14年から伝統調味料「島だれ」の生産販売も開始している。さらに戦略特区の認定を受け、平成30年度からは、度数60度の限定焼酎「初垂れ（はなたれ）」の販売が許可され、青ヶ島に来た人だけが飲める特産品となった。

福祉施策については、施設整備や人員の確保など、小規模自治体では困難なものも多い。介護保険制度の認定審査等に関しては、八丈町との連携が図られている。平成14年3月、保健医療サービス活動の拠点となる保健福祉施設「おじやれセンター」が完成した。

また生活環境や自然環境の改善を図るため、平成14年度から16年度に合併浄化槽が全戸に導入された。

3 行 政

(1) 議 会

令和7年4月1日現在

区分	八丈町	青ヶ島村
議員条例定数	12人	6人
議員現員	12人	5人

○ 常任委員会及び議会運営委員会

令和7年4月1日現在

委員会名	八丈町	青ヶ島村
総務文教委員会	6人 (6)	
経済企業委員会	6人 (6)	—
議会運営委員会	6人 (6)	

() 内は八丈町議会委員会条例定数

注：①八丈町議会議員の定数は、令和4年10月16日執行の選挙から12人。

②八丈町議会常任委員会の定数は、令和4年10月26日から6人。

(2) 行政機關

ア 特別職等

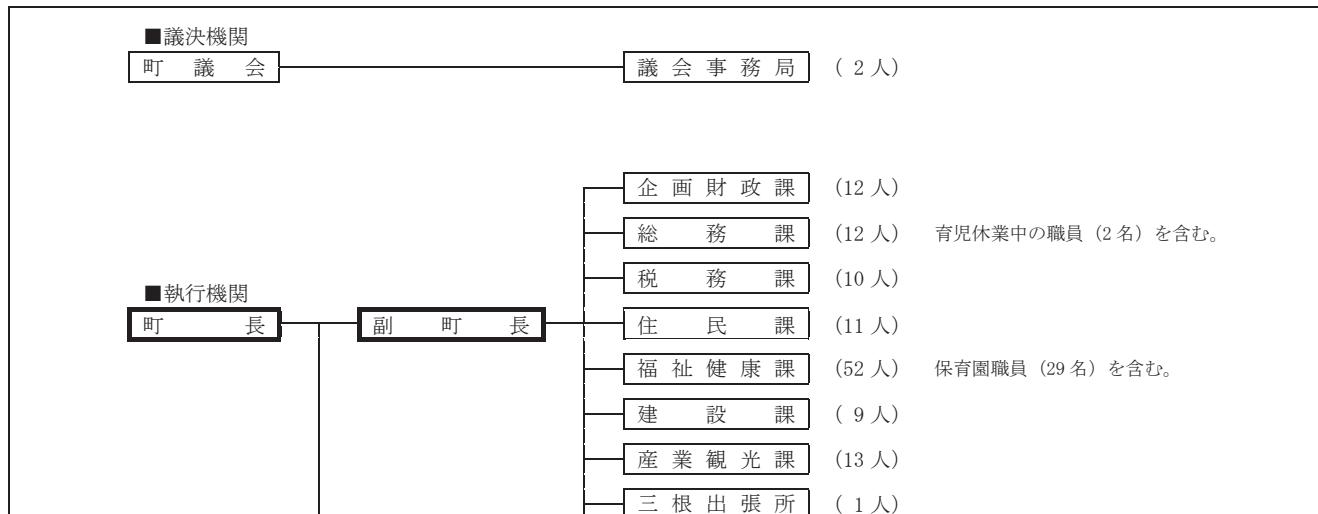
令和7年4月1日現在

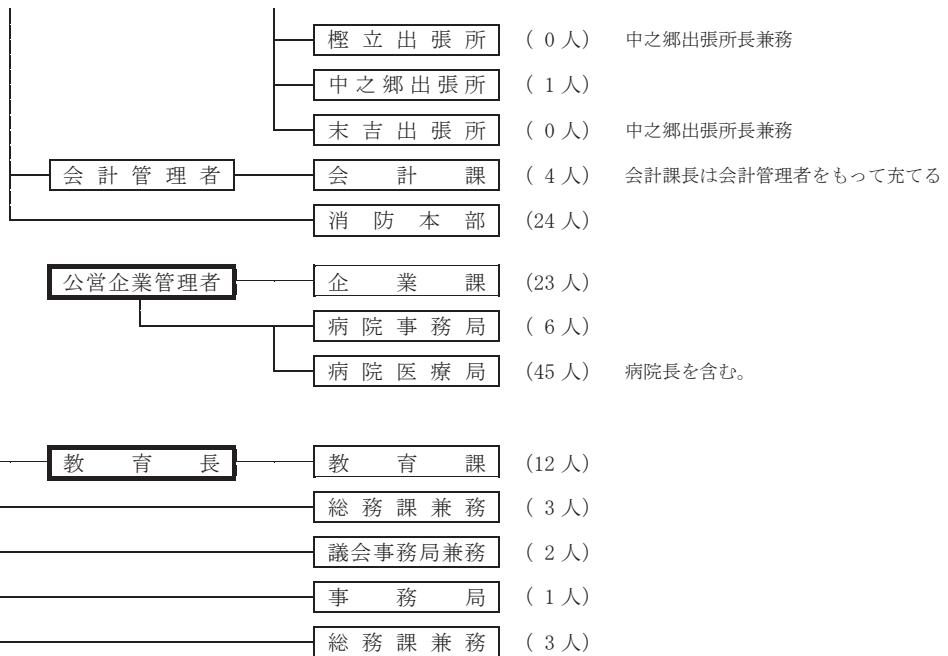
八丈町	町長	副町長	公営企業管理者	教育長
青ヶ島村	村長	副村長	—	教育長

イ 八丈町組織図

令和7年4月1日現在

町長事務局職員数	125 人
消防本部職員数	24 人
公営企業職員数	74 人
行政委員会職員数	13 人
議会事務局職員数	2 人
合 計	238 人



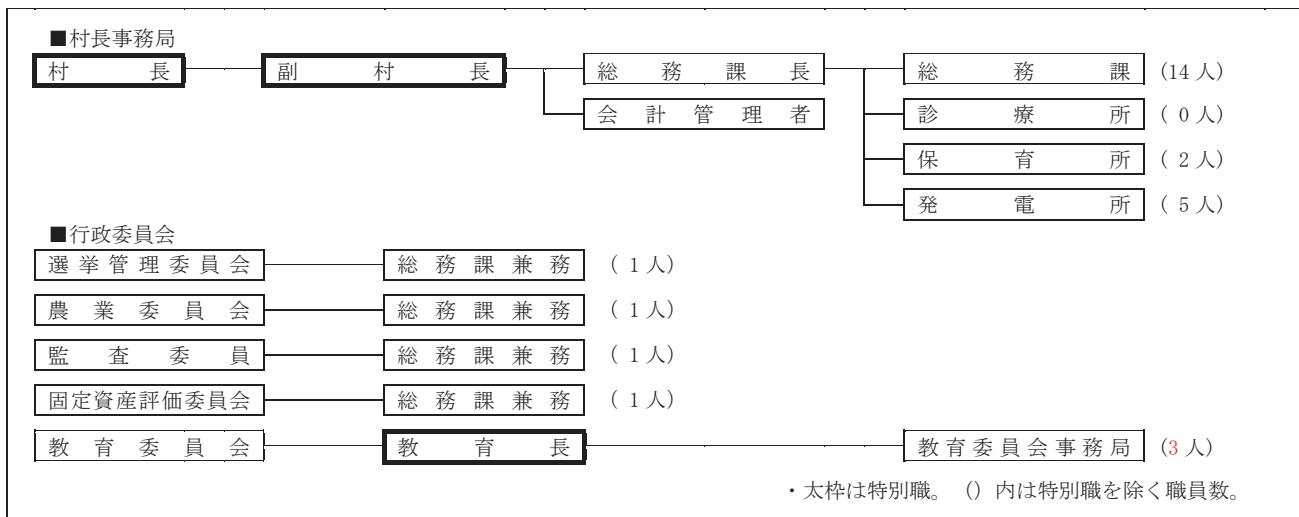


・太枠は特別職。 () 内は特別職を除く職員数。

ウ 青ヶ島村組織図

令和7年4月1日現在

村長事務局職員数	21人
行政委員会職員数	3人
合計	24人



(3) 選挙

区分 選挙名	期日	選挙当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
八丈町長	23. 9. 25	3,406	3,452	6,858	2,604	2,681	5,285	76.45	77.67	77.06
衆議院議員	24. 12. 16	3,527	3,532	7,059	2,389	2,399	4,788	67.73	67.92	67.83
都知事	〃	3,503	3,510	7,013	2,387	2,398	4,785	68.14	68.32	68.23
都議会議員	25. 6. 23	3,433	3,448	6,881	1,882	1,923	3,805	54.82	55.77	55.30
参議院議員	25. 7. 21	3,498	3,482	6,980	2,147	2,210	4,357	61.38	63.47	62.42
青ヶ島村長	25. 9. 1	83	55	138	63	42	105	75.90	76.36	76.09
青ヶ島村議	〃	83	55	138	63	42	105	75.90	76.36	76.09
都知事	26. 2. 9	3,413	3,419	6,832	1,980	2,091	4,071	58.00	61.16	59.59
八丈町議	26. 10. 19	3,329	3,346	6,624	2,580	2,631	5,211	78.30	79.03	78.67
衆議院議員	26. 12. 14	3,331	3,351	6,682	2,127	2,147	4,274	62.27	62.98	62.62
八丈町長	27. 9. 13	無投票								
参議院議員	28. 7. 10	3,296	3,331	6,627	2,024	2,097	4,121	61.41	62.95	62.19
都知事	28. 7. 31	3,268	3,296	6,564	2,030	2,140	4,170	62.12	64.93	63.53
都議会議員	29. 7. 2	3,280	3,263	6,543	2,087	2,081	4,168	63.63	63.78	63.70
青ヶ島村長	29. 9. 3	無投票								
青ヶ島村議	29. 9. 3	無投票								
衆議院議員	29. 10. 22	3,317	3,275	6,592	2,110	2,131	4,241	63.61	65.07	64.34
八丈町議	30. 10. 9	無投票								
青ヶ島村長	31. 1. 27	無投票								
参議院議員	1. 7. 21	3,250	3,201	6,451	1,821	1,875	3,696	56.03	58.58	57.29
八丈町長	1. 9. 15	無投票								
八丈町議補選	〃	無投票								
都知事	2. 7. 5	3,102	3,054	6,156	1,820	1,924	3,744	58.67	63.00	60.82
都議会議員	3. 7. 4	3,125	3,062	6,187	1,471	1,474	2,945	47.07	48.14	47.60
青ヶ島村長	3. 9. 5	88	64	152	79	54	133	89.77	84.38	87.50
青ヶ島村議	3. 9. 5	88	64	152	79	54	133	89.77	84.38	87.50
衆議院議員	3. 10. 31	3,138	3,105	6,243	1,913	1,966	3,879	60.96	63.32	62.13
参議院議員	4. 7. 10	3,129	3,090	6,219	1,785	1,830	3,615	57.05	59.22	58.13
八丈町議	4. 10. 16	2,992	2,978	5,970	1,957	2,077	4,034	65.41	69.74	67.57
八丈町長	5. 9. 17	2,957	2,925	5,882	1,817	1,946	3,763	61.45	66.53	63.97
青ヶ島村長	6. 1. 28	82	55	137	72	46	118	87.80	83.64	86.13
都知事	6. 7. 7	3,011	2,941	5,952	1,974	2,055	4,029	65.56	69.87	67.69
衆議院議員	6. 10. 27	3,019	2,965	5,984	1,793	1,842	3,640	59.39	62.29	60.83
都議会議員	7. 6. 22	2,973	2,911	5,884	1,578	1,648	3,226	53.08	56.61	54.83
参議院議員	7. 7. 20	2,966	2,906	5,872	1,742	1,756	3,498	58.73	60.43	59.57
青ヶ島村議	7. 8. 31	無投票								

※国政選挙の場合は小選挙区選出の数字を記載

4 財政

(1) 財政規模に関する調 (7年度当初予算)

(単位:千円)

町村名	会計区分	事業名	予算額
八丈町	一般		9,108,200
	公営企業	水道事業	1,194,595
		バス事業	202,302
		病院事業	1,984,438
	特別	浄化槽設置管理事業	114,547
		介護保険事業	1,066,435
		国民健康保険事業	1,089,356
	合計	後期高齢者医療事業	256,459
			15,016,332
青ヶ島村	一般		1,927,811
	公営企業	簡易水道事業	256,389
		合併浄化槽事業	35,376
	特別	国民健康保険事業	69,960
		国民健康保険事業診療	77,184
		介護保険事業	20,658
		介護サービス事業	536
		後期高齢者医療事業	7,628
	合計		2,395,542

(2) 財政構成に関する調 (7年度当初予算…普通会計)

ア 歳 入

(単位:百万円)

区分 町村別	自主財源		依存財源								合計		
	総額	%	都支出金	%	地方交付税	%	国支出金	%	地方債	%			
八丈町	2,125	23.3	2,538	27.9	2,850	31.3	691	7.6	557	6.1	347	3.8	9,108
青ヶ島村	983	51.0	558	28.9	277	14.4	99	5.1	0	0	11	0.6	1,928

イ 歳 出

(単位:百万円)

区分 町村別	普通建設事業		人件費		物件費		公債費		その他		合計
	総額	%	総額	%	総額	%	総額	%	総額	%	
八丈町	1,995	21.9	1,689	18.6	2,231	24.5	722	7.9	2,471	27.1	9,108
青ヶ島村	896	46.5	226	11.7	535	27.8	12	0.6	259	13.4	1,928

ウ 財政状況 (6年度)

区分 町村別	財政力指数		経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	総額	%	総額	%	総額	%	総額	%
八丈町	0.272		91.3		11.1		—	
青ヶ島村	0.163		20.3		△4.8		—	

※実質公債費比率は3年平均。

第3 鳥島の記録

- 八丈支庁管内4島3岩礁のうち、人が住んでいる島は八丈島と青ヶ島の2島である。八丈小島については、「八丈小島住民全員離島の記録」として収録したように、昭和44年3月全員離島措置で無人化した。鳥島については、住民在島時代以前に幾多の漂流船の記録があるが、住民在島の歴史としては次のとおりである。
 - △ 明治19年になって、八丈島の玉置半衛門が鳥島のアホウドリに着目し、この羽毛採取のため126人の移住を図り、アホウドリの捕獲に従事させたことが鳥島住民の歴史のはじまりであるが、明治35年8月9日頃に大噴火が起り、このときの在島民125人は全員死亡し、たまたま病気のため島を離れていた1人だけが難を逃れたと伝えられている。
 - △ 明治36年には火山活動もおさまり、アホウドリ捕獲のための住民29人が移り住んだ。アホウドリの乱獲も年をかさね、その絶滅が心配されるようになったことから、明治39年にアホウドリが保護鳥に指定されたため、業務が成り立たなくなった住民は引揚げ、大正11年には全くの無人島となった。
 - △ 昭和2年9月には行政府の奨めにより、鳥島開発のため4人が渡島し、家族や後継者を招き、牧牛を主として、漁業・オーストン海燕の羽毛採取・農耕・サンゴの採取等に従事し、昭和14年頃には住民約30人位となり、小学校も設置されていた記録がある。
 - 昭和14年8月18日再度の噴火が始まり、同年10月頃までに住民は全員引き揚げ、同村落は熔岩に埋められ、牧牛50頭が死んだと記録されている。
 - △ 昭和13年10月に海軍水路部気象観測所建設開始、14年2月観測が開始されたが、噴火のため同年8月20日には全員引き揚げた。
 - △ 昭和19年6月 海軍気象部観測開始、20年10月終戦により全員引き揚げる。
 - △ 昭和21年1月13日 連合国総司令部最高司令官命により、鳥島測候所建設開始、22年6月1日から観測業務が開始されたが、40年11月16日地震群発のため全員引揚げた。
 - △ 平成14年8月12日 小噴火を確認した（63年ぶり）。
- 八丈支庁としての鳥島現地調査の記録は次のとおりである。
 - △ 昭和12年11月22日～27日
鳥島における牧野調査、鳥島継続借地申請に対する現地調査の記録が復命書として残っている。
 - △ 昭和22年5月
水産課技師現地確認のため渡島。（報告資料は紛失）
 - △ 昭和30年6月22日～26日
海区包含のため現地調査実施。
“「鳥島視察報告」八丈島海区漁業調整委員会・八丈支庁産業課水産係”として、資料がある。
 - △ 昭和31年4月15日～22日
“「鳥島視察記録写真」八丈支庁産業課”として資料がある。
 - △ 昭和52年3月18日～28日
“「八丈支庁管内鳥島現地確認記録」八丈支庁総務課行政係”として資料がある。
 - △ 平成9年8月21日
“「鳥島等の現状調査」を実施。上空からベヨネーズ列岩、須美寿島、鳥島を調査。
 - △ 平成19年1月25日
“「鳥島等の現状調査」を実施。上空からベヨネーズ列岩、須美寿島、鳥島を調査。
 - △ 平成30年11月12日
“「鳥島等の現状調査」を実施。上空からベヨネーズ列岩、須美寿島、鳥島を調査。

○ アホウドリ調査等の記録

- △ 昭和56年3月
環境庁委託巡回現地調査実施。
- △ 昭和56年6月
環境庁委託生息環境整備事業実施。
- △ 昭和57年3月
東京都鳥獣保護区管理調査実施。
- △ 昭和57年6月
環境庁委託生息環境整備事業実施。
- △ 昭和58年3月
東京都鳥獣保護区管理調査実施。
- △ 昭和61年3月
生息地整備調査実施。
- △ 昭和61年6月
鳥島国設鳥獣保護区特別管理事業実施。
- △ 平成元年11月
鳥島アホウドリ繁殖地緊急保全対策調査実施。（第1回）
- △ 平成2年3月
鳥島アホウドリ繁殖地緊急保全対策調査実施。（第2回）
- △ 平成2年7月
平成2年度国設鳥島鳥獣保護区繁殖地環境維持施設整備事業実施。
- △ 平成5年11月
アホウドリ保護増殖事業計画を策定。（環境庁）
- △ 平成5年から平成6年（毎年6～7月実施）
絶滅の恐れのある野生生物の生息環境整備事業実施。
- △ 平成7年から平成16年（毎年6月実施）
希少野生動植物保護増殖事業実施。平成17年からモニタリングに移行。
- △ 平成18年8月
アホウドリ保護増殖事業計画を変更。（環境省、文部科学省、農林水産省）小笠原諸島（聟島）～のコロニー誘導事業開始。
- △ 平成20年2月
アホウドリの新繁殖地形成事業としてヒナ10羽をヘリコプターで聟島に移送。
3ヶ月間の人工飼育の後、5月に10羽すべてが巣立つ。
- △ 平成21年2月
ヒナ15羽を聟島に移送。5月に15羽が巣立つ。
- △ 平成22年2月
ヒナ15羽を聟島に移送。5月に15羽が巣立つ。
- △ 平成23年2月
ヒナ15羽を聟島に移送。5月に15羽が巣立つ。
- △ 平成24年2月
ヒナ15羽を聟島に移送したが飼育中に1羽死亡。5月に14羽が巣立つ。
- △ 平成28年2～3月
アホウドリの繁殖状況のモニタリング調査を実施。（環境省）鳥島全体で468羽のヒナを確認。

第4 離島振興事業計画書 (一括計上事業)

(単位:千円)

事業項目	事業細目	箇所名	事業主体	着工年度	完了年度	全体計画		7年度事業計画				備考
						事業費	国費	事業費	国費	都費	町村費	
治山	防災林造成	垂戸	都	R2	R6	105,078	50,000	0	0	0	0	森林造成工
道路(都県道)	道路改築	(一)八丈循環線(底土東畑)	都	R4	R11	497,000	298,200	133,000	79,800	53,200	0	電線共同溝
		(一)八丈循環線(出回り)	都	R7	R17	340,000	204,000	28,000	16,800	11,200	0	電線共同溝
		(一)神湊八重根港線(三小・五差路)	都	R7	R17	595,000	357,000	76,000	45,600	30,400	0	電線共同溝
		(一)神湊八重根港線(空港・倉の坂)	都	R7	R17	1,080,000	648,000	32,000	19,200	12,800	0	電線共同溝
港湾	地方港湾	神湊港	都	S61	R10	23,402,878	18,260,116	970,000	776,000	194,000	0	護岸(防波)
農業農村整備	農村地域防災減災事業	銚子の口	町	R3	R7	571,100	342,660	70,000	42,000	10,500	17,500	ため池改修2箇所及び用排水路
水産基盤	漁港	神湊漁港	都	H24	R8	11,635,623	9,417,373	592,000	470,933	121,067		防波堤(改良)等
		八重根漁港	都	H14	R7	15,401,757	12,679,514	170,000	132,500	37,500		防波堤(改良)等
廃棄物処理	マテリアルリサイクル	八丈町	町	R7	R9	603,269	201,088	277,000	92,469	50,833	133,698	ストックヤード新設(旧焼却施設の解体含む)
	浄化槽市町村整備推進	八丈町	町	R6	R11	183,390	91,695	40,616	18,339	3,938	18,339	浄化槽設置整備
社会資本整備総合交付金	道路	神湊八重根港線	都	H25	R8	3,391,000	2,034,600	0	0	0	0	現道拡幅
		神湊八重根港線	都	H27	R12	1,208,000	724,800	0	0	0	0	現道拡幅
		八丈循環線	都	H28	R10	1,404,000	842,400	10,000	6,000	4,000	0	現道拡幅
		八丈循環線	都	H30	R10	1,120,000	672,000	0	0	0	0	現道拡幅
		中道伊鄉名線	町	H20	R10	1,240,000	744,000	160,000	107,520	0	52,480	現道拡幅
	港湾	神湊港	都	R3	R6	450,000	225,000	22,000	11,000	11,000	0	日除け雨除け施設
		粥倉団地	町	R3	R6	342,664	0	5,645	2,822	0	2,823	粥倉団地地盤調査、実施設計、建設工事
		粥倉団地	町	R6	R6	21,500	0	14,025	7,012	0	7,013	粥倉団地駐車場整備
		末吉団地	町	R6	R7	42,128	0	39,360	19,680	0	19,680	末吉団地屋根外壁改修工事
防災・安全交付金	砂防	大里一ノ沢	都	H23	R7	308,000	169,400	26,000	14,300	11,700	0	流路工
		芦川	都	H30	R9	885,000	486,750	44,800	24,640	20,160	0	管理用道路
	海岸事業	神湊港	都	H26	R5	2,472,959	824,320	0	0	0	0	離岸堤(改良)
		寺山団地	町	R2	R6	159,454	0	0	0	0	0	寺山団地2・3号棟屋根外壁改修
	地域住宅計画に基づく事業	桜平団地	町	R3	R9	142,613	0	39,360	19,680	0	19,680	桜平団地屋根外壁改修工事
		八丈島全域	都	R6	R7	934,000	560,400	290,000	174,000	116,000	0	崖崩れや落石等の恐れのある箇所
		八丈島全域ほか	都	R7	R7	22,000	13,200	22,000	13,200	8,800	0	痛んだ車道舗装の補修を実施
		河尻	町	R1	R7	290,385	159,711	91,600	50,380	18,320	22,900	農作業道整備
	農業農村整備	大賀郷	町	R3	R7	390,000	214,500	52,000	28,600	10,400	13,000	排水路改修
		八丈島計				69,238,798	50,220,727	3,205,406	2,172,475	725,818	307,113	バイブルайн更新等
社会資本整備総合交付金	道路事業	青ヶ島循環線	都	R2	R12	925,000	555,000	10,000	6,000	4,000	0	現道拡幅
	港湾	青ヶ島港	都	H19	R12	13,900,000	11,120,000	730,000	584,000	146,000	0	護岸(防波)(東)等
	地域住宅計画に基づく事業	下里団地	村	R5	R6	178,317	0	0	0	0	0	単独住宅(1棟6戸)実施設計、建築工事
		松山第一・第二住宅跡	村	R5	R7	203,859	0	100,000	45,000	0	55,000	単独住宅(1棟6~8戸)建設基本設計等
		休戸第一住宅	村	R6	R6	12,792	0	0	0	0	0	単独住宅(休戸第一住宅)全面改修工事
青ヶ島計						15,219,968	11,675,000	840,000	635,000	150,000	55,000	

※資料:令和6年度予算

第5 行政特記事項

1 八丈小島住民全員離島の記録

八丈小島は、厳しい自然と時代の動きに流され、止むなく昭和41年3月全員離島を訴え、八丈町議会に請願書を提出した。

請願を受けた町議会は41年6月20日、小島の実情調査を実施し、同22日にこれを採択した。このことによって、全員離島は実現したのであるが、請願の内容を要約すると

- (1) 電気・水道・医療の施設もない
- (2) 生活水準格差の増大
- (3) 人口過疎の傾向が甚大である。
- (4) 子弟の教育の隘路

の4つに分けられる。

八丈町から全員離島援助の陳情を受けた都は、43年度予算に対策措置費を計上し、度々重ねられた住民との対話協議の結果、援護措置として土地所有者に対しては土地買収を実施し、土地の非所有者に対しては生活のつなぎ資金を支給するとともに、全員に対して知事見舞金を支給した。そのほか資金の貸付として生活資金及び生業資金の貸付等を実施し、一方八丈町は受入住宅の建設・輸送・墓地の移転・就職の相談に応じる等、都と町は一体となってこの離島措置を遂行した。

○ 離島までの経緯

- 41年3月 小島住民全員離島決意、八丈町議会に対し「移住促進、助成に関する請願書」提出
- 6月 八丈町議会「請願」採択
- 7月 八丈町議会、小島引揚対策協議会設置
- 42年9月 八丈町対都「八丈小島住民の全員離島の実施に伴う八丈町に対する援助」陳情
- 43年10月 土地買収価格（在住者坪当たり93円、不在者60円）等について、住民との協議成立、引揚措置軌道に乗る
- 44年1月 離島開始
- 3月 鳥打小・中学校、宇津木小・中学校廃校
- 離島完了

○ 援護措置内容

(単位：千円)

知事見舞金			生活つなぎ資金			生活資金貸付			生業資金貸付	
世帯	人員	金額	世帯	人員	金額	世帯	人員	金額	世帯	金額
24	91	1,175	10	35	1,248	19	75	7,500	7	3,500

○ 民有地の買収

(単位：m²・千円)

区分	単価 円/m ²	買 収 予 定		買 収 濟		未 買 収	
		面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
在 島 者	28.13	905,270	25,465	904,874	25,454	396	11
不 在 者	18.15	720,097	13,070	521,556	9,466	198,541	3,604
合 計		1,625,367	38,535	1,426,430	34,920	198,937	3,615

2 ストリップ劇場建設反対住民運動

大川興業(株)は47年4月八丈町大字三根字尾端にストリップ劇場の建設に着手した。これに対し、この種の営業は島の風俗環境を害し、さらに背後に暴力団が介在していることが明るみでたことから観光産業の存立を危うくし、平和な島をみだすとして、全住民が反対運動に立ち上がり大きな政治問題となつた。

主な経過は次のとおりである。

- 47. 4. 28 大川興業現位置（三根字尾端）における建築確認申請が八丈支庁を経由して首都整備局（現、都市整備局）に提出され、5月24日許可となる。
- 47. 4. 29 婦人会・青少協・校長会・PTA・青年団等島内64団体による「八丈島の明るい環境を守る会」が結成される。
- 47. 5. 1 八丈町臨時町会議で、守る会からの陳情書採択。
- 47. 5. 2 八丈町要請議員団一行が埼玉県入間郡日高町の大川興業本社に出向し、交渉す。
- 47. 6. 4～8 5地区で暴力追放住民集会が行われ、住民の新たな決意を示す。
- 47. 6. 13 都知事あて、守る会より営業を許可しないよう陳情書提出さる。
- 47. 6. 15 町議会に環境浄化特別委員会設置。
- 47. 7. 6 三根小体育館にて三根地区振興委員会主催による住民総決起大会開かれる（参加者約600人）。
- 47. 7. 24 都民室より参事外2名来島、ヌードスタジオ問題を主に都民相談を行う。
- 47. 8. 2 町・議会・守る会三者による陳情団上京。
- 47. 8. 31 ヌードスタジオ劇場建築完成。
- 47. 9. 8 ストリップ劇場の開場阻止について、都知事あて八丈町長より陳情書提出。
- 47. 9. 8 大川興業と守る会との話し合いがもたれたが、終始平行線をたどる。
- 47. 9. 21 首都整備局より建築完了検査を無期限に延期する旨八丈町に通知す。
- 47. 10. 23～27 各地区で住民集会開催され経過報告が行われる。
- 48. 2. 22 劇場敷地(2,097m²)・寺山山林(501m²)・建物(325m²)を5,300万円で八丈町が買収する。
(契約成立・権利書の受領・送金・登記完了)
- 49. 1. 1 建物内部を一部改造し、三根老人福祉館として開館。

3 接岸港促進運動

“島の夜明け告げる 八丈島接岸港促進連盟結成大会 悲願達成に全島民総けつ起” これは、八丈島におけるローカル紙南海タイムスの昭和37年6月24日号の第一面のトップ見出しである。

当時の八丈島は、町村合併促進法に基づき7ヶ村が合併し、八丈町となってから満6年を経過していたが、明治以来の各村の対抗意識はなお根強く存在していた。加えて島内人口の7割強を占める大賀郷・三根両地区が人口的にも、経済的にも伯仲することもあって、接岸港建設地の決定がなされていなかつた。当時、伊豆諸島内の大島には既に接岸港が2港あり、三宅島も着工の運びとなっていた。しかし八丈島は月6回の定期船が沖合碇泊し、解作業の状態が続いていた。

接岸港のないことは八丈島にとって、経済や文化面においても大きな障害となっていたことから、島民一丸となって接岸港建設促進を図るべきであるとして、昭和37年6月18日に民間有志からなる101人の発起人が八丈支庁に集まり、「八丈島接岸港促進連盟」が結成された。以後、同連盟は国や都、その他各界に猛烈な運動を展開し、昭和39年1月9日には接岸港が底土ヶ浜に決定し、起工式が挙行された。その後昭和41年12月1日から供用が開始されるに至つた。

4 昭和天皇・皇后両陛下 八丈島に行幸啓

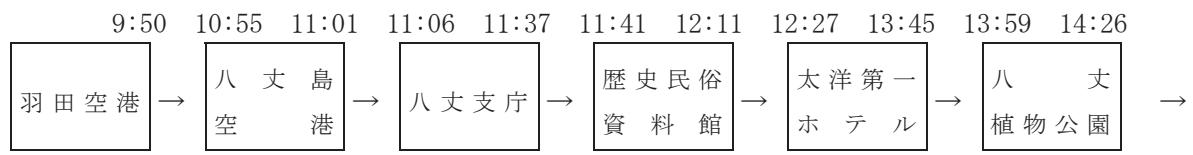
天皇・皇后両陛下は、昭和57年11月15日及び16日の両日にわたり八丈へ行幸啓になられた。天皇陛下は、昭和4年につづいて二度目、皇后陛下は始めてのご来島であった。両陛下は羽田空港から全日空特別機YS-11型機に御乗機になり八丈島空港にお着きになった。

大勢の島民がお迎えの中、都知事の先導により皇居から搬送された御料車にお乗りになって八丈支庁へ向かわれた。八丈支庁では、支庁長の先導によって玄関前に両陛下お揃いでお立ちになり、町民の歓迎にお応えになった。両陛下は玄関ロビーに仮設されたご説明場所で、都知事から八丈島及び青ヶ島村の島勢概要のご説明を受けられた。当初予定されたご小憩の時間もお取りにならずご熱心なご下問があった。ほぼ予定通りの時間に八丈支庁をお発ちになった両陛下は、「歴史民俗資料館」に向かわれ、八丈町長や説明員のご案内により、昭和4年の行幸を記念して建立された「行幸記念碑」や「高倉」・「カヌー」・「考古・生活文化資料」などをご覧になった。特に昭和4年天皇陛下ご来島当時の写真の前では、両陛下とも感慨深げなご様子であったという。両陛下お揃いの行程は、午前中のみで、午後からは天皇陛下お一人のご視察となつた。皇后陛下はこの間お宿泊所の太洋第一ホテルにおいて、海岸のスケッチなどをお楽しみになられた。午後から「八丈植物公園」をご視察になつた天皇陛下は、須崎の御用邸にも栽培されているという“タマシダ”に興味を持たれご下問があった。「南原千畳岩」を経由して「黄八丈染元」へお着きになつた陛下は、伝統工芸品の黄八丈の染色方法や地機織などをご覧になつた。八丈島の南端「名古の展望」では支庁長から水産関係や温泉等のご説明があつた。折から漁船8隻が歓迎ののぼりを立てて港内を巡回したが、陛下はこれに目をとめられ微笑んでおられた。「水産試験場八丈分場」では、八丈近海に生息する魚類や、養殖試験中のフクトコブシの生態などをご観察になられた。“シンジュアナゴ”には特に興味を示されご下問があつた。当日は好天であり、予定通りのご視察日程を終えられ夕刻お宿泊所において、櫻立踊りや八丈太鼓など郷土芸能を両陛下お揃いでご覧になられた。

翌16日、約2千人の島民がお見送りする中“すとれちあ丸”で三宅島へ向かわれた。天皇陛下は“すとれちあ丸”が離岸後もデッキにお立ちになり島民のお見送りにお応えになられていた。

両陛下の八丈島行幸啓のご日程記録は次のとおりである。

(昭和57年11月15日(月))



14:40 14:47 15:08 15:17 15:28 15:38 16:13 16:38 16:46



(昭和57年11月16日(火))

9:26 9:36 9:46 12:59



第6 主な災害記録

1 土砂の崩壊

(1) 1917年12月13日(大正6年)八丈町末吉洞輪沢

被害の程度	1. 人的被害	(1) 死 者	17人	(2) 負傷者	10人
	2. 住家被害	(1) 全 壊	5棟	(2) 半 壊	2棟
	3. 非住家被害	(1) 物 置	3棟	(2) 船小屋	4棟
		(3) 倉 庫	3棟		
	4. その他の被害	(1) 艇 船	1隻	(2) 漁 船	11隻
		(3) 船 具	一式	(4) 貨 物	600余点
		(5) 圧死牛	10頭	(6) 木 炭	500俵

災害状況 八丈町末吉名古山が、突然崩壊し落石した。岩石及び土砂のため底地の地盤は亀裂を生じ、白煙は空中に舞いあがり、あたかも噴火のごときであった。これらの圧力により、真下の水田一面に激烈な波状を起し、泥土、岩石を飛散し附近の建物、人畜、その他が埋没し、惨たんたる状況を呈した。なお、人的被害が多かったのは、当日、貨物船が入港し荷役中であったことも大きな原因である。

その後の対応として、砂防工事(断崖切下げ工事)を実施している。

(2) 1973年9月19日(昭和48年)八丈町末吉洞輪沢

被害の程度	1. 人的被害	なし
	2. その他の被害	一部土砂が民家等に流入した。

災害状況 通称「名古の展望台」とその下にある名古地区(集落)の間の崖の中間付近が、約150m³崩壊し、その崩落土砂が、下の沢に土砂流となって流出し、下流の水路が流出土のため一部埋没した。

原因としては、昭和47年2月と12月の2回にわたる地震のため内部に亀裂を生じ、湧水が作用し安定を失い崩落したものと推測される。対応として、人家2軒の移転と、崖直下の町営住宅の閉鎖(供用廃止)及び保安林指定による土留工(鋼製、落下防止壁)L=44.0mを施工し、住民には集団移転の説明はしたものとの同意を得られないまま現在に至っている。

(3) 1994年9月27日(平成6年)青ヶ島村村道18号線(大千代港線)

被害の程度	1. 人的被害	(1) 死 者	2人	(2) 行方不明	1人
	2. 道路被害	延長25m・幅員約3mが崩落。流出土砂量2,000m ³			

災害状況 村道18号線は、島の東側に位置しており都道236号線から枝分かれした村道で、切り立った外輪山の中腹に沿って続き、大千代港に通ずる道路(延長1,500m・幅員2.8m)であり、途中からは徒歩にて大千代港にたどりつくことになる。

原因としては、砂質土の乾燥化による突然の道路崩落と推測される。なお、3人の住民等は、自動車で通行中に、この道路崩落に巻き込まれた可能性が強いと思われる。その後の対応として、新ルート等を含め、部分モルタル吹付・土砂撤去等、復旧に向けた本格的な調査をおこなっている。

(4) 1998年9月7日(島内全域における大雨による被害)

被害の程度	1. 人的被害	(1) 軽 傷	1人
	2. 住家被害	(1) 床上浸水	1棟
	3. 非住家被害	(1) 全 壊	1棟
		(2) 一部損壊	1棟

4. 道路被害	(1) 都道	14所	(2) 町道	60所
5. その他被害	(1) 漁港施設	1所		

災害状況 9月6日夜から降り始めた雨が7日午後から強まり、ピークとなった午後5時には1時間に70mmを越える激しい雨となり島全体を襲った。この雨により島内各所で土砂の崩壊、道路の冠水などの被害が発生した。特に被害の大きかったのが末吉・洞輪沢地区で名古川から土石流が発生し、大量の土砂が漁港施設内に流入したほか、漁協の倉庫が裏山から崩れ落ちた岩により損壊した。また車両1台が土砂崩れに巻き込まれ、運転していた男性が軽傷を負った。

2 台 風

(1) 1938年9月24日(昭和13年)島内一円

被害の程度	1. 人的被害	(1) 死者	1人	(2) 行方不明者	12人
		(3) 重軽傷者	33人		
	2. 住家被害	(1) 全壊	115棟	(2) 半壊	141棟
		(3) 一部損壊	760棟		
	3. 非住家被害	(1) 全壊	177棟	(2) 半壊	122棟
		(3) 一部損壊	385棟		
	4. その他の被害	漁船19隻を初め、農作物が50~70%の被害を受け、立木被害等全般にわたっている。			

災害状況 24日午後9時40分頃、南南西37.3m(瞬間風速60m)と空前の大暴風、しかも突発的であったため、暴風警報が発せられた時は、すでに電灯、電話線が切断されたために、情報が住民に行き届かないうち、さらに暗夜であったことのため防災態勢はなすすべもなかった。

島内における被災地として、南側の末吉地区が最大であり、人的被害のうち死者・行方不明者は漁船の遭難によるものである。

(2) 1975年10月5日(昭和50年 台風13号)

被害の程度	1. 人的被害	(1) 重軽傷者	85人
	2. 住家被害	(1) 全壊	285棟
		(3) 一部損壊	1,268棟
	3. 非住家被害	(1) 全・半壊	361棟
	4. その他の被害	(1) 道路施設	722個所 (2) 倒木倒壊 50,000本
		(3) 通信被害	2,200回線

災害状況 瞬間最大風速67.8m、被災人員6,771人、被害額推計55億4千万円に上る未曾有の大災害をもたらした。翌6日午前10時50分災害救助法が適用された。台風の来襲が日没前であったこと、通過速度が早かったため人的被害が少なかったといわれ、不幸中の幸いであった。被害は大規模であったが公共施設等の被害が比較的少なく、住家被害等の生活関連施設の被害が甚大であったことも特筆される。

(3) 1995年9月17日(平成7年 台風12号 八丈支庁管内全域)

被害の程度	1. 人的被害	(1) 軽傷者	1人
	2. 住家被害	(1) 全壊	2棟 (2) 半壊 9棟
		(3) 一部損壊	410棟
	3. 非住家被害	(1) 公共建物ほか	199棟

4. 船舶被害	(1)全 壊	7隻	(2)一部損壊	182隻
5. 港湾施設被害	(1)八丈島	10億3千万	(2)青ヶ島	1億3千万

災害状況 9月12日マリアナ近海で発生した台風は、発達しながら北上し16日9時現在で、中心気圧925hpaの「超大型で非常に強い台風」となり、17日9時には、八丈島の北約30kmを通過した。測候所の観測では最大瞬間風速46.3m/sであったが、三原山の無線中継所では、最大瞬間風速67.3m/sを記録し、島内各地で被害が発生した。特に船舶及び港湾施設への被害が大きく、中之郷漁港では、陸上げされていた漁船7隻全てが破損流失し、1000t以上もある防波堤のケーンが消失するなど、高波の激しさを物語っている。

(4) 2003年9月22日(平成15年) 台風15号 八丈支庁管内全域)

被害の程度	1. 人的被害	0人			
	2. 住家被害	(1)全 壊	6棟	(2)半 壊	19棟
		(3)一部損壊	154棟		
	3. 非住家被害	(1)公共建物ほか	68棟		
	4. 船舶被害	(1)転 覆	1隻	(2)浸 水	1隻
		(3)一部損壊	6隻		
	5. 被害金額	(1)八丈島	約10億	(2)青ヶ島	約2千万

災害状況 22日午前1時ごろ八丈島南東約50kmに最接近。最大瞬間風速59.5m/s(八丈島測候所観測史上歴代3位)。22日午前0時までの1時間の雨量84mm(同歴代3位)。人的被害はなかったが、八丈町では22日未明から約1,500戸が停電(完全復旧は25日午後5時)し、約8割の世帯で断水(完全復旧は23日夕方)した。

(5) 2013年10月16日(平成25年) 台風26号 八丈支庁管内全域)

被害の程度	1. 人的被害	0人			
	2. 住家被害	(1)全 壊	2棟	(2)半 壊	11棟
		(3)一部損壊	83棟		
	3. 非住家被害	(1)公共建物ほか	52棟		
	4. 船舶被害	(1)転 覆	0隻	(2)流 失	1隻
		(3)一部損壊	4隻		

災害状況 大島に甚大な被害をもたらした台風26号は、16日午前4時ごろ八丈島の西北西約30kmに最接近。最大瞬間風速44.7m/s。人的被害はなかったが、八丈島では島内全域で停電(完全復旧は16日午後3時)が発生した。

3 地 震

(1) 1972年2月29日18時23分18秒(昭和47年) 八丈島近海地震)

北緯33° 12' 東経141° 18' 八丈島東方140km、深度70km

震度 八丈島において 5 規模 マグニチュード 7.2

被害の程度	1. 住家被害	(1)一部損壊	10棟	
	2. 道 路	(1)一部損壊	290個所	
	3. 水 道		15個所	
	4. 漁 船		3隻	
	5. 通信被害		2個所	
	6. その他の被害	(1)家屋類被害	39件	(2)屋敷内施設 134件

(2) 1972年12月4日19時16分28秒(昭和47年 八丈島東方沖地震)

北緯33° 2' 東経141° 2' 八丈島東方沖100km、深度60km

震度 八丈島において 6 規模 マグニチュード7.3

被害の程度 1. 道路 (1)一部損壊 170個所

2. 水道 6個所

3. その他の被害 (1)家屋類被害 33件 (2)屋敷内施設 174件

4 津 波

- (1) 1498年(明応7年)9月20日(明応地震 マグニチュード8.6) 津波4メートル、港で荷役中の1名水死
- (2) 1605年(慶長9年)2月3日(慶長地震 マグニチュード7.9) 津波10~20メートル、谷ヶ里死者37人
- (3) 1677年(延宝5年)11月4日(延宝地震 マグニチュード8.0) 津波3~4メートル、谷ヶ里まで波上る
- (4) 1703年(元禄16年)12月31日(元禄地震 マグニチュード8.2) 津波3メートル、死者1人
- (5) 1707年(宝永4年)10月28日(宝永地震 マグニチュード8.4) 津波4メートル
- (6) 1953年(昭和28年)11月26日(房総沖 マグニチュード7.9) 津波1.5メートル
- (7) 1960年(昭和35年)5月23日(チリ地震 マグニチュード8.5) 津波0.6メートル
- (8) 1972年(昭和47年)1月14日(八丈島東方沖 マグニチュード7.2) 津波0.42メートル
- (9) 1978年(昭和53年)1月14日(伊豆大島近海 マグニチュード7.0) 津波0.12メートル
- (10) 1980年(昭和55年)6月29日(伊豆半島東方沖 マグニチュード6.7) 津波0.12メートル
- (11) 2023年(令和5年)10月5日(鳥島近海 マグニチュード6.5) 津波0.3メートル
- (12) 2023年(令和5年)10月9日(鳥島近海 マグニチュード不明) 津波0.4メートル、八重根漁港で船(ボート)2艘転覆
- (13) 2023年(令和5年)12月3日(フィリピンのミンダナオ島付近 マグニチュード7.7) 津波0.4メートル
- (14) 2024年(令和6年)9月24日(鳥島近海 マグニチュード5.9) 津波0.4メートル
- (15) 2025年(令和7年)7月30日(カムチャツカ半島付近 マグニチュード8.7) 津波0.8メートル

※出典：(1)～(10)東京都防災ホームページ「島しょごとの地震津波状況」(11)～(15)気象庁

5 竜 卷

(1) 1964年1月17日(昭和39年 八丈町末吉地区)

被害の程度 1. 人的被害 (1)重軽傷者 16人

2. 住家被害 (1)全壊 4棟 (2)半壊 21棟

3. 船舶被害 (1)大破 8隻 (2)小中破 5隻

災害状況 午後3時頃、中之郷方面から末吉海岸(洞輪沢)を通過し、(約1km先の八丈島灯台の風速計は、指針限度の60m/sを指しており、瞬間最大風速は、それを超えた模様である)中心が通った洞輪沢では、末吉漁協(当時)と民家がまき込まれ、同集落58世帯のうち22世帯が被災した。漁協で事務を執っていた一人は建物ごと20m上の裏山にたたきつけられ、重傷をおったことは竜巻の強大さを物語っている。

(2) 1997年11月17日(平成9年) 八丈町坂下地区中央部

被害の程度	1. 人的被害	(1) 重傷者	1人	(2) 軽傷者	5人
	2. 住家被害	(1) 全 壊	4棟	(2) 半 壊	4棟
		(3) 一部損傷	49棟		
	3. 非住家被害	(1) 公共建物	2棟	(2) その他	13棟
	4. ライフライン被害	(1) 停 電	1,500戸	(2) 電話不通	14回線

災害状況 当日の天気の状況は、東海沖の低気圧から島の北側へ伸びた温暖前線の影響で、発達した積乱雲が雷を発生し、また8時33分に36.9m/sの最大瞬間風速を観測した。竜巻はこの大気不安定状況により大賀郷地区で発生、そこから、東北東に約3.5km進み海上に抜けた。通過した地域では、屋根等の巻き上げ、樹木やフェンスがなぎ倒される等の被害を受けた。

6 噴火(関連地震)の記録

◎ 八丈島

- 1487年12月7日(長享元年) 噴火: このため飢餓となる。
- 1518年2月28日(永正15年) 噴火。
- 1522年 (大永2年) 噴火: 翌年まで噴火し、桑園の被害大。
- 1605年10月27日(慶長10年) 噴火: 田畠被害。
- 1606年1月23日(慶長10年) 海底噴火: 八丈島附近で海底噴火・火山島生成(位置その後の模様不明)。
- 1690年~1691年(元禄3~4年) 地震群発。
- 1697年~1698年(元禄10~11年) 地震群発。

◎ 青ヶ島

- 1652年(承応元年) 噴火。
- 1670年(寛文10年) 火口(大池)から細砂噴出(約10年間続く)。
- 1780年(安永9年) 噴火: 7月19日から約1週間地震群発。
7月28日新火口生成・多量の湯湧出・火孔増加・地熱上昇・湯温上昇・植物枯死。
- 1781年(天明元年) 噴火: 噴火前日から地震、5月4日に火口原から湯を噴出、畠地被害。
- 1782年(天明2年) 砂噴出: 4月10日地震のあと火口原に火孔生成・赤熱噴石を噴き上げ最大約2mの噴石が島中に降り61戸焼失、死者7人。翌11日砂や泥土を噴出、15日火災、黒煙・噴石は火口原を埋めさらに高さ100m余りの2つの噴石丘を形成。
- 1785年(天明5年) 噴火: 4月18日から噴火を始め噴煙、赤熱噴石、泥土噴出が5月頃まで続く。
当時、327人の島民のうち130~140人が死亡したと推定され、残りは八丈島に避難し、以降50余年無人島となる。

◎ ベヨネース列岩

- 1869年(明治2年) 海底噴火。
- 1870年(明治3年) 小島噴出。
- 1896年(明治29年) 新島出没。
- 1906年(明治39年) 4月14日 噴煙、軽石浮流。
- 1915年(大正4年) 噴火: 4月14日海底噴火、6月19日爆発、海水と岩石噴出、噴煙。7月1日噴煙、海水噴上げ。
- 1934年(昭和9年) 5月、海底噴火、海水黄変、硫黄臭。

- 1946年(昭和21年) 新島出没、2月新島(長200m、幅150m)出現。4月新島さらに出出現(高さ36m)、10月新島(高さ100m)1個のみとなる。12月新島海面下に沈下。
- 1952～1953年(昭和27～28年) 大爆発：9月17日海底噴火(発見漁船名にちなんで明神礁と命名)。新島は、径百数十m、高さ数十m、中・下旬に大爆発が数回あったが、9月23日海面下に沈下。9月24日調査中の、水路観測船第5海洋丸遭難31人殉職、10月1日頃再び新島出現。翌年3月11日頃消滅。4月5日頃三たび新島出現。9月3日頃海面下に沈下。
- 1954年(昭和29年) 11月4日噴火。
- 1955年(昭和30年) 6月25日噴火。
- 1957年(昭和32年) 5月2日深海魚浮上。
- 1960年(昭和35年) 7月21日噴火：噴煙2,000～3,000m。
- 1970年(昭和45年) 1～4月噴火：水柱・海鳴・海水変色・軽石浮流。
- 1971年(昭和46年) 3月18日海水変色。

◎ 須美寿島

- 1870年(明治3年) 近海噴火：南西約18kmに高さ13mの新島噴出(この付近の水深は2,000m以上で、1923年(大正12年)の深浅測量の際には消失していた)。
- 1916年(大正15年) 6月21日噴火：島の西端で爆発音と黒煙、付近に降灰砂。
その後、昭和・平成と島周辺において海水の変色、小規模噴火が度々見られた。

◎ 鳥 島

- 1902年(明治35年) 8月7日大噴火：爆発が起り、月末まで継続。中央火口丘が爆碎消失。島の中央に大火口(長径約800m、短径300m)を生成。島の南南西約1kmの海中及び島の北西岸で爆発が起り、後者は兵庫湾を形成。全島民125人死亡。
- 1939年(昭和14年) 8～12月大噴火。8月18日に1902年生成の大火口の南東端で噴火。噴煙・鳴動・噴石丘生成・溶岩流出。噴石丘の成長と溶岩流出は12月まで続く。
- 1949年(昭和24年) 7～10月地形変動：火口原の地盤隆起。
- 1952年(昭和27年) 4月29日～5月9日地震群発。
- 1956年～1958年(昭和31～33年) 地形変動：火口原の地盤隆起。
- 1959年(昭和34年) 7月21日地震群発。
- 1961年(昭和36年) 1月～4月地震群発。
- 1962年(昭和37年) 4月～6月地震群発。
- 1963年(昭和38年) 4月9日～15日地震群発。
- 1965年(昭和40年) 11月地震群発：1947年(昭和22年)気象庁鳥島気象観測所設置以来、観測業務を実施していたが、この群発地震で全員撤退、無人島となる。
- 2002年(平成14年) 8月12日小噴火を確認した(63年ぶり)。

第7 行 事

<八丈町>

◎ パブリックロードレース

1月の八丈島を駆け抜けるハーフマラソン大会。ほかに、10kmコースと3kmコースが設定されている。

◎ 八丈島産業祭

島で生産された農産物の品評会と即売、商工業製品の品評会が開催されるほか、島寿司・くさやなど郷土料理の販売、島野菜料理や島魚のつみれ汁・焼き芋などの試食、フラワー・アレンジの製作体験やレイメイキングもできる。

◎ 八丈島文化フェスティバル

島民有志による手作りのステージイベントとして昭和62年に誕生したイベントである。八丈島で文化活動を行う方々の「島民の文化祭」として親しまれながら回数を重ねてきた歴史あるイベントである。

◎ 八丈島フリージアまつり

50年以上の歴史を持つ春の八丈島を代表する花「フリージア」のまつり。八形山の特設会場では、約35万本の花が咲きほこり、無料摘み取り体験や黄八丈着物の着付け体験、フリージアカフェでは、特産品や島スイーツの販売を行っている。また、島を巡るスタンプラリーが楽しめる。

◎ 夏まつり

町の商工会が中心となり企画・運営を行っている。まつりは2日間にわたり行われ、安全祈願式を皮切りに太鼓や地元バンドの演奏、踊り、プロ歌手などによるステージショーやが開催されるほか、夜店も並び賑わいを見せている。

なお、第20回(平成4年)より名称を商工まつりから夏まつりに変更した。

◎ 八丈島納涼花火大会

8月11日に底土海岸で実施される。打ち上げ時間は40分程度で、スターマインや10号玉、メッセージ付き花火が打ち上げられ、会場近くで花火を見ることができる。あわせて出店や舞台ステージが開催される。

◎ 盆踊り

8月13日から15日まで各小学校の校庭などで行われる。八丈民謡ショメ節は各地区でそれぞれ節廻しが異なると言われ、地区独自の味合いがあり興を添えている。末吉地区の盆踊りで行われる「高速マイムマイム」など、観光客も参加して楽しめる催しがある。

◎ その他

○ 大神宮まつり、金毘羅まつり (10月)

○ 総社まつり、庁まつり (樫立地区・中之郷地区) (11月)

○ 庁まつり (末吉地区) (12月)

<青ヶ島村>

◎ 牛まつり (青ヶ島村)

毎年夏に開催される島中総出の村祭りで、産業振興と故郷作りのため昭和52年に20年ぶりに復活した。農水産物等の品評会、腕相撲大会、還住太鼓演奏などが行われている。

第8 官公署調

区分	名 称	所 在 地	電 話
都の機関	東京都八丈支庁	八丈町大賀郷2466-2	町外(04996)
	総務課		2-1111
	産業課		2-1113
	土木課		2-1114
	港湾課		2-1115
	八丈島空港管理事務所	八丈町大賀郷2839-2	2-0163
	東京都教育庁八丈出張所	八丈町大賀郷2466-2	2-0742
	東京都島しょ保健所八丈出張所	八丈町三根1950-2	2-1291
	東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所		
	水産振興担当	八丈町三根4222-1	2-0209
	園芸振興担当 (農林合同庁舎)	八丈町大賀郷4341-11	2-0042
	普及指導センター (農林合同庁舎)	八丈町大賀郷4341-11	2-3158
	東京都家畜保健衛生所八丈支所 (農林合同庁舎)	八丈町大賀郷4341-11	2-0504
	東京都海区漁業調整委員会事務局八丈分室	八丈町大賀郷2466-2	2-1113
町村	東京都立八丈高等学校	八丈町大賀郷3020	2-1181
	警視庁八丈島警察署	八丈町三根54-1	2-0110
	八丈町役場	八丈町大賀郷2551-2	2-1121
	町立八丈病院	八丈町三根26-11	2-1188
国の機関	消防本部	八丈町大賀郷2928-2	2-0119
	青ヶ島村役場	青ヶ島村無番地	9-0111
	八丈島簡易裁判所	八丈町大賀郷1485-1	2-0037
	八丈島区検察庁	八丈町大賀郷2263-1	2-0052

八丈支庁事業概要

令和7年度

登録番号2号

令和7年11月 発行

編集・発行 東京都八丈支庁

東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2

電話 04996-2-1111 (代表)

印刷 株式会社アイコ一印刷

電話 03-3252-3633 (代表)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインクを使用しています

